

令和元年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和元年12月11日（水曜日）

議事日程第1号

令和元年12月11日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第97号 八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第98号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 第6 議案第99号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第100号 八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第101号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第102号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第103号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 第11 議案第104号 八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 第12 議案第105号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第13 議案第106号 町道路線の区域変更について
- 第14 議案第107号 町道路線の廃止及び認定について
- 第15 議案第108号 令和元年度八峰町一般会計補正予算（第3号）

- 第16 議案第109号 令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
(第3号)
- 第17 議案第110号 令和元年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第111号 令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第19 議案第112号 令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第20 議案第113号 令和元年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)
- 第21 陳情第 6号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出  
について
- 第22 陳情第 7号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意  
見書の提出について
- 第23 陳情第 8号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅  
な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情について
- 第24 陳情第 9号 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現の  
ため社会保障制度の拡充を求める陳情について
- 第25 陳情第 10号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情につ  
いて
- 第26 陳情第 11号 「国の一律の基準に基づく公立・公的病院の再編・統合は行わ  
ないこと」を求める陳情について

出席議員(12人)

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長 森田 新一郎	副 町 長 日 沼 一 之
教 育 長 川 尻 茂 樹	総 務 課 長 佐々木 高
税務会計課長 今 井 利 宏	企画財政係長 佐 藤 雄 樹

福祉保健課長	堀江広智	教育次長	藤田吉孝
産業振興課長	成田拓也	農林振興課長	浅田善孝
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	米森伴宗
学校給食センター所長	田村高夫	あきた白神体験センター所長	山内章
防災まちづくり室長	内山直光	沢目子ども園長	秋田裕紀子

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木正志 書記 船山厚子

午前10時00分開会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和元年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る12月2日、議長立ち会いのもとに議会運営委員会を開き、11月12日付けで議長から諮問のあった令和元年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から13日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となるこ

とから、意見書の提出の発議を議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から13日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別添報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

- 町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和元年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、12月4日に発生した大規模停電について申し上げます。

12月4日午後6時59分、八森地区の全域と大沢・埴・小手萩・石川地区などを除く峰浜地区の広い範囲で停電が発生しました。午後7時25分、東北電力より八森変電所への送電線の不具合が原因との報告を受け、午後7時38分に防災無線による住民への周知を行ったほか、八峰消防署からは、固定電話から119番が繋がらないので携帯電話からの通報をお願いすること、夜間であるため、火の取り扱いに十分注意する旨の緊急放送を行っております。

午後8時20分には「八峰町災害対策連絡部」を設置し、一次動員を含む職員招集を行い、対応にあたりました。初期対応として、停電が長期にわたった際の避難所の開設を想定し、全域が停電していた八森地区では、東北電力の高圧電源車をファガスに配置、峰浜地区では、停電していない大沢地区の町有施設の開設に向け準備を進めたほか、グループホーム・特別養護老人ホーム等の要配慮者がいる施設等の状況確認を行いました。

さらに、職員を停電している地区に配置し電気復旧の進捗状況を確認したほか、住民の方々などからの問い合わせ対応にあたりました。また、町内の浄水場の点検を行ったところ、本館にある八森浄水場の電気系統に不具合が見つかりましたが、翌5日午前2時頃に復旧し、断水等の大事には至りませんでした。電気は、午後9時30分頃から峰浜沼田地区の国道沿いから順次復旧し、午後10時30分頃には峰浜地区のほぼ全域が復旧、午後11時43分に町内全域が復旧したとの報告を受け、午後11時50分に「災害対策連絡部」を廃止し、防災担当等の職員を残し解散しました。また、翌日には、要配慮者がいる施設の状況を確認するとともに、社会福祉協議会から、高齢者世帯や一人暮らし世帯の方などからの問い合わせがなかったことを確認いたしました。

東北電力からは、今回の停電は、暴風雪により峰浜水沢地区にある高圧送電鉄塔の送電線碍子が損傷したことが要因であること、延べ4,855契約戸数が停電となった旨の報告を受けております。

今回の停電は、全域が復旧するまで約5時間を要しており、役場庁舎も非常用電源となったことから、使用できる電源や回線などが限られた中での対応となったことや、問い合わせの電話には確認できた範囲での復旧状況をお伝えしたものの、電気の復旧が午後9時半以降の夜から深夜となったことなどもあり、情報周知をどう行うべきか課題を残したほか、幸い電気が復旧し避難所の開設には至らなかったのですが、街灯など照明のない深夜で、かつ厳寒期における住民避難はどうあるべきかなど難しい判断もありましたので、早急に対応策について検討してまいります。

次に、北海道八峰町ふるさと会と八峰町関東ふるさと会について申し上げます。

第13回北海道八峰町ふるさと会総会は、10月19日に札幌第一ホテルを会場に開催されました。当日はあいにくの雨模様で、最初に総会会場で参加者37名の記念写真撮影があり、正午過ぎから総会が始まりました。大沢出身の高杉昇幹事長の司会で進められ、まず、ふるさと会員の物故者へ黙禱した後、八森出身の鈴木貞夫会長が挨拶し、私と門脇議長が祝辞を述べ、議案審議が始まりました。議案は全て原案どおり承認され、役員改選では本館出身の松岡タエ子さんが新監査に選ばれました。その後、お待ちかねの懇親会に入り、八峰町の新米で作った「きりたんぼ」の鍋を味わっていただきながら歓談し、「ホオビキ」というロープを使ったゲームなどで盛り上がり、最後に全員で「ふるさと」を斉唱し、お開きとなりました。

また、第11回八峰町関東ふるさと会総会は、11月17日に千代田区のアルカディア市ヶ

谷を会場に開催されました。町からは、私と門協議長、日沼副町長らが参加しました。はじめに中浜出身の戸田眞里会長と私が挨拶をし、総会の議事が進行され、議案は全て原案どおり承認されました。その後、テレビ番組のコメンテーターなどで活躍されている、三種町出身で読売新聞特別編集委員の橋本五郎さんによる「どうなる日本の政治」と題した特別講演が行われました。会場の全員が、40年以上にわたる政治記者としての経験を交えた橋本さんの軽妙な語り口に引き込まれ、講演終了時には会場は盛大な拍手に包まれました。会員は関東圏各地から約220名が集まり、門協議長の乾杯で始まった懇親会での津軽三味線の演奏や大抽選会などで大いに盛り上がりました。

次に、秋の火災予防運動について申し上げます。

11月3日午前7時から、畑谷地区において消防総合訓練を実施し、小雨混じりに加え、冷え込みが厳しい早朝にもかかわらず、多くの方々から参加していただき、住民による火事ぶれと119番通報、バケツリレーによる初期消火活動、消防団による火災防ぎょ訓練などを行いました。また、今回は、11月に入り好天が続き、乾燥注意報が継続的に発令される中、畑谷地区で倉庫付近から火災が発生し延焼の可能性があるという想定での訓練も行い、周辺の第5、第6、第7、第8分団がいち早く駆け付け、水利から火災現場まで距離が離れていることを踏まえて、団員同士が素早くホースを連結させて放水するポンプ連結操作活動演習を行いました。

ご協力いただいた畑谷自治会の皆様をはじめ、消防団、消防署、交通指導隊など関係者の皆様に心から御礼を申し上げますとともに、これから暖房器具等火の取り扱いが増える季節を迎えることから、住民の皆様と一体となって火災予防運動を展開し、無火災を目指してまいります。

次に、空家等調査業務の進捗状況について申し上げます。

6月12日に株式会社ゼンリン秋田営業所と契約を締結し、空家と思われる建築物について、地域事情に詳しい自治会長等の協力をいただきながら、業者調査員に町職員も同行し、9月から10月末までの約2か月間にわたり、現地実態調査を実施しました。調査は、国土交通省の空家判断基準をもとに作成した現地調査票をもとに行い、今後は、その結果をデータベース化することとしております。

今回の現地調査の結果、空家と思われる住宅や小屋などは、八森地区で307棟、峰浜地区で217棟の合計524棟ありました。平成25年度から平成27年度の調査での空家棟数は409棟であり、また、昨年度末までに48棟の空家を解体しておりますので、空家等は、この

4年間で163棟も増えたこととなります。この後、所有者の皆様に関後の利活用に関するアンケート調査を行いながら、物件ごとの対策と課題等を取りまとめ、来年度に「空家等対策計画」を策定したいと考えております。

次に、秋の行政協力員会議について申し上げます。

11月28日、峰栄館において開催し、各自治会から出された側溝の改良や危険木の撤去、電柱の移設などの要望44件について、それぞれ町の考え方をお示しし、意見交換を行いました。住民の皆様が快適に暮らせるよう、すぐ実施できるものは早急に改善することとし、その他の要望についても、実施可能なものはその実施時期などを地元自治会と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。また、各自治会との「町長と語る会」につきましては、今後も自治会総会や各種会合等の際にお声掛けをいただき、継続したい旨をお伝えし、お願いいたしました。

次に、敬老式について申し上げます。

今年度は、初養老を迎えた方が166名、傘寿の方が99名、米寿の方が78名となっております。また、金婚夫婦も37組おられました。9月7日、「ファガス」において開催され、対象者のうち150名が出席し、和やかな雰囲気の中で行われました。式典終了後のアトラクションでは、茂浦民謡同好会の皆さんによる踊りが披露され、楽しい時間を過ごしていただいたところです。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、改めてお祝いを申し上げますとともに、今後一層のご長寿をご祈念申し上げます。

また、10月23日、「ファガス」において、ボランティアグループ「陽だまりの会」との共催により「心といのちを考えるフォーラム」を開催し、150名の参加がありました。秋田大学准教授の佐々木久長先生にコーディネーターをお願いし、日頃から傾聴ボランティアとしてサロン活動を行っている「陽だまりの会」会員の3名と私の5名で、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のよい八峰町をめざして」と題して対談を行いました。陽だまりの会の皆さんからは、来ていただいた方々はもちろんだが、自分たちも楽しみながらサロンを開催していきたいとか、会場の皆さんも是非一度サロンに足を運んでくださいという呼びかけもありました。引き続いて、自らのうつ病の経験やご主人の看病の経験をもとに、「うつ病がつなぐ家族の絆～笑顔の力で取り戻そう心と体の健康そして絆～」と題し、望月美由紀さんに体験談とご講演、パントマイムを交えた大道芸を披露していただきました。

次に、10月からの消費税10%の引き上げに伴ってのプレミアム商品券の発行状況につ

いて申し上げます。

この商品券はプレミアム率25%の商品券で、対象となる方は、4月1日現在、3歳未満児のいる世帯78世帯と、町民税が均等割のみの方、2,126人となっておりますが、11月22日現在の引換券交付者数は574人で、発行率は26%となっております。

次に、今季のハタハタ漁について申し上げます。

今季の県漁協北部総括支所管内に配分されたハタハタの漁獲枠は、沿岸77t、沖合126tで、前年比では、沿岸は30tの減、沖合は6tの増となりました。また、秋田県全体の漁獲枠は650tで、前年から150t減少しております。沖合底曳き網漁は9月に解禁され、12月2日までに漁獲枠のおよそ8割を超える105tが水揚げされております。

11月25日に解禁となった季節ハタハタ漁は、11月27日に初漁を迎え、八森・岩館両漁港で約0.9tが水揚げされました。11月中の初漁は3年ぶりで、29日には、八森漁港で7.7t、岩館漁港で12.3t、合わせて20tのまとまった水揚げとなりました。さらに12月6日にもまとまった水揚げがあり、漁獲枠の8割に迫っております。

昨年と比べて2歳魚・3歳魚の割合が多く、漁業関係者の安堵の声とともに、はちもり観光市や地元の鮮魚店を訪れたお客さんが満足げにされておりました。この後も穏やかな天候が続き、順調な水揚げに期待するとともに、安全な操業となるよう願っております。

次に、観光イベントについて申し上げます。

第13回はっぼう“んめもの”まつりは、ポンポコ山公園を会場に10月12日・13日の2日間で企画されましたが、台風19号接近に伴う安全面を考慮し、大幅に縮小しての開催となりました。メインであるご当地グルメは出店しませんでした。昨年も大変好評だった特別企画のラーメンフェスは2日間、北海道・東北スイーツセレクションは期間を延長して3日間行われました。ポンポコ山公園パークセンター前には6軒のラーメン店が並び、雨の中、傘を差しながらラーメンを注文するお客様で行列ができていました。また、パークセンター内では北海道や東北各地の有名店のお菓子が販売されたほか、八峰中3年生による地元食材を活用して商品開発したお菓子や、峰浜小の児童が手作りしたラベンダーのグッズなども販売され、館内には「いらっしゃいませ、おいしいお菓子はいかがですか」と元気な声が響きわたり、イベントを盛り上げていました。

2年連続で台風の影響を受ける残念な結果となりましたが、本イベントの企画・運営に携わった実行委員会をはじめ、ボランティア、関係者の皆様に、感謝申し上げます。



次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、11月6日に田中大土面地区で発生したツキノワグマによる人身被害について申し上げます。

11月6日午後3時15分頃、町民の方から、大土面地区の埴川河川管理道路で熊に襲われた人を発見、けがをした人の詳細は不明だが、自転車に乗り自力で帰宅したようだという連絡がありました。この通報を受け、町では、被害者の状況を確認するとともに、猟友会に連絡し緊急出動を依頼いたしました。さらに、防災無線にて目撃情報と周辺住民への注意喚起を行い、また教育委員会と、下校する児童生徒への対応と翌日以降の登下校時の対応について協議し、父兄による送迎の依頼をお願いいたしました。

結果として熊を捕獲できなかったため、その日の午後5時45分から、役場において猟友会、警察、八峰消防署の関係機関で今後の対応について協議を行い、翌日7日の早朝から、猟友会の協力のもと、被害現場周辺で捕獲活動を再開すること、また警察は通学路の警戒にあたること、八峰消防署は午前午後の見回りを実施することなどを確認いたしました。翌7日の午前6時14分からは、猟友会と町が事故現場周辺、能代カントリークラブ海側や峰栄館周辺等と範囲を広げ捕獲活動を行いました。捕獲に至らなかったことから、午後0時に捕獲活動を終了しました。その後、事故現場周辺に餌となる柿の木があることから、捕獲のための檻を設置し監視を続けるとともに、周辺集落の見回りや児童生徒の登下校の安全確保、防災無線による注意喚起の呼びかけ等を行ったところであります。

次に、令和2年産米への取り組みについて申し上げます。

県は平成30年産米から、需給動向や在庫量を踏まえて県産米全体の「生産の目安」を設定、提示し、各市町村は、市町村段階の「生産の目安」の提示を行ってきました。県では引き続き県産米の価格の安定を図るため、令和2年産米においても県段階の「生産の目安」を提示することとし、12月5日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催、県全体の生産の目安を「40万5,000t」とすることを決定し公表したところです。これを受け、八峰町農業再生協議会では、町としての目安の算定作業を進め、来年1月21日に再生協議会臨時総会を開催し、生産の目安を決定していただき、方針作成者へ提示する予定であります。

次に、今年の冬の除雪業務について申し上げます。

7月30日に開催した八峰町除雪会議において、除雪体制や実施基準、その他注意事項

の確認を行うとともに、事故防止に最善を尽くすよう委託業者へ依頼しました。今年度は除雪体制の充実を目的に、峰浜地区の除雪対象路線のうち除雪作業に時間を要する区間を再編し、現在19路線としている区分を21路線に分割することで作業時間の効率化を図っております。また、除雪における委託業者の経費負担を考慮して、除排雪作業の機械運転単価についての基準を見直し、平均で13%の値上げを実施しました。町所有の除雪機械については、老朽化した「凍結抑制剤散布機」2 tトラック搭載型を1台更新し、除雪体制を強化しております。

幹線道路はもとより、交差点付近や狭隘な生活路線なども適宜に除排雪作業を行い、きめ細やかな対応に努めながら、冬期間における道路交通の安全を確保してまいります。

次に、八峰町住まいづくり応援事業について申し上げます。

これまでの申請状況は、子育て世帯向け新築支援事業が5件、支え合い世帯向け新築支援事業が2件、リフォーム支援事業が76件、うち18歳以下の子ども3人以上と同居する多子世帯が1件、空き家購入等支援事業が1件、合わせて84件に加え、下水道新規加入が12件であります。これに対する補助対象経費は3億1,683万円余りで、前年度比20.9%の増であり、補助金内示額が当初予算の3,200万円に達する見込みとなったことから、10月31日をもって申請受付を終了いたしました。この事業については、地域経済の活性化や人口減少対策に大きく寄与しており、来年度においても継続してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、峰浜地区統合子ども園建設の進捗状況について申し上げます。

今年6月12日に高田住宅工業株式会社峰浜本店と契約締結した「峰浜地区統合子ども園建築工事」につきましては、6月から土地造成工事が始まり、8月からは基礎工事を開始、現在は建築工事を実施しており、11月末の工事進捗率は39.3%となっております。

また、同じく株式会社協立と契約締結した「同機械設備工事」につきましては、現在床下の給排水配管工事を実施しており、11月末日の工事進捗率は5.5%となっております。

また、保坂電気工事株式会社と契約締結した「同電気設備工事」につきましては、現在配線工事を実施しており、11月末日の工事進捗率は3%となっております。

これから冬期間の工事となりますが、安全対策に十分配慮し、事故のないよう業者を指導しながら、統合子ども園の建設工事を進めてまいりたいと考えています。

次に、主なスポーツイベントについて申し上げます。

10月6日、鹿角市を会場に「第6回秋田25市町村対抗駅伝大会ふるさとあきたラン！」が開催されました。当日は、県内25市町村から33チームが参加し熱戦が繰り広げられ、八峰町は総合の部で28位と、前回大会を4つ上回る成績を収めることができました。町の代表として見事な走りを見せてくれた選手や、サポートしてくれた保護者の皆様、そして指導にあたってくれた八峰町陸上競技協会の皆様に感謝申し上げます。

10月14日の体育の日には、体育協会と公民館主催の「第14回シーサイドロードレース大会」が、秋晴れのもと開催されました。町内の小中学生を中心に156名が参加し、親子の部、2kmの部、5kmの部に分かれて、海岸道路を駆け抜けました。レース後、毎年恒例のお楽しみ大抽選会も行われ、盛会裏のうちに終了いたしました。

次に、ことぶき大学の行事について申し上げます。

9月18日、第41回ことぶき大学運動会を田中ミニ公園で開催いたしました。快晴に恵まれたこの日、参加した235名が8チームに分かれ、バケツリレーや玉入れ競争など、7つの種目に挑戦しました。会場は終始笑顔と熱気に包まれ、心身ともに健康が図られたものと感じております。

また、11月20日の「ことぶき大学健康講話並びに芸能発表会」には学生275名が参加し、五城目町の落合鶴亀一座による漫芸を楽しんだ後、午後からは、ことぶき大学生が歌や踊りや寸劇など、日頃の練習の成果や特技を発表する芸能発表会が行われました。鶴亀一座は、元気と笑いを届けることで県民の健康寿命を延ばす取り組みをしており、この日も漫談や踊り、民踊、ハーモニカ演奏などの多彩な演芸に会場内は終始笑い声が絶えず、正に笑うことで心の健康づくりが図られました。また、芸能発表会では、演目ごとに会場が大きな歓声に包まれ、出演した大学生や出席した大学生にとって充実した一日となりました。

次に、第14回町民文化祭について申し上げます。

11月1日から3日間、ファガスと峰栄館で行われた展示部門には、書道、絵画、俳句、写真、生け花、手芸作品など、昨年よりも多い約1,400点の出品がありました。来場者数は、今年SNSで話題となった「シルバーテツヤ写真展」を同時開催した効果もあり、昨年を200人上回る1,200人以上の方々が訪れました。

また、11月3日にファガス文化ホールで開催された芸能発表会では、中学生によるパフォーマンスと合唱、和太鼓、踊り、大正琴、コーラスなど24演目に170名の方々が出演

し、日頃の練習や学習の成果を発表しました。さらに、特別企画として行った美郷町のプロマジシャン、ブラボー中谷さんによる「マジックショー」は、正にプロの技を駆使したもので、詰めかけた約250人の観客は、ユーモアを交えながらの会話に歓声と笑い声が絶えず、見事な手さばきのマジックには称賛の拍手が送られていました。

また、芸能発表会に先立ち、「第6回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を挙行了いたしました。今年は、県内の全小学校を対象に作品を募集したところ、町内2校を含む4校から230点の応募があり、審査の結果、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞など14点が入賞となり、うち当日出席された9名を表彰いたしました。さらに、応募された全作品をファガス、峰栄館に展示して、多くの町民の方から鑑賞していただきました。

次に、給食センター空調設備改修工事について申し上げます。

夏休み中に調理場内にエアコンを設置、休み明け後に屋外に室外機を設置するとともに、区分開閉機の交換を行いました。製造中であった外気熱処理機2台も搬入されたので、後は、冬休み中にダクトで外気熱処理機と調理場を連結させるだけとなり、工事は順調に進捗しております。

先般、エアコンだけの試験運転を行いましたところ、エアコンだけでも十分に場内を暖めることができ、調理員の皆さんも快適に仕事ができると大変喜んでおりました。冬休み後には外気熱処理機も連結され、完全な状態で給食づくりができますので、長年の懸案でありました職場環境改善や衛生管理問題の解消に繋がるものと考えております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第97号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定については、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、印鑑証明にも旧氏を使用できるよう改正するものであります。

議案第98号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定については、資格要件等の欠格事項となっている被後見人等を改める内容の改正であります。

議案第99号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても職員の給料表及び勤勉手当を改定し、一般職の勤勉手当の支給割合を0.1か月、再任用職員の勤勉手当の支給割合をを0.05か月増額しようとするものであります。

議案第100号、八峰町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定を考慮し、常勤の特別職の期末手当も0.05か月増額しようとするものであります。

議案第101号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

議案第102号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についても、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

議案第103号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備等を行うものであります。

議案第104号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について新たに定めるものであります。

議案第105号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものであります。

議案第106号、町道路線の区域変更については、避難路等の整備に伴い、終点が変わり、延長等が増減したため、町道路線の区域変更を行うものであります。。

議案第107号、町道路線の廃止及び認定については、国道の改良工事等の影響により、国道と接する町道の線形が変わり、延長等が増減したため、町道路線の廃止及び認定を行うものであります。

議案第108号、令和元年度八峰町一般会計補正予算（第3号）は、3,591万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億6,681万3,000円とするもので、歳出の主なものは、生活バス路線及びマイタウンバス維持費補助金、住まいづくり応援事業補助金、安全安心なまちづくり推進事業補助金、国庫支出金返納金、人件費の追加などであります。

議案第109号、令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、85万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億5,785万2,000円とするもので、歳出の

主なものは、介護予防・生活支援サービス費の財源更生及び人件費の追加であります。

議案第110号、令和元年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）」は、1,869万円を追加して、歳入歳出予算の総額を3,246万1,000円とするもので、歳入の主なものは、平成30年度繰越金の確定、土地貸付及び立木売払い収入の増で、歳出の主なものは、収入増に伴う各自治会への負担金の追加であります。

議案第111号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、198万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億1,211万4,000円とするもので、消費税納付金及び人件費の追加であります。

議案第112号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、2万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億1,663万4,000円とするもので、人件費の追加であります。

議案第113号、令和元年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、18万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を7,399万8,000円とするもので、人件費の追加であります。

議案第114号、八峰町監査委員の選任については、現委員の名畑吉男氏が令和2年1月12日で任期を迎えることから、監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第115号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員の木藤直氏が令和2年1月29日で任期満了となることから、新たに小林金則氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は19議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第97号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第97号についてご説明いたします。

議案第97号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月11日提出

提案理由ですが、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページは、条例改正文であります。

改定の内容についてであります。先ほど町長が行政報告でも説明しましたとおり、施行令及び要領の一部改正により、住民票に記載が認められた旧氏の使用について、印鑑登録証明書にもその使用を認める改正となっております。

附則であります。この条例は、公布の日から施行します。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第98号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第98号についてご説明いたします。

議案第98号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月11日提出

提案理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を改正するものであります。

次のページは、条例改正文であります。

今回の条例では、3本の条例について1回で改正するものとなっております。

はじめに、提案理由にあります関係法律は、成年後見人制度を利用している者のみ各資格、職種、業種等から一律に排除され、能力を発揮する機会を失われるのではないかと、。欠格事項の存在により成年被後見人制度の利用を躊躇するのではないかなどの理由から整備されております。

以降、改正内容につきましては、別紙で提出しております議案第98号資料、新旧対照表の方をご覧ください。

それでは、最初に1ページ、第1条の八峰町印鑑登録条例の一部改正ですが、成年被後見人を15歳未満を除く意思能力を有しない者に改めるものであります。

次に、2ページから4ページの第2条、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ですが、この条例は地方公務員法を準拠しており、地方公務員法第16条、欠格事項第1号で、成年被後見人または保佐人となった場合は、当方の規定により地方公務員を失職するとしておりましたが、法律の整備により、成年被後見人または保佐人を欠格事項としないこととなったため、併せて給与条例の規定を削除または改正する内容のものであります。

次に、5ページから7ページ、第3条の八峰町公共下水道管理条例の一部改正においても、6条の3の適合基準及び6条の7の責任義務者の登録資格において、成年被後見人または保佐人の記載を改めるとともに、基準要件に個別の審査規定を加えております。

その他につきましては、項や号を追加したことによる条ずれ等の修正となっております。

この条例は、公布の日から施行することとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第99号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) 議案第99号を説明させていただきます。

議案第99号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。県職員の給与に対する秋田県人事委員会の意見に鑑み、条例改正するものであります。

次のページからは改正文を提出しておりますが、説明については、別紙で提出しております議案第99号から議案第102号説明資料で説明の方をさせていただきます。

はじめに、資料1ページをご覧ください。

第1条の改正内容であります。1点目は、給料表の改定となっており、公民格差389円、0.11%を解消するため、若年層に重点を置いて水準を引き上げるもので、初任給については1,400円程度、高齢層については140円程度、月額引き上げとなっております。

改正の給料表は2から4ページ、改正前との差額は5から7ページのとおりとなっております。

資料1ページに戻ります。

2点目は、12月級の勤勉手当を一般職で0.1か月、再任用職員で0.05か月引き上げる内容となっております。

3点目は、医師初任給調整手当の限度額を500円引き上げ、30万8,800円とする改正となっておりますが、限度額引き上げによる支給対象職員は現在おりません。

これらによる影響額ですが、1点目の給料表の改定による影響が給料で62万9,000円、期末手当で16万7,000円、2点目の勤勉手当の改正による影響額が、1点目の給料表の改定も含め376万5,000円となっております。

第2条の改正につきましては、時間外勤務手当等の支給及び給与減額を行う際の1時間当たりの給与額に寒冷地手当が含まれる内容の改正及び来年度支給する6月と12月に支給する勤勉手当ですけれども、その支給率を同月数とするものであります。

第1条の改正により、年間に支給される勤勉手当の総月数は1.95月となり、来年度6月、12月にはそれぞれ0.925月ずつの支給ということになります。

附則であります。附則の第2項のとおり、1条の給料表、勤勉手当等の改定は、平成31年4月1日に遡って適用することとしますが、本年4月から11月までの給与及び6月と12月の手当は既に改正前の条例で支給済みのため、4月1日に遡って適用する場合であっても改正後の規定により支給する際には、差額のみを支給する附則を第3項で定めております。第2条の改正は、第1項ただし書きで、令和2年4月1日から施行することとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと初歩的な質問をいたします。給料改定の所で公民格差がありますけれども、この民の方は、どこを比較して、県なのか全国なのか、その民の所の比較対象される所をちょっと詳しく教えてもらいたいのと、ちょっといつも出てきて今さら聞くのもちょっと申し訳ないんですが、勤勉手当ってというのはどういう形のものなのか、ちょっと説明してください。

○議長（門脇直樹君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

1点目の民の部分ですけれども、民の部分については、企業規模50人以上、事業所規模50人以上の県内128事業所に対して秋田県人事委員会が調査している内容のものとなっております。

2点目の勤勉手当については、6月と12月に支給されているんですけれども、その間

のまず通常、欠勤とかそういったことがなければまず大体100%、欠勤日数とか休職日数とかがあれば期末手当に準じていきますけれども、基本的には、まず通常に勤務されていれば100分の100、何か問題があれば、例えば懲戒処分とかそういったものがあれば減額されるといった内容のものになっております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 欠勤のことでちょっと聞きたいんですけども、欠勤というのは、結局、有給休暇とか定められた介護休暇・育児休暇とか、そういうもの以外の使う切った上での欠勤ということになるんですか。

○議長（門脇直樹君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） はい、ご指摘のとおりです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 寒冷地手当について見解を求めたいと思います。

寒冷地手当は、相当昔、公務員が給料が安くてですね、なる人がいないという時代の名残の手当がそのまま来ているものだと思っておりますけども、この寒冷地手当はですね国家公務員はですね全国的に異動するわけで、東京から北海道に行った人がその手当を受けるというのは分かるわけです。こと八峰町においては異動というものがありませんから、同じ状況の中で生活していると思うわけですね。それなのに冬になれば手当がつくというふうな考え方は、もう古いのではないかなというふうに思うわけですね。そのほか、気温が逆に上がってきてエアコンつけるような状況になってる、むしろ夏のエアコン代も払わなければならぬようなことだってあるかもしれない。そういうふうな状況の中でですね、もしこの手当をつけなければ生活が維持できないような状況だとすればですね、給料をその分12か月で割って賦課してやればいい話であって、この手当っていうのはなぜ11月から3月に限って出すのか。むしろその分を嵩上げて給料にした方がよいのではないかというふうに私は思うんですが、町長、考えどうですか。

○議長（門脇直樹君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 大変難しい質問であります。言ってる意味は分かります。ただ、これ八峰町だけでやってるわけでありませんので、いずれ、とりあえずは3町連絡協議会とかありますので、今、議員が言われた部分。ただ、手法としてですよ、寒冷地手当分を給料に上乘せするという考え方は、給料法そのものを改定しなきゃいけないので、その部分はなかなか難しいんですが、寒冷地手当の必要性云々については、と

りあえずは、まず3町連絡協議会の部分でもお話してみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、その3町というの、3町で相談する必要があるのかなと。

結構、市町村調べればですね、寒冷地手当やめてる市町村あるわけですよ。民間では既がないところがいっぱいあるわけですよ。まあ民間で出してる方がおかしいなと思うわけですけども、同じ例えば県内においてですね。大企業であればこれは北海道に出向とか栄転とかというふうな形はあるわけですけども。県内の中で、同じ状況だと思うわけですよ。それなのに手当がつくというふうなことの考え方っていうのは、私はおかしいのではないかなと。やっぱり考え方を見直さないと、町も変わっていかないと思うわけですよ。だからそういうふうなところについてはね、まあ別に手当、寒冷地手当だけではなくてですね、勤勉手当だって同じなんです。有給休暇をとらない、それ以外の休みした時だけはさっと削るけども、それ以外は全部100%職員にくれる、それはおかしい。本来であれば、仕事の達成率、そういうふうな人事評価をして差があるべきなんです。そういうふうなことも何にもやらないでですね、一律に100%、国の基準に沿ってやっていると、これではですね、さっぱり発展性がない。職員のやる気だって出てこないと思うわけですよ。いっぱい頑張っている人は、やっぱりそれなりに評価を受け、ちょっといつもまあだらだらとしてるなという職員は下げるというふうなですね体制でその手当を支給しないと、職員のやり気も出てこないと思いますので、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 寒冷地手当の部分については、ちょっと私も実態がよく分からないところありますので、県内等調べてみます。

もう一つの勤勉手当の部分、これは昨年も同じような議論したかと思うんですが、職員の中で、まあいわゆる働き方の部分が議員がおっしゃるような形の部分、差があるのは、これはあると思いますが、ただその差がある部分をどういうふうにして、例えば減らす人の部分について、あなたはこうこうだからこういうふうな形で、あなたの勤勉手当率は通常はこうけども1か月、まあ0.何か月下げてこうですよとかっていう部分のその物差しをどうするかっていう部分が一番大変だと思います。で、人事評価の部分でも、これは実際やってみれば分かるんですが、こう受付窓口の所と例えば政策を作る所とか、福祉の所と農業振興の所とか産業振興、どこをどういうふうにして、こう増やす人はいいんですけど、その減らす人の部分については、どういうふうな形の物差し

でどういう形であなただけはこうやって減らされるのかという部分を明確に説明できないと、これはやっぱりなかなか難しいものがある。まあそういうふうに昨年も同じようなことをお話したと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。5分間休憩いたします。

午前11時06分 再 開

.....  
午前11時10分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第7、議案第100号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第100号を説明させていただきます。

議案第100号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。町長及び副町長の期末手当の額を改定する必要があるため、

条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

内容につきましては、先ほどと同じ議案第98号、99号から102号説明資料で説明いたします。

議案第100号の説明資料をご覧ください。

第1条は、令和元年12月の期末手当を県特別職同様、0.05か月引き上げるもので、第2条の改正につきましては、来年度支給するものについては、6月と12月の期末手当の支給率を同月数とするものであります。

附則であります。第1条の改正は、公布の日から、第2条の期末手当の支給率を同月数とする改正は、令和2年4月1日から施行するものです。第2項は、第1条の期末手当0.05か月を引き上げの改定は、令和元年12月1日から適用することとし、第3項では、12月の期末手当は既に改正前の条例で支給済みのため、改正後の12月の手当は改正前との差額のみを支給する規定となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第101号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第101号を説明させていただきます。

議案第101号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を

改正する条例制定について。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものであります。

次のページ、条例の改め文です。

改正内容につきましては、別紙で提出しております先ほどと同じ99号から102号の資料で説明をいたします。

101号の説明に関する資料ですけれども、改正内容につきましては、第1条で期末手当の支給率を0.05か月引き上げ、第2条で来年度に支給する6月と12月の支給月数を同じとする内容となっております。

附則につきましては、先ほど特別職で説明しました附則と同様となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第102号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第102号を説明させていただきます。

議案第102号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります、町議会議員の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものです。

次のページは、改め文です。

改正内容につきましては、先ほどと同じ99号から102号までの説明資料で説明をさせていただきます。

最終ページになると思います。

改正内容につきましては、先ほどの特別職、教育長と同じ、第1条で期末手当の支給率を0.05か月引き上げ、第2条で来年度に支給する6月と12月の支給月数を同じとするものとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第103号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。



○総務課長（佐々木高君） 議案第103号についてご説明いたします。

議案第103号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備等の必要があるためであります。

内容につきましては、別紙で提出しております議案第103号説明資料で説明させていただきます。

なお、今回の法の改正は、一般職の会計任用職員制度を創設し、任用、服務、規律等の整備を図るとともに、特別職、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであります。

資料につきましては、この法の整備に伴う町に関係する15条例をまとめて改正する内容となっております。

最初に資料1ページです。

第1条から第4条は、法の改正によりそれぞれの委員が非常勤特別職となることのできないための内容の改正となっております。

第5条は、緊急時に任用される臨時的任用職員は、職員定数に含まれるとする内容の改正です。

第6条は、公表が必要となる職員の給与の状況、職員の勤務時間その他の勤務条例の状況等の公表の対象にフルタイムの会計年度任用職員も含まれる内容の改正です。

第7条は、会計年度任用職員の休職期間に関する内容の改正です。

第8条は、パートタイム会計年度任用職員の懲戒による報酬の減給に関する内容の改正となっております。

第9条は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等についても規則で規定する内容の改正となっております。

第10条は、会計年度任用職員も育児休業を取得することができる内容の改正です。

次のページになります。

第11条は、非常勤特別職となることができない委員等を削り、新たに非常勤特別職となる産業医等を追加する内容の改正で、削られる委員等には報償費が支給されることになります。

第12条は、会計年度任用職員歯科診療所歯科医も服務に支給する給与は、別に条例で定める内容の改正で、給料表の改正は、歯科診療所の医師が会計年度任用職員となり、条例で給料表を定める必要があるためのもので、適用させる範囲は条例で別に定めます。

13条は、会計年度任用職員として任用される技能労務職等の給与の種類及び基準は、条例で別に定める内容の改正。

第14条は、農協の窓口で戸籍の証明事務等を行う職員の身分を会計年度任用職員とする内容の改正です。

第15条は、災害発生時等緊急の場合に任用される臨時的任用職員が対象に含まれる内容の改正となっております。

附則ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律と同じ、令和2年4月1日からの施行となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 何点か質問します。

まず、今現在は、この臨時職員任用管理内規によりますと、臨時職員の任期期間は原則として6か月以内、これがまあ原則だわけですから、今は保育園の場合1年とか、町長の判断で1年というところもあるのかどうなのか。そして、この有給休暇っていうものは、労基法ですか、10日間認めていると思うんですけども、これを今までこれ満額使って次に繰越、また再雇用するとか、そういうことをやってこられたんでしょうか。で、会計年度内の契約ということになりますと、この6か月、町で定めているこの6か月以内の臨時職員、これ6か月以内ということはあれですか、5か月と15日とか、そういうふうな契約になってるんですか。その辺ちょっと教えてください。

○議長(門脇直樹君) 7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) 見上議員のご質問にお答えいたします。

まず任期の関係ですけれども、その説明をする前に、会計年度任用職員になりますと、

この臨時職員の管理内規については廃止されることとなります。廃止。今、私どもが通常、臨時職員とこう話している方については、全て会計年度任用職員の条例とかに移行しますので、臨時的管理内規は適用されなくなりますので、4月1日からは対象となりません。

次に、任期の6か月ですけれども、今は長い方で4月から9月までと、さらに10月から必要があればその次の年の3月まで再任用される形で、1年間雇用しております。

有給休暇についても、6か月で10日認めておりますので、その方にもよりますけれども、その6か月ごとに全て使い切ってる方もいると確認をしております。

それで、例えば給食センターですとか、長期休業期間中、勤務を要しない場合は、6か月のフルではなくて、例えば4月1日から夏季休暇が、夏休みが始まってから何日間までの間は整理期間あると思いますので、その期間の雇用で、さらに夏休みが始まる前、何日か前からまた契約というような形で現在は契約をしておりますので、6か月に満たない方もおります。で、会計年度任用職員につきましては、会計年度の任用ということになりますので、今度は4月から6か月間ということではなくて、必要があれば4月1日から3月31日までの1年間、通年契約ということになると認識しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので……7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 有給休暇使い切れてないということですが、今、ほかの町村と、市と比べれば、長いところで3年とか5年とか、それから秋田市の場合は2年とか、まあ1年間で2年間まで働けるとか、で、そういう場合は、もう有給休暇を全部必ず使い切ることっていうふうなことが条件になっているそうです。で、必ず使い切って、それで次の契約までとか、そこら辺は町ではそういうことは進めていなかったのかどうなのかということですね。で、有給使い切った人には今度は採用しないよとか、そういうことはちょっとあってはならないと思うんですけれども、当然受けれる権利をまず全うして受けてもらわなければならないと思っております。その点についていかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 臨時職員の有給休暇の取得について、こちらから全て消化す

るようにと言ったことは私の記憶ではないと思いますが、あくまでも有給休暇の取得はご自身の判断ですので、ご自身の判断で必要があれば有給休暇を取得して消化されることになると思います。

で、会計年度任用職員の移行後につきましては、例えば令和2年度中に通年雇用される方が、もしその令和2年度中の状況を見て、さらにその業務がその次の年も必要だということでもたまたま新たに採用された場合に、任用された場合については、前年度の有給休暇の残数は繰越をすると、職員と同じような形に繰越になるものと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これは国会でも一括法案ということでこれが成立しましたけれども、問題がかなり多く含まれていると思います。1年契約ということで、1年ごとに契約を切られるこの心配が働いてる人たちにはあります。次の年も雇用できるということにはなるんでしょうけれども、それとこの中でうたっている育児休業とか、いろんな育休とか取れるっていうことになってますけれども、八峰町の場合は6か月以内の原則とするということがあったりして、これが本当に、1年契約にしても取れるものなのかどうなのか。私は机上の論議でないかなと、現実的には非常にこれは難しいものではないかなと思っております。こういう意味でも、1年間の契約が必要であるならば、これは職員の数を増やすとか、1年間びくびく生活しなくちゃいけない、で、このあれでいくと、現在の給料が下がる可能性もある。下がることによって、それでまあ一時金をあげますよというふうなことになってますけれども、これはやっぱり臨時職員と正規職員のはっきりした格差を示すものであって、そこから職員として這い上がる機会がないということになりますので、私は、この条例には反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） これより議案第103号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決され

ました。

日程第11、議案第104号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第104号についてご説明いたします。

議案第104号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について。

八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定する必要があるためであります。

次のページは、条例文です。

改正内容につきましては、別紙で提出しております議案第104号説明資料で説明をさせていただきます。

まず第1条の趣旨ですが、先ほど議案第103号で議決いただきました条例のうち、第12条、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正のとおり、会計年度任用職員の給与及び費用弁償は本条例で定めることとなります。

第2条、会計年度任用職員の給与ですが、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に支給する給与の種類を規定しております。

2ページ、第3条から18条までは、フルタイム会計年度任用職員に規定される内容となっております。

まず、2ページの給料ですが、フルタイム会計年度任用職員の給料表の資料は、一般職の職員の給与に関する条例に規定されている行政職給料表及び医療職給料表とし、その給料の適用範囲は規則で定めることとなります。

次に、第4条の職務の級、第5条の号級では、歯科医師を除く行政職の給料表を適用させるフルタイム会計年度任用職員については、基準とする職務に応じ、行政職の1級または2級とし、その上限は70号までとします。また、歯科医については、先ほど議案第103号で議決いただきました医療職給料表のうち、1級の11号を上限に適用させます。

3ページ、第6条の給料の支給、第7幸、通勤手当は、職員を準用します。

第8条、時間外勤務手当、4ページの第9条、休日勤務手当、5ページ、第10条、夜間勤務手当、第11条、宿日直手当についても、職員を準用して支給します。

12条は、給料の端数処理です。

13条、期末手当は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について、職員を準用することとし、第2項、第3項では、期末手当等基準日に在職するフルタイム会計年度任用職員においては、任期の定めが6か月未満であっても一会計年度内における任期が6か月以上であれば、6月以上のフルタイム会計年度任用職員みなして期末手当を支給します。

6ページ、第14条は、特殊勤務手当は職員を準用します。

15条、勤務1時間当たりの給与額の算出も、職員を準用しており、7ページ、16条の給料の減額の際は、15条の規定により減額されます。

7ページ、17条から第28条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬等について規定したものです。

まず7ページの給料、報酬は、月額、日額、時間給が適用される会計年度任用職員の額の定め方ということになります。

8ページ、18条の勤務時間、19条、時間外勤務、9ページ、20条の休日勤務、10ページ、21条の夜間勤務手当については、フルタイムと同様ですが、1日の勤務時間が常勤の職員の7時間45分よりも短い勤務時間で任用される場合などは、常勤の時間に達するまでは100分の100支給ということになります。

22条は、報酬の端数処理。

23条の期末手当は、先ほどのフルタイムと同じ考え方になります。

11ページ、報酬の支給については、実績払いとするため、翌日15日の支給を想定しております。

25条、勤務時間1時間当たりの報酬額は、時間外勤務手当を支給する際は報酬の減額を行う場合の1時間当たりの報酬額の求め方です。

12ページ、26条、報酬の減額は、25条の規定の額をもとに減額します。

27条、勤務に係る費用勉強は、パートタイム会計年度任用職員には通勤手当としてではなく費用弁償と支給されますが、金額は職員に準じます。

28条、公務のための旅費に係る費用弁償の旅費についても、職員に準じて支給されま

13ページ、給与からの控除についてですが、職員に準じて団体共済、財形等も支給することができるようになります。

第30条、職務の特性等を考慮し、町が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、時間、常勤勤務を要する職員を占める職員との均衡及びその職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定めるものとする規定で、当町では外国語指導助手、ALT等を想定しております。

第31条は、規則の委任です。

附則ですが、令和2年4月1日から施行します。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第105号、秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) 議案第105号についてご説明いたします。

議案第105号、秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合格約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため、組合同規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

提案理由にありますとおり、秋田県市町村周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、構成団体の中から削る改正となっております。

附則ですが、この規約は、知事の許可を受け、令和2年4月1日から施行することになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第106号、町道路線の区域変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第106号、町道路線の区域変更についてをご説明いたします。

道路法第10条第3項の規定により、町道路線を変更することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。避難路等の整備に伴い、終点が変わり、延長等が増減したた



め、町道路線の区域変更を行うものでございます。

変更内容につきましては、中の表にあるとおりで、今年度、道路台帳の整備事業をやっております。それに則って最終的な延長等の確認できましたので、今回整備された部分の認定変更をお願いしたいと思います。

路線については、3路線あります。

一番上の町道八小線、これにつきましては、平成29年度に道路改良事業を行いまして、延長が変わっております。ここについては、延長が前回より18.8m短くなりまして658.2mというふうになっております。また、幅員についても、最小幅員が3.8mと以前より0.2m狭くなっております。

2段目の岩館公園線と3段目の横間線につきましては、平成24年度に避難路として整備された道路でございます。最初の岩館公園線につきましては、終点が岩館39番地に変更になっておりまして、延長が以前より64.4m伸びまして168mであります。幅員については変わりありません。いずれも車道となっております。横間線につきましては、終点が横間135番地1に変わっております。また、延長についても、以前より56.4m伸びまして191.9mとなっております。幅員に関しても、最小幅員が2.8m狭くなりまして1.3mとなっております。この幅員の狭くなった部分については、この路線につきましては、避難路として階段歩道を整備したものでありますので、最小幅員が狭くなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 八小線の場合ですけれども、幅員が減って延長も減ってということですので、ちょっと具体的にもう少し教えて、まあ自治会からどうなったのかかって聞かれるとちょっとあれですので、もう少し詳しく分かりやすい地図、どっからどこまでって大体こう想像つきますので、幅が何で狭くなったのかも教えてください。

○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

今表示されました議案第106号と107号の資料でご説明いたします。

この路線については、町道八小線は、次のページ見ていただきますと図面の表示がありますけれども、国道から八森小学校まで、それから終点が新しくできた観海浄水場ま

での区間となっております。この観海浄水場までの延長ですけれども、以前は、整備する前は18.8m、林道側に伸びておりましたが、今回の改良で、そこまで必要ないということで短い範囲の整備をしておりますので、整備した区間のみを路線認定に変えたということでもあります。幅員についても、以前改良する前は一部分広い部分もありましたけれども、最小幅員ですけれども、以前よりもさらに狭い部分が生じたということで、これは現況に合わせて幅員を狭くする認定にしたいということでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第107号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第107号、町道路線の廃止及び認定についてをご説明いたします。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線を廃止及び認定することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。国道の改良工事等の影響により、国道と接する町道の線形が変わり、延長等が増減したため、町道路線の廃止及び認定を行うものでございます。

廃止路線については、上の段でございますけれども、水沢線とカッチキ台線です。これにつきましては、平成25年度に国道101号水沢交差点を改良しております。これに伴って接続する町道、この2路線が線形を変更せざるを得なかったりということで、県で事

業をしたものであります。で、認定路線につきましては、同じ名称でありますけども、下段の表であります。水沢線については起点・終点は変わりありませんが、延長が13.5m伸びて162.3mとなっております。幅員もそれぞれ変わっております。カッチキ台北1号線、これについても起点・終点は変わりありませんけども、18.9m伸びまして309.9mとなっております。こちらについては、最大幅員が7.4m狭くなって18.6mとなっております。これについても説明資料に図面が添付しておりますので、区間はそちらでご確認していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(門脇直樹君) これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(門脇直樹君) 午前中に引き続き会議を再開いたします。

日程第15、議案第108号、令和元年度八峰町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第108号についてご説明いたします。

議案第108号、令和元年度八峰町一般会計補正予算(第3号)。

令和元年度八峰町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,591万1,000円を追加し、総額を65億6,681万3,000円とするものでございます。

第2条の地方債の追加及び変更につきましては、第2表、地方債補正に記載しております。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

4ページをお開きください。

追加の内容につきましては、能代山本広域消防本部が実施する通信指令室機器更新事業に係る負担金につきまして、事業内容が機器更新であり、また当初予算編成時に過疎対策事業債及び緊急防災対策事業債の対象とならない旨を確認しておりましたので、全額一般財源で当初予算に計上しておりました。その後、県と協議した結果、防災対策事業債のみ充当可能と判断されましたので、460万円を追加補正するものでございます。

変更の内容につきましては、過疎対策事業債（ソフト分）の充当事業のうち、住まいづくり応援事業補助金につきまして、10月8日までに執行率が当初予算の90%に達したことから、10月末日を期限として今年度交付分の仮受付を行ったところ、新たに新築1件を含む合計8件の仮申請がありましたので、この申請分に対応するため補助金200万円を追加補正することに伴い、地方債を200万円追加補正するものでございます。

また、安全安心なまちづくり推進事業補助金につきましては、10月末日までに執行率が当初予算の90%に達し、現在も問い合わせが多数あることから、要望に対応するため補助金750万円を追加補正することに伴い、地方債を750万円追加補正するものでございます。

これら2件の変更による過疎対策事業債（ソフト事業）分の変更額は、全体で950万円の増となっております。

なお、詳細につきましては、10・11ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

今回の補正予算では、職員給与費につきましても予算補正を行っております。給与関係予算につきましては、一般会計と、この後議案提出される特別会計と合わせて963万6,000円の増額となっており、主な内容は、秋田県人事委員会の勧告に準拠した給与改定による給料表の改定及び12月支給分の勤勉手当の引き上げによる増額並びに給与改定に伴う

共済費の増額となっております。個々の説明は省略させていただきます。

8・9ページをお願いします。

まず、歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、自立支援給付費負担金、通所障害児通所給付費負担金及び児童手当負担金につきまして、平成30年度給付実績に基づく国庫負担金の精算の交付分、合わせて1,096万6,000円の追加補正でございます。2項国庫補助金2目民生費国庫補助金につきましては、本年9月に実施した介護報酬改定に係るシステム改修が国庫補助の対象事業となったことによる補助金23万4,000円の追加補正でございます。なお、補助率は対象経費の2分の1でございます。

15款県支出金2項県補助金1目総務費国庫補助金につきましては、平成30年10月から令和元年9月までの運行実績に対する路線バス維持費補助金、合わせて141万1,000円の追加補正でございます。

なお、細節1の生活バス路線等維持費補助金は岩館線に対するもので、補助率は対象経費の6分の1、細節2のマイタウンバス費補助金は大久保岱線に対するもので、補助率は対象経費の4分の1でございます。4目農林水産費県補助金につきましては、農業委員会で使用している農地情報公開システムに固定資産情報を連携させるために必要なシステム改修費補助金33万円の追加補正でございます。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正887万円でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

なお、先に申し上げたとおり、今回の給与改定に伴う補正につきましては説明を省略させていただきます。

12・13ページをお開きください。

2款総務費についてご説明いたします。

1項総務管理費1目一般管理費11節需用費につきましては、役場庁舎空調機器の点検の際、加湿器フィルター3か所に経年劣化による破損等が見られましたので、修繕料56万1,000円の追加補正でございます。

14・15ページをお願いします。

6目企画費19節負担金補助及び交付金につきましては、平成30年10月から令和元年9月までの運行実績に対する路線バス維持費補助金、合わせて881万7,000円の追加補正で

ございます。

なお、生活バス路線等維持費補助金の対象路線は岩館線で、マイタウンバス費補助金の対象路線は大久保岱線でございます。

7目電子計算費13節委託料につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました農業委員会で使用している農地情報公開システムに固定資産情報を連携させるために必要なシステム改修費に対する委託料52万8,000円の追加補正でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

少し飛びまして20・21ページをお願いします。

1項保健衛生費1目保健衛生費3節職員手当等、細節3の時間外勤務手当につきましては、今年度新たに追加的風疹対策事業が始まったことや、特定保健指導関連事業が増えたことによる48万円を追加補正でございます。11節需用費につきましては、保健活動車の修繕料7万5,000円の追加補正でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、不妊治療費補助金につきまして、治療を継続されているご夫婦2組が一般不妊治療から、より費用がかかる特定不妊治療に移行したことに伴い、当初予算を全額執行いたしました。今後も補助金の支出が見込まれるため、45万円を追加補正するものでございます。6目ハタハタの町診療所費につきましては、消防署の消防設備点検におきまして、改善を要する指摘がありました非常照明2基の蓄電池交換を行うための修繕料18万円の追加補正でございます。3項水道費につきましては、人件費の追加補正及び平成30年分消費税の確定申告に基づき本年度中に納付すべき予定納税額が増になったことによる公課費の追加補正の財源として、簡易水道事業特別会計に対する繰出金198万4,000円の追加補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

22・23ページをお願いします。

1項農業費2目農業総務費3節職員手当等、細節3の時間外勤務手当につきましては、本年度におきまして、田中野田地区など4地区で基盤整備事業が進展しまして、地区説明会など関連業務が増えたことによる42万2,000円の追加補正でございます。

24・25ページをお開きください。

2項林業費2目林業振興費3節職員手当等、細節3の時間外勤務手当につきましては、熊の出没が相次いだことに対する対応業務の増があり、15万5,000円を追加補正するものでございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

26・27ページをお願いします。

2項道路橋梁費4目除雪費11節需用費につきましては、毎年降雪期を迎える前に行っている除雪機械の整備点検において、追加整備が必要になったことによる修繕料110万円の追加補正でございます。

28・29ページをお願いします。

5項住宅費1目住宅管理費19節負担金補助及び交付金につきましては、地方債補正でご説明いたしましたが、住まいづくり応援事業補助金につきましては、10月8日までに執行率が当初予算の90%に達しましたことから、10月末日を期限として今年度交付分の仮受付を行ったところ、新たに新築1件を含む合計8件の仮申請がありましたので、この申請分に対応するため補助金200万円を追加補正するものでございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費3目災害対策費19節負担金補助及び交付金につきましては、地方債補正でご説明いたしましたが、安全安心なまちづくり推進事業補助金につきましては、10月末日までに執行率が当初予算の90%に達し、現在も問い合わせが多数あることから、要望に対応するため補助金750万円を追加補正するものでございます。

少し進みまして32から35ページの10款教育費につきましては、後ほど教育長から説明させていただきます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

34・35ページをお願いします。

2項諸費1目国庫支出金返納金23節償還金利子及び割引料につきましては、いずれも平成30年度交付分の給付実績の精算による返納金、合わせて277万6,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、先にお話ししましたとおり、教育委員会に関する補正を教育長の方から説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、私の方から10款教育費について説明させていただきます。

戻って32・33ページをお開きください。

5節社会教育費6目秋田県自然体験活動センター管理費3節職員手当等、細節3の時間外勤務手当につきましては、11月以降の団体及び県及び町の主催事業による宿泊受け入れに対応するため、20万円の追加補正でございます。11節需用費につきましては、送迎バスの乗降用のステップの腐食箇所の修繕料13万2,000円の追加補正でございます。12節役務費、細節3手数料につきましては、今後の宿泊受け入れに備えるため、枕、マットレス及び掛け布団のクリーニング代44万円の追加補正でございます。

続きまして34・35ページをお開きください。

6項保健体育費2目学校給食共同調理場運営費11節需用費につきましては、給食運搬に使用するおかず入れのアルミ容器が長年の使用により変形し、配膳時に蓋がうまく開かず、子どもたちが苦勞しています。このため全50個を更新するため、消耗品費19万円を追加補正でございます。

教育委員会関係は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(門脇直樹君) これより議案第108号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第109号、令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第109号についてご説明いたします。

議案第109号、令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めると



ころによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,785万2,000円とするものであります。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6 ページ・7 ページをご覧ください。

歳入になります。3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 4 目保険者機能強化推進交付金 1 節元年度分に85万5,000円を追加するものであります。これは平成30年度から始まりました高齢者の自立支援重度化防止等に関する取り組みに対する交付金であります。

8 ページ・9 ページをご覧ください。

歳出になります。5 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費の財源補正で、一般財源22万5,000円に歳入の交付金を充当するものであります。また、5 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費 2 節給料 1 万4,000円、3 節職員手当等、期末手当3,000円、勤勉手当 2 万1,000円及び 4 節共済費、共済組合負担金5,000円は、人事院勧告による一般職員給料の改定に伴う追加であります。これにも財源更生でありまして、一般財源58万7,000円に歳入の交付金を充当するものであります。

8 款予備費 1 項予備費 1 目予備費81万2,000円の増は、歳入歳出調整のための増であります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第109号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番山本優人君。

○2 番（山本優人君） 先日、保険連合会の算定ミスで各市町村の保険料や介護保険料の過払分を請求するような話で、能代市でも1億ぐらいであったか、求めるような話だったんですが、八峰町に対しての金額っていうのは分かっているのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2 番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの山本優人議員の質問にお答えします。

先日来、新聞等マスコミで報道されておりますのは、国保連のですね共同事業算定誤

りについてということの絡みの話であります。今の介護保険とはまた違う話でありまして、ただいまのところ、その事業ですけれども、国保連で実施しております高額医療費の財政負担の緩和に向けた支援策であります高額医療費共同事業の交付金の算定を、県の国保連の担当者が過大に積算したということで発生したミスであります。この事業は、国4分の1、県4分の1を負担していることから、実績に基づいた差額ですね、それをまず返還しなければならないという状況の話であります。で、今話、質問されましたのは、現段階ではまだ確定はしておりませんが、本町において2,000万円くらいという、約2,000万円ということにはなっておりますが、ただ、もう1件ですね新たに発生しました保険財政共同安定化事業交付金というのもありまして、そちらの方の絡みはまだ、今度の月曜日の12月16日に全県の国保の担当課長会議で説明伺うことになっておりますので、まだ本当の額は確定はしてないということです、現段階では。ただ、まず一応の前段の事業については、まず約2,000万円くらいではないかと言われておりますが、後段の額についてはまだ決まっておりますので、現段階では申し上げることは、これ以上のことは申し上げることはできません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） ちょっと補足させていただきます。

高額医療費の共同事業拠出金の方なんですけど、こちらの方は、最初の頃、先ほど課長答弁したように二千何百万円というふうな形の数字だったんですが、12月9日付けで文書が入りまして、そこの部分の再確定という、拠出金の再確定ということで、平成26年度から平成29年度までの返還に要するそういう部分の対象部分の金額が、八峰町分は4,370万7,671円という形になっています。全県一本では44億5,600万円というふうな形のそういう返還額の中の八峰町分としては4,370万円というふうな、そういう数字で来ております。もう一つの方は、まだ、もう一つの保険財政共同安定化事業の交付金算定誤りの部分については、額がまだはつきりいたしません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第110号、令和元年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第110号についてご説明いたします。

議案第110号、令和元年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,869万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,246万1,000円とするものです。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

歳入歳出補正事項別明細書で説明の方をさせていただきます。

6 ページ・7 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入の 1 節土地貸付収入ですが、株式会社峰浜風力発電の貸付料55万円の増額です。1 款 2 項 1 目物件売払費の 1 節立木売払収入ですが、森林整備センターにお願いしております水沢山の売払いが当初予算の見込みよりも高く売れたことによる収入増分496万3,000円です。

2 款 1 項 1 目繰越金1,248万2,000円ですが、平成31年、本年2月26日に契約しました東北電力との送電線鉄塔用地売払分40万3,272円と、送電線地役権設定補償料156万3,118円等が含まれており、交付金分をこの後の歳出に予算計上しております。

3 款 1 項 1 目雑入ですが、白神森林組合からの分収林造林推進交付金の増額47万5,304円と、有限会社山田造材部からの造林木搬出延期料19万6,425円で、計67万1,000円の増額となっております。

次に、8・9 ページ、歳出をお願いいたします。

1 款 1 項 2 目財産管理費19節負担金補助及び交付金の 3 節交付金ですが、6 項目ありますが、先ほど歳入で説明いたしました収入確定に伴い、各自治会に交付する交付金779万6,000円の追加で、歳入の95%を自治会に交付する取り決めとなっております。都市貸付収入は峰浜風力の貸付料の増額分、立木売払収入分は水沢山の販売単価増額分、土地売払が土地東北電力への送電線用地売払分、分収造林分が白神森林組合の分収造林交付金分、地役権設定が東北電力の送電線地役権設定分、造林木搬出延期料が山田造材部の搬出延期料分となっております。

2 款 1 項 1 目の予備費ですが、予算調整による1,098万4,000円となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第110号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番見上政子さん。

○7 番（見上政子さん） 峰浜風力発電に対して54万4,000円、544万7,000円、これが収入ですか。これはどこの場所で、風力発電を何基建てるためのもので、この貸付ってというのは、この沢目財産区の委員会の人たちで決めるものなんですか、どこでこれを貸し付けるっていうことを決定するんですか、教えてください。

○議長（門脇直樹君） 見上議員、桁を間違ってますよ。

○7 番（見上政子さん） 54万、50、ちょっとそこら辺。

○議長（門脇直樹君） 7 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

歳入57万4,000円の補正だと思いますが、そのうちの峰浜風力発電分が55万円、これ今建設してまだ動いてない、役場から海の方を見ていただいて、旧八森地区から1本、2本は動いてるんですけど、3本目が今動いてませんけれども、そちらの方の貸付分になります。

で、どのように決めているかといいますと、まあ業者との、借りたい業者、貸したいところとこちらの方で協議いたしまして、財産区の、結局、町長が財産区の管理者になっておりますので、最終的には財産区の委員の皆さんに管理会を開いてご説明をしながら、決定は、結局向こうの方に決定通知書を送る際は管理者である町長の印を押して契約の方を行っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第111号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第111号についてご説明いたします。

議案第111号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,211万4,000円とするものがあります。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

事項別明細書に基づいて説明いたします。

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。3款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金、一般会計からの繰入金198万4,000円を追加するものであります。これは歳入の補正に伴う財源補填でございます。

次に、歳出を説明します。

8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出です。1款管理費1項総務管理費1目一般管理費、2節から4節までは人事院勸

告による給与改定等に伴う人件費の補正でございます。27節の公課費であります。消費税納金ということで177万8,000円の追加であります。これは9月に申告した平成30年度分の消費税確定申告に伴う納付額が増加したため、補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第111号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第112号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第112号をご説明いたします。

令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度八峰町の公共下水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ3億1,663万4,000円とするものであります。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

事項別明細書にて説明いたします。

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。5款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金として2万8,000円を追加

いたします。歳出の補正に伴う財源補填でございます。

次、8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款事業費1項総務費1目一般管理費、2節から4節まで全て人  
勤に伴う給与改定等の人件費の補正でございます。内容は省略させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第112号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は原案のとおり可  
決されました。

日程第20、議案第113号、令和元年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議  
題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第113号についてご説明いたします。

議案第113号、令和元年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところにより  
ます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万1,000円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,399万8,000円とするものであります。

令和元年12月11日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。4款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金に18万1,000円を  
追加するものであります。これは歳入歳出調整のための追加あります。

8 ページ・9 ページをご覧ください。

歳出になります。1 款総務費 1 項施設管理費 1 目医科一般管理費 2 給料、一般職給料 3,000 円、3 職員手当、勤勉手当 1,000 円、勤勉手当 8 万 5,000 円、4 目共済費、共済組合負担金 9 万 2,000 円は、人事院勧告による一般職員の給料改定に伴う追加であります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第 113 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第 113 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 113 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21、陳情第 6 号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について、日程第 22、陳情第 7 号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について、日程第 23、陳情第 8 号、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情について、日程第 24、陳情第 9 号、お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情について、日程第 25、陳情第 10 号、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情については、会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第 91 条第 1 項の規定により総務民生常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第 6 号から陳情第 10 号までの陳情第 5 件は総務民生常任委員会へ付託することに決定いたしました。



日程第26、陳情第11号、「国の一律の基準に基づく公立・公的病院の再編・統合は行わないこと」を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第11号、「国の一律の基準に基づく公立・公的病院の再編・統合は行わないこと」を求める陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第11号は採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、13日午前10時より開会します。

これにて散会します。ご苦労様でした。

---

午後 1時43分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人

令和元年12月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和元年12月13日（金曜日）

議事日程第3号

令和元年12月13日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問  
第3 議案第114号 八峰町監査委員の選任について  
第4 議案第115号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について  
第5 発議第9号 「国の一律の基準に基づく公立・公的病院の再編・統合は行わないこと」を求める意見書の提出について  
第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について  
第7 常任委員会の閉会中の所管事務の審査について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 佐々木 高
税務会計課長 今井 利宏	企画財政課長 和平 勇人
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 藤田 吉孝
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 阿部 克之
学校教育課長 山本 節雄	生涯学習課長 米森 伴宗

学校給食センター所長	田村高夫	あきた白神体験センター所長	山内章
防災まちづくり室長	内山直光	八森子ども園長	大坂江利子
沢目子ども園長	秋田裕紀子		

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木正志 書記 船山厚子

---

午前10時00分開議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

傍聴席の皆さん、いい機会ですので、時間が許す限り、ゆっくり傍聴していただきます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） おはようございます。議席番号11番、皆川でございます。傍聴者の皆さんには、年末を控え、何かとお忙しい中、傍聴に駆けつけていただきまして誠にありがとうございます。私は、本定例会に2点について一般質問を通告いたしておりますので、順次質問をまいります。

まず最初に、新年度予算編成についてお尋ねいたします。

人口減少に歯止めがかからず、平成18年、いわゆる合併初年度は9,244人の人口があったのでありますが、本年10月末現在では7,046人と、2,199人もの人口減少になっており、この現状がいつまで続くか定かではありません。

町村合併から、はや14年目を迎えるにあたり、これまで過疎債や合併特例債など有利な起債を活用しながら、さらには徹底した事務経費の見直しや行財政改革、あるいは職員定数の適正化計画により、どうにか財源確保を図ってまいりました。しかし、これからは、町税はもちろんでありますが、合併算定特例の終了や人口減少に伴う地方交付税

の減少等、従来の歳入を確保することに困難が予想されます。一方、歳出におきましては、会計年度任用職員制度が始まり、これらに伴う人件費の増をはじめ、公債費、高齢化に伴います社会保障費としての介護保険や後期高齢者特別会計への繰り出しなど見込まれます。これまで蓄財として蓄えてまいりました財政調整基金などの取り崩しによる財政運営が予想されます。

令和2年目は、どのように財源を確保し、新年度にどのような予算で臨むつもりなのか、町長の所見を伺うものであります。

次に、有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。

近年、鳥獣被害が多様化し、カラス、サル、鹿、イノシシ、熊といった被害や目撃情報が頻繁に報道されるようになりました。とりわけ人命をも落としかねない熊の人身事故も各地で続発し、本町においても、きのこ採りをしていた方が襲撃に遭い、大けがをするという痛ましい事故が発生してしまいました。幸い命に別条はなかったとはいえ、一步間違えば大惨事になる可能性のあった災難であり、被害に遭われた方には心からのお見舞いを申し上げます。このほかにも、農作業中や帰宅途中、あるいは散歩の途中など、多くの目撃情報があったと思いますが、その実件数や駆除された捕獲実績など踏まえ、今後どのようにこれらの対策を講じていくつもりなのか伺うものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。傍聴席の皆さんにおかれましては、このように多数、朝早くから、また何かとお忙しい中、傍聴に来てくださいますと本当にありがとうございます。どうぞ時間のお許す限り、ゆっくりと傍聴していただければと思います。

それでは、早速、皆川議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、一般会計において歳入の約半分を占める普通交付税は、合併算定替えの段階的縮減が最終年となり、さらに一般財源の減少が進むことが見込まれております。また、普通交付税減少の影響による財源不足額の補てんのため、財政調整基金は令和元年度から取り崩し超過となり、減少に転じる見込みとなっております。歳出におきましても、会計年度任用職員制度が開始されることから人件費が大幅に増加するほ

か、公債費につきましても、平成27年度に実施した統合小中学校整備事業で借り入れた地方債の元金償還が開始されたことにより、前年度より増加するものと見込んでおります。

こうしたことから、令和2年度当初予算の編成におきましては、予算編成作業に先駆けて実施した主要事業ヒアリングで、これまでの施策の目的と効果、向かうべき方向性について認識を共有したほか、「事業予算の3年見直し」のルールに基づき、事業の必要性等を再度検討するよう指示したところであります。

また、全事務事業について、「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」の3つの視点から見直しを行い、産業振興や移住・定住対策、少子化対策に向けた取り組みを全庁で「政策パッケージ」として構築し、積極的に推進してまいります。

いずれにいたしましても、令和2年度予算につきましても、これまで以上に事務事業の取捨選択を進め、限られた財源の中で最大限の行政効果が発揮できるよう、事業を精査しながら、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現を図る通年予算を編成してまいりたいと考えております。

次に、「鳥獣被害対策について」であります。

八峰町における主な鳥獣被害はサルと熊で、農作物被害の現状を見ると、サルについては被害額が年々減少傾向にあるものの、依然100万円を超える額の被害が出ています。また、熊については、今年はソバ畑が荒らされる被害が多く寄せられたほか、本館地区で養蜂箱が荒らされる被害も出ました。今年度は熊の餌となるブナの実が大凶作とことから、熊が餌を求めて民家周辺に出没し、その目撃情報が多数寄せられたものと思っております。さらに、11月には、田中大土面地区において、きのこ採りをしていた町内の方がツキノワグマに襲われ、けがをする事故が発生してしまいました。

ご質問のどのくらいの情報提供や捕獲実績があったのかにつきましては、今年の春先から11月までに町に寄せられた熊の目撃情報は50件となっておりますが、このほかにも直接警察等に連絡されたものもあることから、相当の数が目撃されたものと推測しております。一方、今年11月までに捕獲された熊の頭数は、八森地区で10頭、峰浜地区で23頭、合わせて33頭で、昨年の4頭を大きく上回っております。

また、今後の対策につきましては、まずは熊の目撃情報が町に寄せられた場合についてであります。猟友会に連絡し緊急出動をお願いするとともに、防災無線で目撃情報

と周辺住民への注意喚起を行います。さらに、小・中学校に出没に関する情報を伝えるとともに、教育委員会と児童生徒の登下校への対応について協議、父兄による送迎等の対応をお願いしてまいります。

また、目撃情報の多い箇所へは檻の設置を行いますが、民家に近くて檻の設置が困難な場合は、熊の通り道に忌避剤を設置してまいります。この忌避剤は、唐辛子成分の「カプサイシン」と「木酢液」で作られていて、ペットボトル等に液を入れて木などにぶら下げておくと、臭いで熊が近寄らないもので、今年度において一定の効果を確認できたものであります。

次に、収穫されない柿や栗、くるみの木など放任されている果樹等につきましては、町に届け出すれば伐採作業は町で行うことや、民家周辺で被害鳥獣を引き寄せるような農作物を取り残さないよう、広報やお知らせ版、行政協力員会議等各種会議を通じて周知してまいります。さらに、平成30年度からは、林地や原野の見通しを良くし、熊の出没を抑制するため除伐を行う「緩衝帯等整備事業」を実施しているところであり、これまで糠森山付近を通る町道八森山麓線やハタハタ館等御所の台周辺、八峰中から農協カントリーエレベーター間で実施し、一定の効果が見られますので、来年度も継続してまいりたいと考えております。加えて、今回人身被害があったところはもとより、目撃情報が多く寄せられた箇所への看板設置も続けてまいります。

いずれにいたしましても、熊の目撃情報が寄せられた際には、関係機関との連携・協力について迅速に対応するとともに、先ほど申し上げました様々な対策を講じながら、本町において今年のような人身被害が発生しないよう、万全を期してまいります。

○議長（門脇直樹君） 11番議員、再質問ありませんか。11番皆川鉄也君

○11番（皆川鉄也君） 今、町長から新年度予算編成についての基本的な姿勢が示されたところであります。これにつきましては、先般の新聞報道でも拝見させていただいたわけでありますけれども、大きく、若い大人を増やしたい、あるいは子育て世帯を応援する、さらには農林漁業の担い手を確保したいというようなご要望でございますが、3月の予算の特別委員会で、さらにまた詳しい内容が聞けると思うのでありますけれども、まずこの基本的な柱の中で、農林漁業の部分の担い手の確保について若干論議してみたいなというぐあいに思います。

ここで農林漁業というぐあいになりますんで、私、農業の方ちょっと質問してみたいわけでありますが、若い農業者、何を選択させてやるのかですね、稲作なのか畑作なの

か。畑作でいうならば作物的にこういったものが戦略的作物として頭にあるのかですね、そこら付近を具体的に明示をしていただければというぐあいに思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ただいまの皆川議員の再質問にお答えいたします。

農業に関してというふうな形ですけれども、私の基本的な農業に関する考え方、これはまず今の日本の国の状況を考えていた時に、今まで誰も経験したことのないような高齢化が進んでいってます。それと併せて人口減少も進んでいってます。そうすると、人口減少はイコール食べる人が少なくなる。高齢化イコール食べる量が少なくなる。したがって、今まで農業の主力産業、今もそうでありますけれども、米に偏ったそういう形の農業だと、いずれ需要と供給のバランスが崩れるというふうなそういう心配があります。したがって、若い人方には思い切って米以外の畑作、それから花卉も含めてですけれども、そういう米以外のところに力を入れていく、そういう農業者を育てていきたいなというふうに思います。

私は、いろんな産業、衰退していってますけれども、米、農業に関しては、これからの成長産業だと思ってます。やり方次第では雇用吸収力もまだまだいっぱいあると思いますので、基本的な考え方は、今の峰浜地区中心ですけれども、八森地区にもありますけれども、広い土地の土地生産性を上げること、ここの部分をいかに達成するかというのがこれからの農業のあり方だと思ってますので、若い人にはそういう考え方に目を向けて、まあいわゆる農事組合法人、あるいは施設農業、そういった部分には是非取り組んでいただけるようなそういう環境づくりを進めてまいりたいと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君

○11番（皆川鉄也君） 農業に対する考え方は、まあそういう形でおそらく3月に具体的な予算提示がされると思います。

次にまた、若い大人を増やしたいというようなことでもございます。先般9月の一般質問でも町長にご提案申し上げたわけでありまして、いわゆる婚姻届を提出しておる方々への対策でございます。80、90件の婚姻届出されている中で、町内に住んでいる方は10名にも満たないというような結果が出ております。そういった方々は、今、八峰町に残って何とかしたいという気持ちで婚姻届をここに提出して、住民票をここに置いてると思います。そういった方々を手厚くするというのが町長の基本的な考え方だと私は理解をいたしております。そうであればですね、前に申し上げました結婚祝金、金額



はどうするか、やり方はいろいろあるかと思しますので、これは事務方で検討していただければありがたいわけでありまして、是非そういった方々をですね少しでも元気づけるために、結婚祝金、仮称ではございますけれども、そういった手立てを講じてやっていただけないものかなと、今一度お伺いをするところでありまして。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先回の9月議会の中で皆川議員が資料請求された資料を、私もいただきました。その部分を見て、私も愕然といたしました。今、皆川議員が言われたとおりであります。結婚するためには戸籍の異動の必要がありますから、役場の方に必ずまいります。その部分で、実際に80人、90人、いわゆる100人近くの人が結婚しているのに、そのうちに本当に八峰町に住んでる方々が10人にもいなかったというこの現実、その部分については私も愕然としています。

ただ、まず今お尋ねの結婚祝金については、ここの部分については、お金をもらうから結婚するとかそういう問題ではないので、別なことを今考えております。この次に質問される方、同じような質問がありますけれども、その中で今考えているのは、若い人たちが戻りたくても例えば家を建てる土地がない、そういう部分なんかについては、その家を建てるその土地を町で宅地造成した部分を用意して、そこで家を建ててもらいな、まあそういう結婚祝金ではないんですけれども、そういう形の部分を考えています。

それと、最初に議員の方がお話になったんですけれども、私、今回の部分については、総合的な、本当の意味の総合的な切り口の予算をつくりたいなと思ってるんです。例えば子育て云々っていけば学校教育課とか、子育て事業をやってるところだけがやってるんですが、それは単一の縦割りの事業でありまして、子育て政策イコール建設課だって今言ったような形の子育て政策があるわけでありまして、それぞれの課が自分の課でやっている事業を、今議員おっしゃったような3つの切り口でもう一度見直してほしいと。税務課だから何にもないというわけでない。例えば企業誘致に対する固定資産税を免除という部分の政策だって税務課でやってるわけですから、そういうもう一度見直してほしいというふうな形で主要事業ヒアリングのところにお話したつもりですので、何が出てくるかまだ分かりませんが、いろんな部分出てくると思います。ただ、結婚祝金の部分は、直接その部分が果たして結婚に繋がるかといえはちょっと難しいので、それ以外の事業に若者たちが結婚するための障がいを乗り越えていけるような支

援について検討してまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君

○11番（皆川鉄也君） いずれこれも3月にまた具体的な予算あがってくると思いますので、注目して見ていきたいと思います。

次にですね、今日の、まあ私が見る限り、老人クラブに籍を置いている、あるいは、ことぶき大学に籍を置いておられるだろうと思われる方々、大変傍聴によく来てくださっております。こういった方々に対する町の考え方も町長とちょっとやりとりしてみたいなと思います。

今これから寒い時期に入りますと、どうしてもうちの中に閉じこもりがちになるのが通常であります。これからやはり屋外を利用して体を動かす、そういったことが大変健康を維持する上で大切なことじゃないだろうかというぐあいに思っております。そういった現状を見る時に、老人クラブやこういった老人の方々の、高齢者の方々の対策にまだまだてこ入れが必要ではないのかなというぐあいに思っております。

一例を申し上げます。老人クラブに対する助成金のあり方であります。ただ単に単位老人比への割り当てとか人数割でなくてですね、やはりそういった活動ができる状況をですね整えてやるのが町の仕事ではないのかなと。いろいろ県からも老人クラブの補助金交付されておりますし、いろんな計算方法で各単老人クラブの方に配付されると思うんでありますが、まだまだ人数に合わせて金額が少ないというぐあいに認識をいたしております。これから健康長寿が言われてる中で、まあゲートボールやそういった、あるいはラジオ体操でもいいかと思うんです、みんなが一堂に会してみんなで行えるような、そういった活動に対して町の方で助成なり手助けをするような新年度予算を組んでいただけないかなというぐあいにも思うんですが、町長の考えをお知らせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、町長出る際に、5つの重点という中に、健康寿命と元気な高齢者や女性が活躍できる環境づくりという大きな柱があります。高齢者の方々の部分については、まずはやっぱり健康寿命を伸ばしていただきたい。そういう部分で、昨年度、退職者がいない段階で保健師を3人採用いたしました。そのうち今一人社協にピンチヒッターとして行ってますけれども、まだ大きく見える活動はまだでありますけれども、できるだけ健康教室とか介護予防教室とかそういう部分を頻繁に開催していきながら、高齢者の方々の健康づくり、そういう部分に頑張っていきたいなというふうな形は

ひとつ持っています。

老人クラブの補助金は、別途来年度予算に向けて考えていきますけれども、老人クラブの活動部分につきまして、私も前職、まあ辞めましたけど社協の会長として、今また私も水沢第3老人クラブの会員でもありますので、内容はある程度参加してきましたのでいいんですけれども、まずざっくりと言いまして、八峰町、65歳以上3,100人強おります。その中で老人クラブに入ってる方々が一千二、三百人だったと思います。したがって、まだ入ってない方がたくさんいます。それと、冬場におきましても、老人クラブ、社協が事業主体になりまして、ユニカールを中心とした老人クラブの人方がこう、八森地区の人方は1月からですけれども、峰浜地区の人方は12月から、で、もう年々参加者が増えてきています。そういうふうな形で、閉じこもりがちになる冬場において、高齢者が外へ出て健康づくり、仲間づくりをする、そういう機会についてはたくさんありますので、本当にいろんな部分で老人クラブに入っていたとか、あるいは高齢者の方々が夏場であれば体協のゲートボールクラブとかいろんな部分がありますので、要は、その部分に声をかけていただいて、そして入っていただいて共に楽しんでいただくような、そういう環境づくりができればいいかと思っています。県からの老人クラブの補助金減らされてるのは分かっておりますし、老人クラブ自体が活動をしたくともできない老人クラブもあるし、その一方で繰越が残っている老人クラブもありますので、そういういろんな問題がありますので、その辺は、今議員提案の部分については来年度予算に向けて事務当局の方とも相談していきたいと思います。

ただいづれにしても、病気にならなければ国保の問題はありませんし、寝たきりにならなければ介護の問題もありませんので、そういう心と体の健康づくりの部分については一生懸命頑張りたいと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今町長が話しされましたように、ならなければ、かかればそれは結構なわけですが、そういう方々を多くするためにも、やはり健康教育はもちろん大事でありますけれども、やはり普段運動不足な体をですね、一人でやるよりはみんなでするのが楽しいだろうし、気合いも入るだろうと思いますので、老人クラブの方々にいささかでも予算を増額していただいて、そういった活動に使えるようなそういう道筋をつけていただければありがたいなというぐあいに思います。3月予算に期待をしながら1問目の質問は終わります。

○議長（門脇直樹君） 2点目の質問に対して再質問ありませんか。11番皆川鉄也君

○11番（皆川鉄也君） 2問目の再質問をさせていただきます。

町の方にもかなり多くの目撃情報なりが寄せられておるようでありますけれども、まだまだ実際目撃しても報告しておらない、あるいは届け出なかったというような部分もかなりあるだろうというぐあいに思います。ここ数年、今町長が話された、山の奥の方に木の実がならないとかということ片づけられていいのかというぐあいの熊の頭数だと思うんです。これまで、私も猟友会員ですんであれですが、ずっと熊に関してはですね捕るな捕るなの方でありました。猟友会、鉄砲持ってても熊捕るなど、自粛してくださいと。そういったことが私は熊の頭数が増加した裏にあるんじゃないかなというぐあいに思ってます。白神山地であそこはもう我々も立ち入りできません。ここの白瀑、公園ですので立ち入りできません。あまりにも鉄砲撃つ場所が少なくなりました。そういったことが熊が増加してる要因にあるんじゃないかなと。県の試算とかによりますと、ただ単にブナの実が凶作であるからとかですね、里山が荒らされてるから熊が住みやすくなったとかというようなそういう単純な問題ではないのではないかなというぐあいに思うんですが。今まで県の方でとってこられた対策が今思うと果たして正しかったのかなと。熊の頭数把握するのにもですね、どうして山にどのくらい熊がいるのか、何で確認するのか私らちょっと分からないんです。おおよその数字だけが一人踊りして歩いているんじゃないかなと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の熊の話につきましては、皆川議員が猟友会の会員でもあるので、中身部分についてはもう十二分に私以上に詳しいと思います。私が聞いている限りの部分では、猟友会の総会とか行った時には、やっぱり熊は自分の子どもを生む時に子どもを育てることができるのかどうかを考えながら生むっていう話を聞いていますので、新聞報道でその食べ物の主力であるブナの実が大凶作だという部分については、その前がそれなりにブナの実がとれてましたので、その部分で生まれた子どもたちが今回大凶作の上で食べるものがなくなって里山に来たっていうのが分かりやすく、さらに、石川地区の方ではソバの実が、熊を解体してみたら胃袋の中がソバの実でいっぱいだったという部分も話聞きますと、それもやっぱり食べ物がない、そういう形だと思うので、逆に今回ブナの実が大凶作だと踏まえれば、今の猟友会の方から聞いたお話を考えていけば、今年生まれる子どもの、熊の子どもっていうのはほとんどいないというふうな形

に思われます。今、こうやって頭数が増えてきた経緯については、まあ私分かりませんので、皆川議員おっしゃったとおりだと思います。で、県の方には、私の方からもいわゆる熊の部分の対策についての県としてのそういう考え方も聞いていきますけれども、町の部分については、鳥獣被害の鳥獣害対策の地域協議会という部分がありますので、その中の関係者の皆様とも熊対策部分について考えていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 町長からもこれは分かってもらえると思うんでありますが、今、私ら狩猟許可証持ってる人間は、鉄砲持つためには3つの条件があります。まず一つは、自分が好んでおる狩猟を楽しむためであります。もう一つは、今、町の方でも困っておりますように、有害駆除に協力するために鉄砲を持つのも目的の一つでありますし、射撃場へ行って射撃をするのも鉄砲持つための一つの目的であります。ただ、本当の猟友会の連中が鉄砲持った理由っていうのは、フィールドスポーツとして狩猟を自分たちが愛してるからであります。何も町内のサル、熊の駆除をやるために鉄砲持ったわけではございません。みんな狩猟を楽しむために鉄砲持ったんであります。ところが最近、今言ったように禁漁区が増え、保護区が増え、鳥獣が不足した中で、かつ、もっぱら多く出るのはサルの追い上げ、あるいは熊の緊急対策であります。残されております猟友会の会員の方々、仕事も持ちながら、うちにいる方々がこの緊急対策に当たらなければなりません。1件、2件ではないんです。役場から要請あれば、ほとんど出て協力してやってくれると思えます。しかし、会員の皆さんも私も含めてかなり高齢化になってまいりました。今言ったように出動できる人間も数に限りがあります。そういった中で役場の担当職員をはじめ警察の方々も協力はしてくれてるんですけども、今後ですね、こういった駆除の緊急対策にあたる町の考え方をですね今一度お聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も、熊の目撃情報あるいはサルの目撃情報等がありますと、すぐ猟友会の方々に連絡をして、実際に現場に来ていただいて追い上げをするというふうな話を書類等で目にしますし、また、猟友会の総会等でも伺っております。そういう意味では、本当に頭が下がる思いであります。日頃の仕事をもちながらもそういうふうな方たちで地域貢献、社会貢献してくれてることに、本当に心から感謝を申し上げます。その部分で、特に八森地区の猟友会の方、かなり人数が減ってきて、この後大変な状況でありますけれども、町とすれば、どういうふうな形で若い方に狩猟に行く道を

整備していくのか、そういう部分も行政としても手をつけていかなければいけない時期に来ているのかなというふうな感じがいたしますので、その部分についても、今後、狩猟会員の高齢化に伴って狩猟会員が、猟友会の会員がいなくなった時のことを考えると、いわゆる町の安全・安心も守れなくなる、そういう状況もありますので、そういう観点で今一度考えてみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君

○11番（皆川鉄也君） 猟友会、何も有害駆除に協力しないということではございません。積極的に協力してまいりたいと思いますし、ただ、協力するにもですね今言ったような事情があるわけでありますから、町の方からもその部分をご理解をいただきたいなというぐあいには思っておるところであります。

私、この前、郡の猟友会の総会ございまして出席をいたしました。その際、警察の方々から、今年の県内におけます人身事故について、14件、県内で発生したようでありますが、その中から二、三ご紹介をして、本町の対策とちょっとにらみ合わせてみたいなというぐあいには思ったところあります。紹介させていただきます。

8月の14日、大仙市の太田町であります。新聞配達的女性が朝、車から降りたところ配達先の小屋から出てきた熊に襲われて、頭部をひっかかれてけがをします。重傷であります。

それから、9月の19日、鹿角市花輪であります。これは中学生であります。下校途中であります。夕暮れ時に下校中、階段に座り込んでいる熊と遭遇したと。人間と思って近づいたら熊が立ち上がって被害者に襲いかかったと。これは幸い軽傷で済んだようであります。

それから、新聞報道もされました。秋田市の添川の事故であります。帰宅途中であります。自宅の敷地内で自転車を止めたところ、熊に襲われた。両目を失明し、頭蓋骨骨折、重傷であります。

それから、11月の6日、八峰町であります。田中の70代の男性がきのこ採りの最中に熊に襲撃されて重傷を負ったと。

それから、11月の20日、鹿角市十和田で、これも新聞報道がされました。有害駆除中あります。民家にいた熊に襲われてけがをします。おまわりさんもけがをしております。

それから、最後であります。これは鹿角市の十和田大湯であります。ああ、これすみません、同じです。というようなことで、県内にこういった重大な熊による事故が発

生をいたしております。

特に教育長にもお聞きをしておきたいと思います。今、お話したように、学校の夕暮れ時の下校途中に熊と出くわしたというような事件もございます。今回八峰町で発生した熊の事件の際に、子どもさん方をスクールバスで帰宅させたというようなくあいに報道されました。大変結構な手段であったと思います。こういうようなことを見ますと、いつどこで何時遭遇するかも分かりません。早めに全員をスクールバスで帰したり、登校させたりするようなことも手段の一つだと思いますし、この手の答弁してもらいたいと思いますが、それと併せて鹿角の事件であります。有害駆除中であります。熊は見てるんですが、おまわりさんは鉄砲撃つてはならんということでもあります。何のために猟友会の方々に有害駆除の緊急をお願いしたのでしょうか。考えさせられます。皆さん鉄砲持っていつてるんですが、住宅が近いということで危険があるということで撃たないでほしいというような、発砲命令が出なかったということでもあります。それで逆襲されてけがをしたと。何も猟友会でなくたって、鉄砲なくたって追い上げるんであればいはずであったと思います。同じ仲間として大変不愉快に思っております。役所から出てくださいということで協力しに行きました。鉄砲持っていきました。撃たないでください。自分がけがしました。何も猟友会でなくたって追い上げはできるはずであります。いろんなことが考えさせられます。まず最初に今の件について町長から答弁していただいた後に、学校の子どもさん方の対策についても教育長からご答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず熊が目撃された時、先ほどもお話した部分と、それから、まあそういう場合については、猟友会の方々の協力、それから防災無線で目撃情報と周辺地域への注意喚起、それから教育委員会、子どもたちをどうやって守るのかっていう部分、これはもう徹底していきますので、今もやってますけれども、それも今後ともやっていきます。あと、檻とか、それから忌避剤とか放任されてる果樹、こういう部分、それから緩衝帯の整備、こういう部分は継続してやっていきます。

今の鹿角市の事例ですけれども、これは実は先月行われました知事と市町村長との行政懇談会の際に鹿角市長から同じような発言がありました。警察本部長にその質問がありましたけれども、警察本部長はその部分を知らなくて、それを担当している県の生活環境部長が答えましたけれども、指揮命令のあり方、現場における、実際に今議員がおっしゃったとおりであります。指揮命令のあり方にやっぱり大きな課題があるのかなと。

それと、先般のあそこのレストラン峰の裏側のあそこの事故のところでも、軽トラの荷台から撃とうとしている姿が、それも問題になりました。それは、本来動いている車からは撃っちゃいかん。でも何で乗ったかという、水平に撃つと玉がどこまでも行くので、高いところから撃つと地面に落ちるから安全性が高まるというようなそういう部分もありましたので、そういう部分についてはやっぱりこれから警察の方々の意思疎通、そういう部分の取り決めがないからこうなっている話だと思いますので、それは私の方からも県の方に、こういう事例があったという部分については私の方からも県の方に申し入れしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 先ほどの質問について私の方からお答えしたいと思います。

学校の子どもたちへの熊対策というか被害防止ですけれども、中学校のそば、それから八森小学校のそばでも熊が目撃されております。対策として、先ほど町長からありましたが、中学校のそばの緩衝地をつくっていただきました。下草を払っていただきました。それから八森小学校では、学校に向かう坂道の反対側の沢の所ですけれども、そこも県の方に払ってもらいまして緩衝地帯をつくって、なるべくこう学校のそばに熊が来ないようにというふうな対策をとっております。それから八森小学校では、朝、音楽を流して、大きい音を流して熊が寄って来ないようにというふうなこともやっております。それから、熊が目撃されたというふうな状況があった場合に、学校にすぐ連絡をして、学校の方では、スクールバスもそうですけれども保護者による送迎をお願いしているところです。結構、今回は長い期間、熊情報ありましたので、保護者の方へ大変ご難儀かけてるわけですけれども、子どもたちの安全のために、あるいはスクールバスでもそのスクールバス集合場所周辺でも熊を目撃するという、これもどこまでこう安全対策すればいいかというのはちょっと考えものですけれども、まず保護者の方にうちから学校まで送ってもらうのが一番まず今のところ安全と考えて、学校の方をお願いしてそういった対策をとっているところです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君

○11番（皆川鉄也君） 今、縷々ご答弁いただきました。大変対策には頭を悩ます部分だろうと思います。ただしかし、襲われた際はただで済まないということを肝に銘じておいた方がよろしいだろうというぐあいに思います。いずれ、今、緩衝地帯をやったと



か何とかというようなことでありましたが、ただ見晴らしが良くなっただけの話であります。やつらはいつどこに来るかは全然分かりません。夜行性の動物であるわけですから、ただ暗いところに好んで入ってくるのは分かります。先ほど鹿角の例を申し上げましたが、山にいて撃つ鉄砲とですね、この民家の有害駆除をやる時に鉄砲持ってやるのでは全然違うんです。いつ車が来るか分かりません。いつ人が来るかも分かりません。万全を期してやらないとまずいわけでありますから、これからこういった対策を講じる際ですね、徹底的にそこら付近を議論していただきたい。せっかく鉄砲持っていっても発射してはならん、撃っちゃならんでは、何も猟友会でなくてもいいわけであります。ですんで、関係機関でですね、このくらい目撃情報あるわけですから、しっかりした対策をしてですね、町民の皆さん、あるいは生徒の皆さんがですね安全・安心でそれぞれ生活できるようなそういう環境づくりに頑張っていただければというぐあいに思います。

質問終わります。答弁要りません。

○議長（門脇直樹君） これで11番議員の一般質問を終了します。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番須藤正人君。

（「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。55分から再開いたします。

午前10時49分 休 憩

.....  
午前10時53分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

5番議員の一般質問を許します。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 今日はたくさんの皆様方に傍聴に来ていただきました。午後からすばらしい議員がいろんな課題について質問をいたします。どうかこのまま午後からも残っていただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

議席番号5番の須藤でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

はじめに、新年度予算についてお伺いをしたいと思います。

平成18年に合併をいたしました。はや14年が経過いたしております。最初の10年間は、国からの優遇措置が全国の合併した町村に交付されました。そしてあとの5年間は、その優遇措置が段階的に減額されてまいりました。来年は、その最後の15年目の年となっております。まあ最終年であります。いろんな、町に対する地方交付税から、そして合

併特例債、いろんな交付金が優遇されて八峰町に来ました。そして、そのお金を使って様々な事業を前町長が展開してまいりました。そのほかに、雇用の対策の問題についてのお金や経済浮揚のためのお金も、全国の町村にまあばらまかけられました。そのおかげで町の貯金となる財政調整基金、そして合併特例債で積み上げてきた町村振興基金、それが40億円を超えるまでになりました。これは、能代山本1市3町では人口比に合わせると最大であります。そのぐらいの貯金ができただけであります。

しかし、今年の予算編成にあたっては、それを5億円取り崩して予算編成を組まないとならないというようなことで、森田町長が63億円ぐらいの予算を組んだわけでありませう。新聞紙上によると、来年は59億円ぐらいにその予算を抑えたいというような報道がなされておりました。まあこれからいろんな課との予算査定が行われていくんだらうと思います。子育て支援も続けて行いたい。住まい応援もしたい。それから、農林漁業の育成もやっていきたい。あれもこれもやりたいという森田町長の気持ちは非常によく分かります。しかし、一つの枡の中に入っているお金、予算であります。できないことも私はあると思います。この貯金をですねどんどん崩していくと、やがては町は立ち行かなくなる、持続可能な八峰町ができなくなる、そういう危惧をしております。やはり新しい事業、継続しなければならない事業、そして効果の上がらない事業は、見直してもう切り捨てていく、そういうことも大事ではないのかなというふうに思っております。そのことから、この八峰町の来年の予算編成、どうも59億円で抑えたいというような森田町長の気持ちは分かるんですが、どうも査定の中でまた増えていくんではないのかなというような思いであります。

どうかこの持続可能な八峰町をつくっていく、これからの合併はもう嫌だと、八峰町を続けていただきたいんだという思いからすれば、やはり住民にも我慢してもらうところは我慢してもらう。そして、お金をかけていくところはかけていくというようなめりはりの効いたそういう予算を、これから、来年といわず、これからそういうふうな予算編成をしていただきたい、そういうふうに思います。そのことから、来年の重点事業、そして予算規模、これからの予算編成にあたっての心構え、基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

2点目であります。防災についてお伺いしたいと思います。

先日、停電が起こりました。5時間停電になりました。千葉県の人が、よく1か月もこの電気のない生活を我慢したな、まず一番にそれを思いました。電気のない生活が、

たった5時間でもこんなに大変なものかなというふうに痛感したわけでありまして。町長はじめ職員の皆様には、庁舎に集まっているいろんな対策を講じたようでありまして。本当にご苦労様でございました。

今年、八峰町では防災室を立ち上げました。本当に良かったなというふうに思っております。これからは、防災、防災の最大の目的は人を死なせてはならないこと、人の命を守ることでありまして。そのことを十分肝に銘じて、常に危機意識を持って、油断することなくこの任務にあたっていただきたいというふうに思います。

今年度、台風15号、竜巻台風が千葉県を襲いました。台風19号、関東から東北にかけて大変な大雨の災害をもたらしました。昨年は西日本豪雨、岡山、広島を中心とした大きな被害が、そしてたくさんの尊い命が亡くなりました。その前は広島の土砂災害、裏山が崩れてたくさんの方々が亡くなっております。大島の山の崩落もありました。もう今は、いつどこで、この1時間に100mmの豪雨、線状降雨帯による700mm、800mm、1,000mmの豪雨が襲う、そういう時代になっております。幸い、秋田県はまだそういう大きな雨がありません。本当に良かったと思っております。しかし、いつその線状降雨帯が秋田県に発生して、何日もの間、大雨を降らす、そういう時が来るかもしれません。そのためには、やはり対策をとっておかないといけないと思っております。

この八峰町には、土砂災害における警戒区域が24か所、特別警戒区域が64か所あるようであります。88か所の土砂災害の警戒区域があります。そういう大雨が降った時、どのタイミングでその人方を避難させるのか。どの経路で避難所まで誘導するのか。そして、その避難所が十分に確保されているのか。まずそれをお伺いしたいと思います。この豪雨はいつやってくるか分かりません。このシュミレーションをしっかりと立てておくことが、私は住民の命を守ることに一番の大切なことだというふうに思っております。その防災室ができましたから、たぶんそういうこともしっかりともう出来上がっているのではないかというふうに思います。住民にお知らせをする意味でも、その対策をお伺いするものであります。

また、八峰町にはたくさんの砂防堰堤がつくられております。山の谷間にコンクリートで土砂災害を防ぐための堰堤があります。その堰堤を私は3か所見たことがあります。白瀑の上の堰堤、山村広場の上の堰堤、そして岩館第1と第2自治会の間にある堰堤。ほとんどの堰堤がその堤防の上場まで土砂が堆積しております。もうその堰堤の上場からは、その山の方に歩けるぐらいの土砂が堆積してるんです。まあ県では、その上にま

た土砂が積もってくるから、それは崩壊することはない、大丈夫だと言っているよう  
あります。しかし大変な豪雨が来た時に、上の山が崩れた時に、それは濁流と土石でそ  
の堰堤を踏み台にして里に流れてくるのではないかと、私は心配しております。その砂  
防堰堤の現状をですね町でもしっかりと把握をしておいて、そして県に働きかけていく  
ということも、私はこの大雨の対策としては非常に大切なことではないかというふうに  
思っております。

最後に、地震の津波のことです。まあ八森は海岸が住宅と非常に近くなってお  
ります。地震が起きたら高台に逃げる、これはもうみんなが共通して認識していること  
であります。しかし、逃げなければならぬと分かっているのに逃げられない方々がある  
んです。それは、海光苑に入所している方、松波苑に入所している方。私は、この質問  
を一般質問で前にも話をしました。避難訓練をやらせると加藤町長は言っていました。避難訓  
練はできておりません。できないんですよ、避難訓練は。やりようがないんです。それ  
にデイサービスの人もおります。職員もいます。入所者の面倒を見ていると職員も死ん  
でしまいます。これは私は大変な、これからの津波のことを考えた時に問題だというふ  
うに思っております。この対策、非常に難しいんです。移築をするとお金がかかります。  
でも、私は、人の命ですからそういつては行かない。防災は人を殺さないことであ  
りますから、そのこともですね、もうそろそろ考えていく必要があります。

日本海中部地震、北海道南西沖地震、そして東日本大地震、そして内陸地震は長岡の  
内陸地震、熊本でも起こりました。もう天災は忘れた頃にはやってこない。もう分かっ  
ているうちに、忘れていないうちにもう地震もやってきます。ですから、この海光苑と  
松波苑の問題も、もう近々考えていく必要があるだろうというふうに思っております。  
町のその考え方もお伺いをしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 須藤議員の質問にお答えいたします。

まず、令和2年度予算編成にあたっての基本的な考え方についてであります。

皆川議員の質問でもお答えしましたが、一般会計において歳入の約半分を占める普通  
交付税は、合併算定替えの段階的縮減により、さらに減少することが見込まれておりま  
す。また、普通交付税減少の影響による財源不足額の補てんのため、財政調整基金は令  
和元年度から取り崩し超過となり、減少に転じる見込みとなっております。歳出におき

ましても、会計年度任用職員制度が開始されることから人件費が大幅に増加するほか、公債費につきましても、過去の大型事業の影響により前年度より増加するものと見込んでおります。

こうしたことから、令和2年度当初予算の編成におきましては、予算編成作業に先駆けて実施した主要事業ヒアリングで、これまでの施策の目的と効果、向かうべき方向性について認識を共有したほか、「事業予算の3年見直し」のルールに基づき、事業の必要性等を再度検討するよう指示したところであります。

また、全事務事業において、「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」の3つの視点から見直しを行い、産業振興や移住・定住対策、少子化対策に向けた取り組みを全庁で「政策パッケージ」として構築し、積極的に推進してまいります。

いずれにいたしましても、令和2年度予算につきましては、これまで以上に事務事業の取捨選択を進め、限られた財源の中で最大限の行政効果が発揮できるよう、事業を精査しながら、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現を図る通年予算を編成してまいりたいと考えております。

また、重点事業につきましては、継続事業となっている峰浜地区統合こども園建築事業や住まいづくり応援事業のほか、公共用地を活用した子育て世帯向け宅地造成事業、大久保岱地区コミュニティセンター改築事業などを予定しております。

なお、予算規模につきましては、まだはっきりしていないところが多々ありますが、昨年度の当初予算総額62億円余りを上回らない額を想定しております。

次に、八峰町の防災全般についてお答えいたします。

通告と順番がちょっと順不同になっていますので、項目についてはお答えしますが、順不同でお答えします。

今から36年前の昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震をはじめ、東日本大震災や熊本地震、九州や西日本豪雨、さらには今年の台風15号、台風19号による洪水などにより、毎年のように全国各地に大規模な災害が発生しており、特に台風19号では、河川の増水により堤防の決壊や多くの家屋等が浸水し、復旧までに長い期間を要し、日常生活に大きな支障を来しております。

八峰町は日本海に面し、標高の低いところに民家が多く、大震災の際の津波対策は非常に難しい面があります。特に、ご質問にあります特別養護老人ホーム海光苑と松波苑

は、秋田県が想定した最大津波高14.36mの津波が発生した場合、大きな被害が予想されます。町では、災害情報の収集・伝達計画により避難行動に時間を要する高齢者等が速やかに避難開始できるよう、迅速な情報提供に努めてまいります。

また、両施設は、災害防災マニュアルに基づき、火災と地震を想定した訓練を年2回実施されております。海光苑では、今年11月5日「津波防災の日」に、能代警察署及び役場と合同で地震による大津波を想定した防災避難訓練を実施しました。訓練では安否確認や火災の有無などを確認した後、大津波警報が発令されたとして入り口まで移動し、マイクロバスとリフト付きの車両に乗り、2km余り離れた高台にある「夕映えの館」に避難する訓練を実施しました。また、訓練後には責任者が講評を行い、発生から車両の出発まで8分かかり、海岸が近い時間的余裕がない中において車椅子利用者を避難させるのは非常に困難であることを認識し、日頃から準備を整え、早め早めの行動ができるよう訓練を何度も行い、有事には慌てずに自らの命は自分で守るという意識を持ち、今後も避難訓練を重ねていただき、被害防止に努めてまいります。

次に、土砂災害警戒区域についてのご質問であります。八峰町には、土砂災害警戒区域の指定総数は88か所あります。そのうち、土砂災害の恐れがある「土砂災害警戒区域」の指定、イエロー指定ですけれども、は24か所あります。さらに、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがある区域、「土砂災害特別警戒区域」の指定、レッド、イエローともに指定ですけれども、が64か所（急傾斜53か所、土石流11か所）となっております。秋田県では指定区域の住民説明会を、平成27年に八森地区、平成28年と平成30年に峰浜地区で実施し、役場職員も参加しております。また、毎年6月の土砂災害防止月間において、土砂災害危険箇所を秋田県と八峰町が合同でパトロールを実施して危険箇所の点検を行っております。

土砂災害に伴う避難シミュレーションであります。町では、土砂災害警戒情報が発令された時は、住民等が速やかに安全な場所へ避難するため、消防機関と協力し、町の防災無線等により、溪流・河川等に注意する、崖付近は避けるなど安全な避難経路・方法を呼びかけ、高齢者等、避難に時間を要する災害時要配慮者等の避難支援と的確な避難誘導に努めてまいります。

また、避難場所についてであります。災害が発生する恐れがある場合や発生した場合、危険を回避するための「指定避難場所」は、旧岩館小学校グラウンド、八峰中学校グラウンドなど9か所を指定しております。計画集合人数は、全体で7,490人の受け入れを可

能としております。また、建物の倒壊等により自宅での生活が困難になった人を受け入れ避難生活をする「指定避難所」は、八森小学校、八峰中学校など8か所を指定しております。計画収容人数は5,840人としており、指定避難所には避難用備蓄品と発電機や照明機材を備え付け、避難者を受け入れる安全な施設を確保しております。災害が発生する恐れがある場合や発生した場合に迅速な周知や避難誘導に努めて、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、町内の堰堤に対するご質問であります。町内には砂防堰堤が49基、治山堰堤が326基、合わせて375基の堰堤があり、その全部が秋田県管理となっております。

砂防堰堤の調査については、定期点検の規定はありませんが、豪雨等により必要に応じて河川パトロールに併せて県が実施しております。また、秋田県建設部によると、平成29年度に49基全ての砂防堰堤の調査を終了し、緊急に補修や修繕等の対策が必要な施設は確認されていないとのことであります。県では今後、施設の機能及び性能等の変化状況を的確に把握する必要があるため、令和2年度までに砂防施設関係施設長寿命化計画を策定して、健全度に応じた予防保全または補修や修繕の対応を行う計画であります。

また、治山堰堤の調査について秋田県農林部に確認したところ、5年ないし10年に一度の頻度で、目視または点検機器により施設本体の損傷・変形・部材の腐食等について現地調査しているとのことであり、最近では平成28・29年度に全ての治山堰堤の調査を終了しているとのことであります。

今回の治山の調査結果から、機能強化等が必要な堰堤が45基確認されたため、県では今後、コンクリート嵩上げ等機能強化事業の実施に向け、堰堤の位置、周辺民家等を考慮し、整備計画を策定して計画的に対応していくとのことであります。

昨年の6月には本館地区で治山堰堤から土砂が流出する事故が発生し、地区住民に大きな不安を与えました。今回の事故を受け、県では現場の整備に着手、今年度は既存堰堤の下部をコンクリートで固めるとともに、下流に小型の堰堤を新設する工事を実施しており、来年3月の完成を目指しております。また、来年度以降も、さらに堰堤を1基新設するなどの工事を予定しており、事故防止に努めるとしてまいります。

町としては、今後も県管理の堰堤に関しては県と情報を共有し、連絡を密にしながら、災害や事故が起こらないような対応について要望してまいります。

○議長（門脇直樹君） 5番議員、再質問ありませんか。5番須藤正人君。

- 5番(須藤正人君) 町長、持続可能な八峰町をつくっていきたいと思っておりますか。
- 議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長(森田新一郎君) それが基本だと思っております。
- 議長(門脇直樹君) 再質問ありませんか。5番須藤正人君。
- 5番(須藤正人君) 町長の今の予算編成のお話を聞いていると、減る所が何にもないんですね。あれもしたい、これもしたいなんですよ。増えてるぐらいなんです。それで、もう貯金は、これからはたぶん貯金を上積みすることはできないと思うんですね。もちろん町村振興基金も合併特例債がなくなると終わります。財政調整基金も増えることはない。今それを削って予算編成をしないとイケない時代に入ってるんですね。その中で、来年も今年度の予算62億円、それ以内に抑えたいということではありますが、どうもその合併特例債を、ああ、合併特例債じゃない、財政調整基金をどんどん崩していかないと、これは予算編成できないのではないですかね。それで、最後は貯金もない、もう予算が立ち行かない、また近隣市町村との合併の話が持ち上がってきってしまうような感じがするんです。それを危惧してるんですね。町長が今、持続可能な八峰町をつくるということが基本だと、私は良かったなと思っております。でも、この予算編成を組んでいくと、もう貯金がなくなってしまうような気がしてしょうがないんですよ。やはり我慢してもらうところは我慢してもらう。削る所は削る。削るどころか、今の人件費は増える、子育て支援はしたい、住宅づくりの応援もしたい、農林漁業のその育成にも力を入れたい、入りたいんです。これをやめたい、これはやめますというのがないんですね。するとどうしても予算は増える。減るところはないんですかね。
- 議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長(森田新一郎君) 議員の質問に対しては、まず自分が今思ってる思いを予算編成方針としてお話しいたしました。で、いわゆる事業規模を62億円を上回る、まあ今年の当初予算ですけども、それを超えないようにしたい。で、そこをまずひとつの歯止めだと思います。当然、予算編成をしていく過程の中で、財政的な数年後の、5年ぐらいの財政シミュレーションしながら、どのぐらいの基金の取り崩しが必要なるのか、そして今現在の基金の残高がどのぐらいあるのか。確かに議員おっしゃるとおり、財調と、それから合併の振興資金合わせて41億円ぐらい基金があります。ただ、これだけうのみにして予算編成をしていくつもりはありません。だからこそ、まず上限をまず定めて、実際あがってきた時にいっぱい出てくる課もあるかもしれません。その過程の中で、3



年見直しのルールという去年から始めました。1回予算つければ延々とやっていく、その部分に歯止めをかけるために、3年以上の事業についてはもう一回ゼロベースから見直ししましょうよと、そういう過程の中で不必要なもの、我慢していただかなきゃいけないもの、そういう部分を取捨選択しながら、総額まず62億円という去年よりも下回るような予算を目指してやっていきたいという、そういう編成方針です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 今、町長がですねお話ししている、その財政調整基金ですね。これ、令和2年度の予算編成ではどのくらいまで財調を使いたいと、取り崩したいと、そういうようなもう考えがあるんですかね。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、その考えはありません。この後、財政シミュレーションした部分でいきますけれども、昨年の財政シミュレーションで皆さんにお示しした額は6億2,000万円ほどなると。これは61億8,000万円ぐらいの予算規模の場合にこうなるといふふうな試算はしましたけれども、これは毎年毎年条件が変わりますので、毎年毎年やっていく予算編成の前にやって、そこの部分で取り崩す額を決めますけれども、そういう部分がやった時に、61億円、この昨年お示しした額は61億8,000万円ですけれども、その額で間に合わなければどっかを削らなきゃいけないし、私が指示した新しい事業を、2年に分けるとか、来年からやるとか、そういういろんなやりくりが必要になると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 加藤町長時代は本当に合併の優遇措置があって、そして経済浮揚の交付金、雇用対策の交付金、いろんな交付金に来て、一般財源を使わなくてもその交付金の中でその事業ができた時代だったんですね。もう森田町長になった途端、優遇措置はなくなり、国の財政も逼迫しておりますので、そういう交付金も来ない。本当に、まあ言葉悪く言うと貧乏くじを引いたような感じの時代なんですよ。ですからね、私は十分、この森田町長の気持ちは分かります。これもしたい、あれもしたいというのは分かるんです。でも、持続可能な八峰町をつくっていくために、是非ともその予算というものをしっかり見直して精査して査定して、そして組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） 答弁は。

○5番（須藤正人君） 答弁要りません。

○議長（門脇直樹君） 2点目の防災全般について、再質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） はい。津波の問題であります。防災訓練をやったという話がありました。日本海の津波は非常に到達が早いんですね。北海道南西沖地震、あの津波は9分で岬地区というところに到達しました。青苗地区には13分で到達しております。それほど、もう何分もかからないうちに沿岸に押し寄せてくるというのが、この日本海の津波なんです。太平洋は1時間ほど時間がありましたが、ここの日本海中部地震でも20分ほどで来てます。ですから、海光苑と松波苑のこの問題、この人たちをですよ、避難させるというのは、至難の技なんです。簡単にはいかないと思います。8分で、夕映えの館まで行けるはずはないと思うんです。本館まで車に乗せて、寝起きできないような人を介護しながら、その安全な所に、高台に連れていく。職員が死んでしまいますよ。もちろん入所者も亡くなってしまいます。私はね、この問題はね本当に真剣に考えていく必要があると思います。本当にこのままで、自らの意識を持つなんて、自らの避難意識なんて入所してる人は持てないでしょう。それがね、行政の考え方なんです。健全者のものの考え方。歩けない人なんですから、その人をいかに安全な所に連れていくか。それを考えた時に、自らの意識を持つ。そんなことを言っていたら駄目ですね。絶対駄目です。これはまず一つです。

それから、砂防ダムについて、いろいろ私が前に質問した時と違って進んでいるようでありますから、私はこれはやはり防災室の方でもたまたまに抜き打ちでもいいから点検をして、そして不備なところがあったら県に要望すると。県任せでなくて、やはり町のそういう防災の設備だということを十分認識した上で、そういうふうな対応をとっていただきたいというふうに思います。

豪雨の問題。避難場所も今聞きました。ただ、この大雨特別警戒警報が出た時、一番問題なのがタイミングなんです。避難させるタイミング。何もなければこれに越したことはないんです。空振り結構なんです。でも、やはりもう避難させるか、このままにしておくか、非常に悩むと思います。それが後で想定外であったと。想定外という言葉はもう、今の時代はもう使えない。想定外を想定するのが防災室なんです。ですから、その避難させるタイミング、それから避難ルート、そして周知、この周知というのは、私は災害が起きる前、もう今からこういうルートでこうこうですよと、警戒地区の

方々にはそういう情報も常に与えておくということは私は大事だと思います。もう災害が起きそうになってからその周知するのではなくて、もう今のうちから、こういうルートでこういう避難場所に避難してくださいということをしつかり伝えておく、それが大事だと思います。どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 答弁は町長でよろしいですか。

○5番（須藤正人君） 副町長の答弁をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

まず第1点目の津波の問題ですね。特に日本海の津波は早いと。そして、その中で特に海光苑、松波苑の要配慮者ですね、この方々の対応、大変ご心配されています。私も同感です。日本海中部地震、私も体験しています。18分で到着しております。

で、まあ今回のこの八峰町の地域防災計画、これは県の指針に従いながら、東日本大震災、これがあった後ですので、かなり強化されて策定されております。そういう中では、第1波10分、2波15分、3波20分、こういう想定の中で決められています。先ほどちょっとこの表現も悪かったかもしれませんが、車の乗車まで8分かかっていると、こういうことです。到着が8分ではありません。そういう意味では、やはり現場まで記録によりますと約2km、車で7分、さらに7分ですね、合計15分です。こういう訓練の結果でした。各、松波苑も海光苑もそれぞれ災害防災マニュアルを策定して、あらゆる自然災害等々について、こういうふうにするんだと決めております。決められております。ただ、やはり計画は過去の災害の目標値であります。やはり須藤議員おっしゃったように、災害の一番重要な本質というのは、死なないこと、これです。そしてまた、この計画は過去の災害の常に目標値であると。ですから、想定は必ず破られる。想定外というのは、私としては長年危機管理に携わって、想定外はもう当たり前なんです。想定外をいかに超えてやはり対策を講じておくか、これがやっぱり大事なことです。それは須藤議員の言われたとおりなんです。そこで、やはりこの健常者は自らの命を自らで守る、それから自らの地域は地域で守る、そういう自主防災の意識というのは、これ全国的に大変必要なことです。これはどっから来てるかというと、この災害全般について行政が全て担うということは不可能なんです。まずその基本的な考え。情報もしかり。そして災害、特に想定を超えた想定外と言われる大きな災害、頻繁にありますけれども、今回の台風19号でたくさんの浸水区域で屋根に逃げたり、大変な思いしています。でも、救

助要請あっても、そのうちの数%しかかかわれないんです。阪神大震災、平成7年ですね。これもやはり、いくら駆けつけたくても道路が寸断され、消火したくても水道管が破れ、消火できないんです。そういうところで生き延びた方々というのは、やはり地域で普段から防災組織を立ち上げて、自分たちの地域、自分の命は守ろうと、こういう方々の活動が活発なところがみんな残ったんです。これは古い話では大正12年、関東大震災、これでも同じなんですね。ただわいわい逃げた方々は、みんな火災に巻き込まれて亡くなりました。そういう中で生き残ったのは、地味でも桶で住民が結集して消火したと、こういうところが残ったんです。そういうところの健常者と、今議員がおっしゃった要配慮者と、高齢者とかね、動けない方たくさんいます。これはやっぱり全く別の話。いかにこの方々を助けるかと、これが大切なことです。

で、以前にも須藤議員は、このことについてご質問されています。非常に心配なことで、もう当たり前のことなんですね。だからまず施設としていかにそこをクリアしていくか。100%は絶対ないんですけども、行政としてどうあるべきか。そこをどうリンクさせていくか。ある意味で、東日本大震災の問題になりました。じゃあ、日本全国に30m以上の防波堤をみなつくるのかと、こういう現実的でない部分。でもやっぱり絶対必要な対策、これはあります。当時の質問の中でもね、地下のシェルターとか冬式のシェルターとか、いろんな案も出ておりました。堤防を嵩上げしたらどうかとか、やっぱりそれも一つの案だと思います。ただ、その当時はやはりまだ施設も新しい、海光苑は平成11年11月ですか、松波苑は平成5年の4月開設です。どちらも20年、26年ですね、まだまだ使える施設ではありますけども、やはり今これからのことを考えれば、これからのことはやはり高台へ建てるべきと、こういう私の考えであります。ただ現在どうするかといえば、今やれることは何なのか。やっぱりこの逃げるというシンプルなことを、やはり最善を尽くすことでやらないといけないと思っています。それには町でも応援しますし、施設からも頑張ってもらいます。地域からも応援いただきます。そういう意味で地域への応援要請もしてることで、これからもそういうことを踏まえながらしっかり取り組んでまいりたいと思っています。

あと、2つ目の砂防堰堤につきましては、やはり県任せでなくてね、今、ある程度実態はつかんでいますけども、これから町としてもかかわれる分、しっかり取り組んでまいりたいと思っています。

あと、豪雨の問題です。やはりこれも避難、タイミング。計画は先ほどもお話しまし

たように、どうやるかということは書いてても、じゃあどういうタイミングでね、具体的にどう動くかっていうのは書いてません。これはやはり経験値なんですね。一番大事なところですよ。ですから、これは手前でいち早く、迷うところ、迷うことはやるべきです。実は停電の時は、私もほめたものでない、迷いました。でもあれが全て緊急に繋がるかという、ある程度5時間ぐらいという目処がついてましたので、避難所の開設は全て準備しましたけども、まあそこまで至らず終わったということです。でも、先ほど言った豪雨災害の時は、迷わずタイミングを逸しない、そういう情報を流したいと思います。そのためには、こういうハザードマップとか周知の方法とか、また避難経路とか、こういう表わしたものを、まあ八峰町には37か所ありますけども、そういうものをやはりいかに住民にこれから周知するかということが大切かと思しますので、そういうこともしっかり防災まちづくり室としても対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 副町長の答弁、あまり解決策にはなっていないなというふうに感じました。行政答弁ですね。もう少し現実的な、こういうことをやったら人は死なないで済むというような、そういう答弁が欲しかったな。町長、この特別老人ホーム、これ移築は考えたことありませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の縷々須藤議員がお話しされた部分、お聞きしたいんですけども、私の頭の中ではまだ移築の部分までは至っておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） もうそろそろ少しずつでもいいから考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

副町長ね、大雨特別警戒警報が出た時に、やはり私は避難させるのはタイミングですよ、タイミング。ここの距離までだと、この地区からここの距離までだとどのぐらいの距離でみんな避難できるというような、そういう時間、そういうものをある程度予想しておいて、そして避難させる。ところが避難された後に何事もなかった。土砂崩れも土砂災害もなかった。それに越したことはありません。でも、やはり想定外を想定するというのはいくらなんでもそういうことなんですよ。何もなかった。それで良かったな。そういうような早めの避難、そういうことをあらかじめ予測をしておくということが大切だと思います。

す。

時間が来ました。ありがとうございました。

○議長（門脇直樹君） これで5番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。

午前11時48分 休 憩

.....

午前11時49分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に戻ります。

午後1時より再開いたします。

休憩いたします。

午前11時49分 休 憩

.....

午後 0時58分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 傍聴者の皆様、午後からまた傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

議席番号2番、山本です。通告に基づき、一般質問をいたします。

はじめに、産業振興政策について質問いたします。

八峰町でも少子高齢化などにより町内産業が衰退している現状にある中、起業も企業立地もない、仕方ないと諦めていませんか。人口減少で若者の就職などによる定着化の推進は非常に重要な課題であります。当町の現状のままでは、地場産業への就職や一次産業の担い手としてだけの若者の定着には、職場数の少なさにより限界があり、働ける職場を増やすことに政策集中すべきと考えます。町では、雇用創設の取り組み活動の中で、あきたリッチセミナー、能代山本関東圏企業懇談会、東海地区企業懇談会に毎年参加しているようですが、町における新たな企業誘致や起業等による雇用促進に係るこれまでの取り組みと今後の対策、その懇談会での誘致に係るアピール活動内容の説明を求めます。

能代山本圏域では、製造業、建設業、サービス業に極端な労働力不足をしておりますが、能代山本圏域での地元雇用環境は一時期より改善してきていると聞いております。

こうした状況にあるのに、当の八峰町では、働く場所の減少が加速していることに何ら対策や具体的な行動が見られないと感じます。能代市を核とした企業誘致頼み、働く場所のない定住促進では、若者の将来の希望などないと思わざるを得ません。がむしやらにでも、雇用機会の増大に向けた地元産業への就職支援策や新たな企業の誘致に取り組む必要があります。これ以上、子どもたちが町から出ないように、子どもたちが戻ってこられるような企業誘致はもちろんのこと、地元企業の支援拡大等による働く場所を設けることが政策的に重要であり、企業支援の拡充をするべきと考えます。そのためには、産業振興を促進し、雇用機会の増大を図ることを目的にしている八峰町産業振興促進条例の見直しや、産業振興を図る産業振興用土地等貸付譲渡条例が対象となる遊休資産の貸与・譲渡などの条件緩和、さらには、町遊休地や遊休農地の大規模整備による企業立地の促進など、大胆条件緩和して企業誘致、あるいは既存企業の増産設備に伴う雇用拡大を図ることが必要と考えますが、町長の見解を求めます。

次に、単独公共住宅の設置について質問します。

町営住宅は、住宅に困窮している世帯で、かつ低所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する住宅ですが、その必要性はあるものの、収入基準を超えると明け渡しとともに町外移転しなければならないのは町にとって損失であります。頑張っただけで収入を増やせば退去しなければならない住宅ではなく、国の補助金を受けない、町単独の予算による公共住宅の設置の考えはないでしょうか。

以上2点について答弁を求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 午後からも傍聴の皆様、まずもって心から御礼を申し上げます。

それでは、ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、町の企業の状況、雇用創出と企業誘致についてご説明いたします。

町内における法人登録事業所数は、平成27年が131、平成30年が124で、直近の4年間で7法人の減となっております。業種別の内訳では、金融・保険業と不動産リース業がそれぞれ1ずつ増となっておりますが、漁業、建設業、卸売業がそれぞれ2の減、製造業、運輸・郵便業、金融・保険業においてそれぞれ1の減という状況となっております。

雇用創出の取り組みについては、平成21年度に、地域経済の活性化と雇用の拡大を図

るため「八峰町雇用創出支援事業」を創設しております。本制度は大きく3つの柱があり、雇用奨励や創業支援経費に補助する「産業創出支援事業」、新商品開発などの研究開発に補助する「ものづくり支援事業」、新規商品等の販路開拓や販売促進に補助する「販路開拓支援事業」となっております。補助率や交付限度額などの見直しを行った平成24年度から平成30年度までの7年間の実績は、産業創出支援事業が14件、ものづくり支援事業が6件、販路開拓支援事業が3件の合計23件、補助金総額が約2,400万円となっております。

また、平成29年度には、資格や免許の取得を支援する「八峰町資格取得支援事業」を創設いたしました。実績については、初年度は23件、2年目は27件、3年目となる今年度は11月末時点で14件となっております。幅広い年齢層から、また様々な業種においてご活用いただいております。

さらに、平成30年度には、新規の雇用を条件としない「八峰町起業チャレンジ応援事業補助金」を創設いたしました。これは、町における新たな起業を促進する事業であります。実績は、平成30年度の1件にとどまっております。

企業誘致については、秋田県と県内市町村等により構成される秋田県企業誘致推進協議会主催の「あきたリッチセミナー」や「秋田県・県内市町村と首都圏企業との懇談会」、「東海地区企業懇談会」へ参加しているほか、平成26年度からの能代山本関東圏企業懇談会にも参加しております。これらの懇談会を通じて、首都圏をはじめとした各種業界関係者と幅広い情報交換を行いながら、能代山本地域や町内への企業進出や事業拡大の促進に努めております。

こうした状況を踏まえた上で、議員のご質問にお答えいたします。

まず、「産業振興促進条例の条件見直し」についてであります。町内産業の振興に向けては、これまでの雇用創出や企業誘致などの政策効果の現状を踏まえると、これまでとは異なる視点での取り組みが必要であり、特に、既存事業者のより一層の振興や廃業の抑制に向けた取り組みが重要であると考えております。産業振興促進条例等については、こうした観点に立って、白神八峰商工会等とも相談しながら指定事業者や奨励措置などの条件について柔軟な運用に努めるとともに、必要に応じて条例の見直しについても検討したいと考えております。

2つ目の「遊休資産の貸与・譲渡の条件緩和」についてであります。町の地域活性化と経済発展を持続可能なものにするために寄与することが期待できる場合は、これま



での慣例にとらわれることなく、柔軟な対応について検討してまいります。

3つ目の「遊休地・遊休農地の大規模整備等による大胆な条件緩和の政策による雇用拡大」については、企業誘致そのものが大変難しい状況にあることや、働き手の確保も厳しい状況にあることなどを踏まえると、大規模な投資による将来的なリスクが大きいと考えますので、遊休地や遊休農地の活用は重要であると認識しておりますが、現時点では困難であると考えております。

次に、単独公共住宅の設置についてお答えします。

まずは、町営住宅の現状についてであります。現在管理している町営住宅は、6団地で76棟、93戸であります。このうち、今年度の家賃算定基礎となる入居者の収入状況は、収入が著しく低額である者等の減免対象者が13件、収入基準を上回る収入超過者が10件となっております。

町営住宅管理条例においては、収入超過者は町営住宅を明け渡すように努めなければならないと規定されており、過去11年間における収入超過による退去者数は27件あり、転居先は町内が18件、町外が9件となっております。さらに、今年度も、収入超過者10件のうち2件の退去者を出しておりますが、この2件については、八峰町住まいづくり応援事業の「子育て世帯向け新築事業」を活用して町内へ新居を構築しておりますし、昨年も同様の事例が1件あったところであります。

また、収入超過者の基準緩和については、6月議会において八峰町営住宅管理条例の一部を改正し、入居者の資格要件を地域の実情等に応じた内容に修正しております。具体的には、新婚世帯や子育て世帯の入居収入基準の上限額をこれまでの月額15万8,000円から25万9,000円に引き上げ、収入超過者を少なくし、退去に至らないよう配慮したものであります。改正された条例に基づき来年度の家賃を試算したところ、収入超過者は13件から5件となり、8世帯が明け渡し義務を解消され、家賃も低減される見込みとなっております。

議員ご質問の「町単独の予算による公共住宅の設置の考えは。」についてですが、新たに公共住宅を設置する場合には、その需要や立地条件、さらには財源確保など多くの課題があり、大変難しいと考えております。

そこで、現在、耐用年限が過ぎた町営住宅の有効活用について検討しているところであります。具体的には、木造公営住宅の耐用年限である30年を経過した町営住宅が夕風団地に10戸ありますので、これらの用途廃止の承認を受け、新たに「地域活性化住宅」

という位置づけで管理等を行えるよう、秋田県の担当部局と協議を重ねているところがあります。この用途廃止の承認が得られれば、公営住宅法の縛りを受けることなく、入居基準等を含めて町独自の裁量で住宅を管理することができ、収入基準を撤廃することにより、現在は収入超過者に該当する者であっても明け渡ししなくてもいい公共住宅ができることとなります。

このほか、住宅関連施策として、町内にある空き家を町が10年間お借りして必要なリフォームを行い、移住者や定住者に貸し出す「八峰町定住促進空き家活用住宅事業」や、住まいをお探しの方へ町内の空き家を紹介し、当該者同士で契約を行う「空き家情報室（空き家バンク）事業」を実施しております。

いずれにいたしましても、町営住宅における収入超過者の明け渡し義務は大きな問題であると考えており、今後とも既存町営住宅の管理形態を見直しながら、こうした方々の住環境の整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いろいろな施策で新規就農が12人ほど増えた、それについては評価するものでありますけども、それはさておいてですね、企業懇談会に毎年、3会場に行ってるようでありますけども、はじめに秋田県が主催しているリッチセミナー、先日、担当の方から出席者名簿をもらって見たわけですが、企業のトップなる者の人が約200人以上参加しているわけです。秋田県の市町村長も職員も含めて200人程度参加している中ですね、町長としては企業の誰々と面談してそういうふうな話をしたのかどうかということを初めに聞きたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 企業リッチセミナー部分につきましては、テーブルごとに、まあその配置する市町村、そういう部分と関連のあるそういう企業が集まってまいります。例えば八峰町出身の社長さんであるとか、それから八峰町に企業を経営している方だとか、あるいはこれから八峰町絡みの事業をやる方々とか、そういう部分を事務局である県の方で割り振りしながらテーブルを決めていきます。その中で私とすれば、今こっちでやってる部分についての企業の部分について困ってることないか、あるいは引き続きまたお願いしますとか、あるいは今後の部分につきましては、今後どういうふうな形があればいいとか、そういう情報交換をしながら、最終的には個別の活動というよりも秋田県の企業誘致推進協議会、そういう活動の中でそういう取り組みをしております。

で、一番やっぱりああいう取り組みで感じるのは、秋田県自体が25市町村、まあほとんど出席しますけれども、25市町村が一堂になって、一堂に一致団結しながら秋田県への企業誘致、あるいは秋田県における企業事業の拡大、そういう部分を訴えていくことには意味があると思います。ただ、昔みたいに、そういう活動をすれば必ずすぐ企業が来てくれるとかそういう時代ではありませんし、また来たとしても、昔みたいに200人、300人の従業員必要な企業のその従業員確保も難しい状況でありますので、この部分については秋田県全体、また能代山本の部分では能代山本全体というふうな意識で活動しています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあそれなりに秋田県一丸となって誘致するというこのことについての意味はあるというふうに答弁されていますけどもね、ただ、まあ後で紹介したいと思うんですが、今回議員視察をした例ですけども、2か所行ったわけですが、そこは非常にトップが、まあ町長がですねトップセールスをして企業を引っ張ってきてるわけですよ。それ、いずれの市・町においてもですね、やはりそんだけトップがセールスしてまで企業を誘致するという意気込みがないと、来ない状況になってるんだと。秋田県一丸となってやるというのもまあそれは一つの手ですけども、それをも超えてですね、やはりトップが企業誘致に歩くというふうな姿勢についてはどう考えていますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 秋田県一丸になって企業誘致を進めていっても、なかなか難しいのが今の企業誘致をめぐる状況だと思います。今日の北羽新報に載っておりました。スチール、市川スチールさんですか、その会社の部分については、能代に工場ありながら、その能代山本地域と、それから関東圏との企業との懇談会に来てくれる企業の方です。まあそういう活動を通じて、そういう事業拡大というような形になったと思います。

私自身は、私が今こうトップセールスで企業誘致を主とした業務として歩くよりも、今現在は、やっぱり中にいる、中にあるそういう企業をどうやって伸ばしていくのか、そっちの部分の方が私の頭の中では重き軸足が置いているというのが今の現状です。私がトップセールスで企業誘致に歩いたとしても、なかなかそこに至るまでの現実には難しいものがあると思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 中の企業というのは、町内にある企業という意味で言ってるんですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 中にある企業が大きくなって、中にある企業の雇用が拡大されていくという部分も、これもやっぱり立派な雇用創出の事業であると思いますので、私の考えの中では、私がトップセールスで全国を回って歩いてくる、そういう事業の効果よりも、そちらの方の事業拡大とかそういう形の部分で支援した方が、むしろ雇用効果があるんでないかなというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 先ほど若干紹介しましたが、そこの視察先のですよねトップセールス、そこはどのような形でやったのかということなわけですけどもね、そこは農業地域っていうか、まあそういう状況の中で耕作放棄地が増えて困ってる市町村だけですね。で、そこに対して何の企業がいいのかということで悩んだ末、従来で言う機械製品の製造業というふうな企業の誘致ではなくてですね、地元の農産物のできるような形で食品の加工若しくは生産というふうな形で、具体的に名前を挙げると村上農園という、今、年商100億円程度の農業法人というか農業の会社ですけど、その会社を誘致しまして、是非来てくれと。そこで立ち上がってそこの市で営農をやったら、そのパターンを見てですね何十社も見習ってどんどんどんどん進出、生産のための農業生産法人なり、まとわりついたいろんな中小企業の会社が出てきているということの前例があるわけですよ。特に、まあ旧八森町もですね耕作放棄地がどんどん増えて、そういうふうな状況の中で、やっぱり今までの浮き沈みのある工業製品の誘致企業と違ってですね、食品というのはそんなに爆発的に売れるものではないけども安定的に売れる。で、そういうふうな企業誘致というのがこれから必要なんじゃないかと思うし、八峰町にとっては農業生産物であれば地元の生産者、まあ農業の生産者もですね、必要に応じてはそれらに供給するための農産物をつくることもできるわけですよ。そういった形でターゲットを絞ってですね、誘致というふうなものを考えてみる必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 後でその部分教えてもらいたいですけど、やっぱり核となる農事組合法人とか、まあそういう部分があって、加工できる原材料が安定して供給でき

るというふうな条件の中で、そういう前提の中で関連する加工会社にあたって成功した事例だというふうにお見受けします。その部分については非常にいい事例でありますけれども、ただ私の方の方は、まだ依然として法人化自体もかなり遅れておりますので、そういう大規模農園という形の中で安定した原料の確保が、いわゆる来てくれる企業の確保ができるのかどうか。その辺のところもこれから力を入れていかなきゃいけないと思いますけれども、ただいずれ今の部分の事例については、少し研究させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 今、都会の方ではですね工場をつくる場所がない。そのほかに労働力そのものも不足しているといった中で、地方にそういう工場の拠点を求めている例が多くなってきているというのは町長もお分かりだと思います。今日の北羽の新聞にもあるし、先日には大仙市ですかね、食品の工場も進出が決まっておるようです。そのほか、今、コンビニ等に供給、それからスーパーに供給する一次加工の工場がいろんなところに建っているわけですよね。八峰町の場合は農業関係の方の生産者が多いわけですから、それに供給するための供給して加工してもらうような加工の工場、加工するような製造業者を誘致するというのも必要ですし、そのために加工業者が必要とする野菜づくりというふうなことをやらせるという方法もあるわけですよ。今はたぶん八峰町では大根やキャベツやネギが主力だと思うわけですが、これ以外の野菜でもいいわけですよ。例えばピーマンでもいいわけですが、その合った、買ってもらえる野菜づくりをできる生産者に変えて植えてもらえばいいわけであって。だから要は、誘致企業が今求めているのは、たぶん1町歩以上の土地と働く人、これを求めて地方に来てもらうわけですが、そのために町がその条件というものを緩和していかないと駄目なわけですよ。ですから、いきなり1町歩の土地を造成するということは言っておらないわけですよ、私は。まず来てもらいたいということで、条件が整って来る意思があるようであれば、土地は用意します、整備しますというふうなことでいいわけですから、そこまでの誘致をするための努力というものがやっぱり必要なわけで、そのためにいろんな条件緩和というものがいいかなんではないかなというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員言われる、いわゆる企業誘致をして町に働く場所をとという趣旨は、誰も反対する人はいないと思います。そのための必要であれば条件緩和も、そ

れは当然、条例改正してでもやるべきだというふうに思います。ただ、今一番の問題は、町内の企業そのものについても、いわゆる働く人の確保が難しいという現状があるわけなんです。だからその部分で、果たして町単独でやっていいものかっていう疑問が私の中にあります。で、まあ私の考え方の中では、能代山本が協力しながら、いわゆる能代山本の例えば能代工業団地であれば八峰町からでも通えるわけでありますので、そういう形の部分に企業を誘致していくというのも一つの方法なのかなというふうな、昔みたいに我が方、我が方というふうな形の中にいってもなかなか難しいと思います。ただ、条件緩和の部分については、今現在の産業振興促進条例とか、それ以外にもいろんな条例ありますけれども、過去においてつくられたそういう条件でありますので、今の実態に合わないということは今回の質問の部分で大変よく分かりましたので、そういう部分については今後検討、見直し等について検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） その条例の関係で質問しますけれども、例えばですね産業振興促進条例の第3条の2項に、新規雇用の増加人数が3年以内に5人、それから3項に、投下固定資産の総額が2,700万円以上を超えるというふうな条件があるわけですけど、今、人が少なくなって新しく仮に誘致企業が来た場合、3年以内に5人というのは非常にスパンが短すぎるのではないかと。人そのものがないわけですから、いきなりこのぐらいの、3年以内に5人を増やすということは、1人雇用するだけでも年間1,000万円以上の売り上げが必要なわけですよ。仮に300万円の給料支払うとすれば、1人当たりの人件費に対する売り上げというのは大体3倍ぐらいは必要なわけです。とするとですね、3年以内に3,000万円の売り上げを増やさないと達成できないという条件なわけです。そのほか、固定資産の投資資産が2,700万円、これは設備の内容とか建物の広さによって変わりますけれども。こういうふうなものも少し変更する必要があるのではないかなというふうに思うわけです。

あともう一つはですね、土地の貸付譲渡条例なわけですが、貸付期間15年なわけですが、いないということでもあります。それから、貸付利率、まあこれただではないということなわけですけども、その15年間のうちでは貸付金をとって使えさせますよということなわけですけども、それは今遊休、まあ町の遊休のうちと言われているのがね、岩館の、代表的な例ですが岩館の旧岩館小学校の跡地、まあ八森小学校の跡地、あと役場、旧峰浜の役場庁舎と、まあまあ何か所かあると思うわけですけども、そういうふうな所

をですね、ただでもいいから、来るんだったらただで貸しますというふうな大風呂敷で貸すぐらいでないとですね、起業者は、いやいや、じゃあ、どのぐらいとられるんですか、どのぐらい払わなければならないんですかっていうふうな状況では食いついてこないと思うわけですよ。ですから、来てもらえるだけでも、逆に今まで町で管理して草刈りしたりなんかしても管理費を払うよりは、ただになって、お金ももしかすれば若干法人税とか何か払う、当然出てくるわけですからプラスになるはずなんですね。ですから、私は、使っていない土地・建物であれば、ただでもいいから入ってもら、使ってもらというふうな条件を緩和するべきだと思うわけです。

とりあえずまずその2件、考え方としてどうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も今回質問があつて、改めて今議員が言われた条例等をずっと見てみまして、今議員言われたところにそっくりそのまま私も「あれっ」という感じの疑問を覚えました。過去の部分ではそれで良かったかもしれませんが、今自分が思っている企業を取り巻く環境を考えた時は、やっぱりこの部分については足かせになってるなど。逆に促進条例と言いながら、促進できないようなそういう縛りになってるんじゃないかなというふうな思いがありますので、その辺を、この条例そのものが、町長が認めた場合とか、いろんな部分で町長が認めた場合みたいな形に書いてます。その中で判断できるものがあれば柔軟に対応したいと思いますし、その中で対応できないものであれば、使ってもらことこそ、管理費、使われない土地に管理費をかけるよりは、ただでもいいから使ってもら、そういう案も一つの大きな考え方の一つですので、そういう気持ちで答弁させていただきましたし、今の議論の部分でもそういう形の中でこれから検討していきたいと思ひます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 大変前向きな回答でありありがとうございます。そういうことであればですね、非常にこれからも誘致に関しては積極的にアタックできるんじゃないかなとは思ひますし、もちろんそこには地元の企業が例えば別な生産のために建てるとかですね、もしかしたら農業法人がもっと拡大するために増やすとかというふうなものも想定しての回答だと思ひますので、期待したいと思ひます。

というところで、1問目の質問については終了したいと思ひます。

○議長（門脇直樹君） 2点目の単独公共住宅の設置について、再質問ありませんか。2

番山本優人君。

○2番（山本優人君） 30年を経た、経つ、まだ経ってないんですかね、経つ公営住宅、まあそれは今度、収入条件がなくなるというふうな運用をしてもらうということでは非常に良かったなと思うわけですが、まだそれにしてもですね、その30年を経たやつがずっと続くわけでもないわけですから、やっぱり八峰町に住みたいという人もおると思うわけですよ。とすれば、まあその30年経ったものはいずれ何年かもつか分かりませんが、それにかわるようなものを既に建てていって、少しでも町内に若者が残れる、まあ若者だけでもないわけですが、町内に住みたいというふうな多収入の人が、高収入の人が残れるような住宅なりアパートなり、そういうふうなものをつくってもらいたいという思いなんです、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） そういう住宅をつくるっていうのも一つの案なんです、新築の住宅をつくる際には、やっぱりそれなりの費用もかかります。それで今、夕凧団地も含めて、令和4年度までに建設から30年を経過する住宅というのは23戸になります。この部分について、引き続き住み続ける方もいらっしゃいますけれども、空いた場合にはその部分をリニューアルしながら、それを収入超過世帯に提供していくというそういう方法を今検討しているところです。その方がコスト的には、新しく新築した住宅をそれを今度いくらの家賃でお貸しできるのかっていう部分、またそれも議論になりますので、それをまた町営住宅よりも安くとか町営住宅並みっていうふうな形にやる方法もあるんですが、それよりも今は、今年から30年経過する住宅が次々と出てまいりますので、そういう部分をリニューアルしながら使えるようにしていくっていう方が政策的にはいいんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 民間と協力してですね民間につくってもらって、その家賃を町で補助するというふうな考え方でもいいのではないかなというふうに思うわけですが、その辺の手法的にはどう考えますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私が町長になった時に、いきなりそういう質問をされて、民間につくってもらったら家賃が6万5,000円だっていう話ありました。で、すぐその部分については、私の判断でその年度の事業は凍結させていただいた経緯があります。その



部分について、家賃を町の方で補助するとかっていうふうなそういう形の部分では、やっぱりなかなか難しいかな。言うならば、逆にいけば、普通にほかの住宅を借りて住んでいる方々との公平性とかそういう部分をやるのはどうかなというふうな感じは思います。ただ、これも選択、政策の選択で、これをどうしてもやっぱり若者中心の、若者世帯応援するっていう形の中で必要があれば、そういう政策の選択もあるんですが、ただ、今現在はそれよりも、今、30年経った住宅の活用という道が見えてますので、そちらの方を先に取り組んでみたいと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 1問目の質問の中でのリンクになるわけですけども、雇用促進を一生懸命してですね、雇用、地元就職したいというふうになった場合、実際には住む所がないというふうな状況に陥るということになるわけですね。ていうのは、こっちから、地元から、地元出身で地元に戻ってくる人は実家があったりするわけですからいいけれども、仮に地元出身者でない者が能代に仮に勤めたい、勤めることになったけども、八峰町がいいのか能代がいいのかというふうな選択をした時に、まあ当然、地域的には能代の方がいいでしょうけども、八峰町でそれを受け入れるぐらいの移住・定住政策っていうふうなのをしておかないと、いつまでたっても誘致して雇用者が地元が増えたとしても、能代にばかりが増えて八峰町にも1人も増えないような状況になると思いませんか。その辺の考え方について、何かちょっと違うなというふうに思うわけですが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 手法が違うだけで、冒頭に、午前中の須藤議員の質問に対してもお答えしましたがけれども、若い大人を増やしたいが故に、空いてる公共用地を宅地造成して、それを子育て世帯に、まあどういう値段で、まあ無料なのか、そういう形で提供したいという部分を今検討中でありますので、若い大人を増やしたいというそういう部分については、若者を増やしたいという議員と全く同じなんですけど、そこにその部分を実現するための政策の手法の部分は、議員は新しい、町で、まあ国の公営住宅法に縛られない住宅をつくるべきだ、私は、まずそれはお金と、財源等の問題があるので、今活用できる部分をやっていくし、また、若者がこっちへ来れるような形の魅力ある宅地造成事業も来年度に向けて検討してるということなので、方向は同じだと思いますが、アプローチする手法がちょっと違うというだけだと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） なかなか今、地元そのものが分散してですね、なかなか自治会活動もままならない。まあ自治会そのものに若者が少なくなってる状態の中なんですね。だとすれば、やはり地元にも少しでも潤うというか元気になるように、その若者が定住できるような一つの集合住宅なりアパートなりというのが私は是非必要だなと思っているわけですよ。まあ場所は別としてですね。そういうふうなことをやっぱり積極的にやっていくことが、これから少子化対策に有効だと思うわけです。高齢者は黙っても高齢になっていっていなくなっていくわけですから、そんなにそう、まあ元気で過ごしてくれればいいのであって、そんなに一生懸命ああだこうだって持ち上げる必要はなくてですね、やはりこれから子どもをもつ世帯に対しての生活のしやすい便利な快適な住環境を提供していくことが、これからの町の将来にとって必要ではないかと思うわけですが、その点について回答を求めて終わりにしたいと思いますが。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、集合住宅っていうのはいろんな問題あるので、何十世帯もそこに、私、自治会の会長さん方、年に2回意見交換する場があるんですけど、自治会活動になかなか参加してくれない。いろんな問題が出てくるのも確かなので、で、私が先ほど申しあげました公共用地を活用としての宅地造成事業、そういう部分に来る段階にあたっては、優遇、サービスできるような内容の仕組みにするんですが、その際には確実にその地元自治体への活動に協力することとか、そういう形の内容を付した形でやりたいと思っています。何十世帯も入るような集合住宅っていう形になると、やっぱり地元自治会とのいろんな関係も出てくるのが私聞いておりますので、私の気持ちの中では、大きな団地ではなくて数軒のそういう所を幾つかつくって行って、その部分の政策効果を見ながら次の展開を考えていければというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） ありません。

○議長（門脇直樹君） これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 7番見上政子です。通告に従い、大きく4点について一般質問を行います。

1点目の陸上風力発電について、町長の考えを伺います。

現在建設している大型風力発電は、ポンポコ山から北の方に7基稼働しています。新たにその並びに6基、建設計画があります。また、その並びには現在3基、風力発電が稼働しています。何と峰浜地区の沿岸だけで、このままいくと16基になります。新たに峰浜地区の内陸に、広域農道沿いにあるゆみこロードの看板の道路を挟んだ向こう側の雑木林、高野々方面に7基、その先の信号交差点、内荒巻入り口を過ぎて石川の稲子沢から大野方面に3基建設される予定です。峰浜地区には計26基、建設されようとしています。

洋上風力発電は、せめて沿岸10kmが必要ではないか。今、1.5kmから4kmは計画が近すぎる。多くの悪影響が懸念されています。海外では30km、40km奥に建設されていると言われています。あまりにも近すぎると意見が寄せられています。そんな中、陸上建設は住宅にもっと近く、危険が多くあります。一番近いところで500m、近いと思いませんか、町長。このまま計画は進められることは良しと考えておりますか。お考えを聞かせてください。

建っている風力発電の影響が出てきています。私自身もそうですが、回ってる時は近くにいと息苦しくなって胸が締め付けられます。町内の人も「そばに行ってみて、風のある時は騒音がすごかった。」、「胸が苦しくなってきた、すぐ逃げ出してきた。」と言います。八竜の釜谷浜では、「具合が悪い、何とかしてくれ。」と共産党の議員に訴えています。沼田地区では、後ろに風車を抱えた家からこのような声が聞かれました。

「休みで家にいると心臓が苦しくて息苦しくなる。風の向きが変わるのか分からないが、ふっと良くなったり、また悪くなったりする。このような繰り返しは風車のせいではないかと思うようになった。会社に行くと何ともない。」また、その人は、「風車の近くで田んぼをしている男性から聞いた。「そばにいれば耳鳴りがして頭が痛くなり、もう田んぼの仕事はできない。」と言っていた」そうです。潟上市では、8月頃、私は聞きました。沿岸に建設中の風車があり、民家で電波障害が起きてテレビの画面が真っ白になった。NHKは事業者が来てアンテナを取り替えたり配線を取り替えたりして、あの手この手を使って、今ようやく少しは良くなったという話を聞きました。このことは、魁の6日付に「270戸に影響。アンケート調査をしたが、対策が遅々として遅れている。」と報道されています。町長は、このような現象が起きていることをどのように考えますか。

建設計画は、地権者、関係自治会のみで行われています。町全体の問題として、まず

は八峰町民に何kWのものが何基建って、どこに建設計画があるのかを図をもって示すべきではないでしょうか。この計画のために町有地は計画されているのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

2点目の質問に入ります。子育て支援について伺います。

政府は平成29年3月31日、子育て世代包括支援センターの設置運営について、各自治体に厚生労働省雇用均衡・児童家庭局長が通知しています。それを受けて、県内でも7市1町でネウボラ活動を行っています。当町の教育委員会内の子育て支援センターは、規則を見ましたが、活動に限界があるのではないですか。妊娠、出産、産後、育児まで切れ目ない保健活動が求められています。政府の通知内容は、18歳まで相談に応じる包括子育て支援または子育て世代包括支援となっています。教育委員会管轄ではなく一つの課を設けて、例えば子育て支援課などの課をつくり、専門員を配置して取り組むことが必要になってくると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

3点目の学校給食について伺います。

その一つに、給食のパンは安全かについて伺います。

パンに含まれるグリホサートはアメリカのモンサント社農薬で、小麦の収穫前に散布して海外へ輸送されるための農薬ですので、残留濃度が高く、海外で人体に与える影響が出て、モンサント社に対する損害賠償があちこちで起きていると言われていています。国産小麦では検出されません。学校給食に使われているパンにグリホサートが検出された県が何件かありました。八峰町の学校給食でどのようなパンを使用しているのでしょうか。安全・安心の国産小麦のパンを使う考えはないでしょうか。町内にも白神酵母を使っているパン屋さんがあります。国内小麦でないと発酵しないとされています。小さい店舗ですので十分供給できるか分かりませんが、安全・安心のおいしいパンを食べさせることを考えないでしょうか。

2点目の学校給食費について伺います。

学校給食運営委員会で何回かにわたり検討してまいりました。私自身も入ってます。保護者へのアンケート結果を見ると、半額補助をしてほしい要望が圧倒的に多くありました。そのことを踏まえて半額補助を町に報告する形になりましたが、運営委員会はいくまでも運営に関する重要な事項について審議し助言する、そのことについて調査するもので、決定するのは当局です。賄い材料費に町が平成27年度から給食半額補助をしてきましたけれども、今回は実質給食費の値上げになります。児童を取り巻く生活環境は

必ずしもよくないと思います。入学する時に子ども園の保育料が無料になっても、給食費、学級費、何やかんやで義務教育でありながら小・中学校はお金がかかるものだと思います。出産をためらってしまうのではないのでしょうか。せめて兄弟が在学している世帯に給食費の免除・減額を考えないか、お聞かせください。

最後に、農薬空中散布の危険性を町民に周知すべきでないかという質問をします。

空中散布の際、地上に舞う殺虫剤、ネオニコチノイドか、それと同等のものがあるのではないのでしょうか。この薬品は、ミツバチと妊婦にとって大変危険なものとしてされています。空中散布で人間の生活圏にどのくらいの時間漂っているのか。通常行う時間は何時頃何回行われるのか。峰浜小学校の通学路になっている101号線は、田んぼに挟まれています。7時過ぎには、児童が通過する地点でも、よく無人ヘリコプターを見かけます。時間帯は分かりませんが、空中散布全てが防災無線で流されているのか確認をいたします。

近くに学校や子ども園がある場合、散歩や屋外で学習する場合とかあると思うんですけども、危険であることを周知されてるのでしょうか。防災無線では、「騒音等でご迷惑をおかけしますが。」と放送されています。どこの地域で何時に行われているのか。外出や洗濯物を外し干すなどにも注意が必要であることを知らせるべきではないのでしょうか。

ネオニコチノイドは、ミツバチが一番敏感に反応すると言われていています。環境の変化は、ひいては自然の生活圏、人間にめぐりめぐって影響が出てきます。空中散布は、高齢化した農業経営者の必需物になっていることは承知しています。しかし、あまりにも町民に無防備に農薬を受けさせているのではないか。このことは後に禍根の残すことになると思います。町長は、農薬から町民を守る対策をどのように考えているのか、お聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私からは、通告とちょっと違いますけれども、1番目の陸上風力発電についてということと、2番目の子育て支援について、4番目の農薬の空中散布の危険性についての3問を回答させていただきます。3問目の学校給食につきましては、教育長の方から答弁してもらいます。

それでは、まず陸上風力発電についてお答えします。

通告とちょっと違いますので、通告の内容に従った答弁をさせていただきます。

まず、「風車が急激に乱立状態になっている現状を良しとするのか。」とのご質問がありますが、ご指摘の計画は、「白神ウインドパワー株式会社」が計画している能代山本広域風力発電事業であると思います。この事業につきましては、9月議会での一般質問でもお答えしていますが、能代カントリークラブから水沢川手前までの海岸線、大槻野から内坂周辺の県道常盤峰浜線沿線及び内荒巻から石川地区大野周辺に、2,000から4,000kW級風車を合計9基建設する計画であります。

陸上風力発電施設の建設について、「町民が判断・認識するいとまがないまま急激に乱立状態になっている。」とのご指摘であります。国の「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」では、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることが定められており、このガイドラインに即した対応が事業者の責任において取られ、地域住民の理解のもとで事業が進められているものと考えておりますので、「乱立状態」には当たらないと思います。

次に、「建設予定地が住宅地に近すぎると考えないか。」とのご質問であります。現在、町内には、沼田地区に7基建設し本年2月から商業運転を開始した「八峰風力発電所」及び目名潟地区に2基建設し本年5月から商業運転を開始した「峰浜風力発電所」がありますが、現在まで、近隣住民から騒音や体調の変化に関する苦情、あるいは電波障害に関する苦情などは寄せられていない状況にあります。

また、各発電所の集落までの最短距離は、各事業の環境影響評価書によりますと、「八峰風力発電所」は652m、「峰浜風力発電所」は約700mとなっています。ご質問の能代山本広域風力発電事業については、計画図から計測しますと集落までの最短距離はおおよそ600mあり、テレビ電波ルートについても考慮し、十分な間隔をあけて配置する計画となっておりますので、住宅地に近すぎるとは思っておりませんし、見上議員がご心配されるような事態となる可能性は低いものと考えております。

3つ目の「地権者の人数」についてであります。「八峰風力発電所」、「峰浜風力発電所」については、全て沢目財産区有地に建設されております。ご質問の能代山本広域風力発電事業につきましては、計画段階のため正確な風車の建設地点が分かりませんので、はっきり申し上げることができませんが、白神ウインドパワー株式会社からいた

だしている図面からは、能代カントリークラブから水沢川手前までの海岸線に建設予定の4基は全て沢目財産区有地であるほか、大槻野から内坂周辺の県道常盤峰浜線沿線に建設予定の4基は沢目財産区と民有地、内荒巻から石川地区大野周辺の1基は民有地であり、地権者は約30名であると思われます。なお、建設予定地についての町に対しての申請がありませんので、町有地は含まれていないものと考えております。

また、「地権者だけへの説明で十分か。」については、先ほど申しあげましたように、事業者は地権者だけでなく、国のガイドラインに基づき地域住民と適切なコミュニケーションを図りながら進めてきているものと認識しております。

2番目の子育て支援についてお答えいたします。

「八峰町子育て支援センター」は、子育て家庭に対する育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するため、「旧はつらつ苑」を改修し、平成29年1月4日に開所しております。事業内容は、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てサークル活動を行う者の育成及び支援、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会の実施等であります。

具体的には、月曜日から金曜日までの午前9時から午前12時、午後1時から午後4時まで開所しており、「めんちょこひろば」という交流事業を年間60回ほど開催し、講師による子育て講話、子ども園交流、体験学習、野外活動、能代山本地区子育て支援センター合同交流会への参加を実施しております。参加者からは、充実した子育てができる、とても喜ばれております。

子育て支援センターのこれまでの利用実績は、平成29年度は、533組、650名の子どもが利用。平成30年度は、332組、383名の子どもが利用。今年度については、11月末時点で、244組、254名の子どもが利用しております。

子育て世代包括支援センターは、国の「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき全国展開を目指して取り組んでいる事業であり、母子保健施策と子育て支援策の両面から、妊娠期から子育て期に切れ目なく一貫性のある子育て支援をするもので、具体的には、妊産婦・乳幼児やその家族の実情を継続的に把握し、妊産婦や乳幼児にとって必要なサービスや支援を提供し、また、そのための関係機関との連携や連絡調整をすることを主な業務とするものであります。

町では今年度、子育て支援センターと福祉保健課の職員が子育て支援センターと母子保健事業との関係などを学ぶため、先進地視察を行ったところであり、6月24日には能

代市を、9月27日には大館市をそれぞれ視察し、各市の取り組みを研修しております。今後、子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討を進めてまいります。

次に、農薬の空中散布の危険性についてであります。

町が把握している作物で、病虫害防除のため薬剤の空中散布が行われているのは水稲と大豆で、863haの作付面積を2つの防除組織が6月中旬から9月上旬までの期間で行っております。

国は「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」を定めており、空中散布をする際は、住宅、公共施設や水道水源、蜂や魚介類その他水産動植物の養殖場等に近接していないかの地理的状況や、散布薬剤の種類及び粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型の選定、10a当たりの使用量または希釈倍数、実施場所や実施予定月日、作物名や散布農薬名等について記載した「空中散布計画書」を作成し、県に提出、県は内容を確認し、国に提出することになっております。

また、散布時の留意事項も定められており、標準的な散布方法として、飛行高度は作物の上空の3mから4m以下、散布時の風速は地上1.5mにおいて秒速3m以下としているほか、学校や住宅、公共施設等が近い場合など、農薬の飛散により危害や被害を与える可能性が高い場合には、無風または風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の変更、飛散が少ない農薬の選択などの対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払うこととしております。

ご質問の「空気中に漂っている時間と散布回数」ですが、漂っている時間については、メーカーに問い合わせしたところ、散布時の気象条件や地理的状況により異なるため、データを持ち合わせていないとのことでした。

また、使用している薬剤は、ほとんどが液剤で霧状にして吹き付けているもので、散布にあたっては、無人ヘリコプターが散布する幅を考慮し、適正な飛行高度から散布するとしており、吹き付ける際も散布区域外への飛散が起こらないよう、気象条件の変化を随時確認するなど十分に注意することとしています。

回数については、水稲が4種類の薬剤を散布しており、3種類が1回、残り1種類が3回で計6回、大豆は2種類の薬剤を散布、ともに1回で計2回となっています。

2点目の「住宅等への注意や人体等への影響」につきましては、先ほど説明したとおり、国のガイドラインで住宅や公共施設等周辺での散布方法を定め、防除組織もこのガイドラインに基づいて農薬の空中散布を行っておりますので、安全に行われていると認



識しております。

また、ご指摘の「ネオニコチノイド」系農薬の使用については、水稻のカメムシ防除の薬剤に同成分のものが含まれておりますが、散布されている薬剤は、製造者が農薬取締法で定める書類を国に提出し、審査を受け、登録が認められたものでありますので、使用については問題ないと考えています。

3点目の「危険性を周知させる必要」ですが、ガイドラインにおいて、操縦者は操作するための免許を保持し、毎年安全講習を受講しているほか、散布している圃場周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う監視員を配置し、安全対策に配慮するよう定められており、現在、行政無線で実施しております散布時期等の周知で問題ないと考えます。

私からは以上です。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 3番目の学校給食については、私の方からお答えさせていただきます。

1点目の「当町のパンは大丈夫か。」についてですが、日本の小麦の自給率は低く、市販されているパンも含め、多くは外国産の小麦に頼っているのが現状であります。海外では、小麦の収穫直前に除草剤を散布し、雑草を枯らしてから機械での刈り取りをスムーズにして大量生産する工法をとっている国もあるようです。この時使用されている除草剤の成分がグリホサートという農薬で、これが現在、発がん性があるのではないかと指摘されております。

当町にパンを納入している秋田県学校給食会に確認したところ、当町の給食のパンも外国から輸入された小麦を使っているとのことでありましたが、輸入されている小麦については、農林水産省が一括購入し、食品衛生法に基づいた検査を行い、安全を確認した上で各製粉会社に払い下げており、問題はないとのことでありました。

次に、「地元の安全なパンを活用する考えはないか。」についてですが、先般、町内のパン屋さんに、学校給食のパンを提供してもらえないかお尋ねいたしました。しかし、残念ながら、製造機器が町で希望する個数に対応できないとのことでありました。

また、地元のパンを活用するとなれば、11月29日の全員協議会で説明した1食当たりの学校給食費をさらに値上げする必要があります。保護者への「学校給食に関するアンケート」においても、保護者の皆様は、さらなる給食費の値上げは想定していないもの

と考えます。したがって、給食用のパンについては、国が安全を確認している現在のパンを納入してまいりたいと思います。

2点目の「小・中学校に兄弟が在籍する世帯に負担軽減策をとる考えはないか。」についてですが、先般、学校給食運営委員会の皆様から給食費の見直しを検討していただきました。その際、保護者を対象に、学校給食に関するアンケート調査を行いました。ほとんどの保護者が、給食に対し感謝してくれたことに大変うれしく思ってますし、給食費の見直しについても、「よい」、「やむを得ない」がほぼ100%でありました。自由記述欄にも、多子世帯の給食費補助を望む声はありませんでした。

このようなことから、小・中学校に兄弟が在学する世帯に対する負担軽減策は必要がないものと考えます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほどの町長の答弁では、まずほとんどこの峰浜地区に建てられる26基については、問題ないという考えを聞きました。現在の風車で650mから700mということもこう分かっているながら、これが近いとも思っていないということですね。現在の風車で500mから600m、沼田、松波、カッチキ台方面がそうですけれども、大槻野方面もやっぱり600mということになりますと、峰浜地区は、沿岸とそれから広域農道の間と挟まれて、大体1.3から1.6km圏内に3列に風車に囲まれるということになります。これでよしと思われることが、ちょっと私にはちょっと理解できません。沼田の人たちは、この風車、私が聞いた範囲では、この風車が建つのを全然知らなかったと言ってます。知らないうちに立った。で、具合悪い人がもっといるのではないか。町の方には連絡がないんでしょうけれども、具合悪い人がもっといるのではないか。あと建てないでほしいという、こういう声があります。で、現に沿岸の手前の方に田んぼがいっぱいありますよね、沼田は。もうずっと田んぼ、一面に田んぼがあるんですけども、その人もやっぱりもう耳鳴りと頭が痛い、もうこれでは田んぼができない、こういう声も聞こえてきてるんです。こういうことに対しても、町長は何も問題ないと言われるのですか。本当にちょっと分からないですね。

で、財産区はほとんどこの土地の管理ということになりますけれども、昨日おとといの補正で財産区のからくりがよく分かったんですけども、財産区で売買したり賃貸契約する場合、最終的には町長が認定する。非常に大事な鍵を町長は握ってるわけですね。

ここで問題があったら承認できない、こういうことも町長はできるわけです。町長は、このような陸上風力を、これ認めていくんですか。国のガイドラインがそうなってるからということだけでこれは済まされる問題ではない。洋上風力よりももっと深刻な重大な問題を抱えていると思うんですが、町長もう一度考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、見上議員は22基とおっしゃいました。今、峰浜地区に建つ、建っている、あるいはこれから建つ部分を私が記憶しているのは、今現在は10基、海岸線沿いに建ってます。その10基のほかに、海岸線沿いに4基、それと内陸側に水沢関連のところに4基、それから内荒巻の付近に1基と9基ですので、全部で19基というふうなそういう認識でおります。

それで、先ほど来、これはもう見上議員とは私、町長なってからずっといろんな問題議論してきてますけれども、陸上風車につきましては、私も過去に問題があった所にも行ってまいりましたし、今、八峰町だけ始まったわけではなく、もうずっと前から立っているわけです。で、私のところには今現在の建っている9基、まだ動いてないのが1基ありますけれども、動いてる9基部分に関しては、健康とかそういう部分に関する苦情は1件も寄せられていないというような実情であります。今、見上議員がそういうふうな話されましたので、後でどういう方々だったのか、具合悪い人を教えていただければ、私、自治会長と連絡取りながら事業者とも対応したいと思います。

私自身は前々から、景観と健康とそれから漁業、そういう部分に影響がなければ、強い風も八峰町の資源なので活用していきたいといのは前々から申し上げておるとおりなんで、全くこの部分についての、今現在が沼田の方面に652mの所に多々たくさんあっている部分がそれが現実動いてる中で、そこの人方から苦情がない中で、今、内陸の方で600m離して、さらに電波の通り道、そこの部分も検討しながら立地場所をやっている計画だと伺っておりますので、私自身はそこの部分を止めるつもりはありません。

○議長（門脇直樹君） 町長、財産区。

○町長（森田新一郎君） 財産区は、私が財産区の管理者でありますけれども、最終的には財産区の管理委員会という所があって、委員長は民間の方で委員が7人、それと参与1人の8人で、そういういろんな問題について議論して決めております。私が最終判断で決めてるわけではありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 是非ですね沼田地区でそういう声もう聞かれています。それは是非アンケートをとるなり、沼田地区に今風車がもう建って、そこが一番民家に近いところですので、とってほしいということと、それから町全体がですね、どのような風車がどういうふうに住つのか、何kW建つのか、そういうふうなところが分からないわけです。これはやっぱり町全体の問題として、これを提示する考えはないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ちょっと。

○議長（門脇直樹君） はい。

休憩いたします。

午後 2時23分 休 憩

午後 2時23分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） これも、これまで何度も申し上げてきておりますけれども、やっぱり国のガイドラインの中で、この事業者の責任の中において行うというふうな形になっておりますので、事業者にはそういう形の部分は説明会等、各配慮書、方法書、準備書、評価書の段階で各説明会を行うことが義務づけられておりますので、その中でいろいろな周知が図られていくんだというふうに思っています。ですから、それを町が広報で、こういう計画ですというふうな形の中では、こう私の方ではガイドラインの部分に従った形で対応したいと思っております。私の方でやるつもりはありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 全く関係ないわけではないんですね。沼田財産区の場合も、5%は町の方に事務的な手続として手続料として入ってくるわけですから、全くこれは町で関与してないとは言えないと思います。これに対してやはりもらったからには責任を持つ、これが町の大事な考え方ではないでしょうか。それと、広域農道の方にも建ちますけれども、あそこは小友沼から数十万羽のがんの通り道になっています。野鳥の会が非常に心配しております。こういうことからして、もっとやっぱり突っ込んだ町の対応が必要だと思います。答弁は要りません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 2点目について、子育て支援ですけれども、最後の方で言われた子育て包括支援、これをやっていくということなんでしょうか。今、福祉保健課の保健体制が非常に大変じゃないかなというふうに町民の間からよく聞かれます。ベテラン保健師さんが、この子育てセンターの中に、はつらつ苑の中にずっといるわけですけれども、補佐の人と。本当にもったいないなっていう気がします。で、保健活動においても支障がないのかどうなのか、ちょっと心配になってきます。また、社協の方には保健師さんが1人派遣されている。で、新人が3人入ってきた。こういう中で子育て支援の方に超ベテランの保健師さんが張り付いている。こういうことではなくて、やはり包括支援センターとして課を設けるくらいの意気込みで対処する考えはないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 保健師の部分について、午前中もお話しましたけれども、退職者がいない中で3人の新人の保健師を採用いたしました。これはひとえに高齢者の健康づくりが一番大切なんだというふうな思いがひとつあります。それと私自身が、子育て支援センターというよりも、今現在はもう既にかなり前から、八峰町が子育て支援センターをつくる前から子育て世代包括支援センターになってるんです。ですから、私の中では、その妊娠期から子育てまでをやる子育て世代包括支援センター、これをつくらなければいけないというふうな形で思っています。

あと、見上議員今言われた個々人の部分については、人事に関する話ですので、これはお話しできないことがいろいろあります。それは私の方で。あと、社協に行ってる1人の人は、社協に委託してる地域包括支援センター、その中の3つの要件の一つ、保健師あるいは看護師の方がお産して育児休業中なために、それがもしピンチヒッターいなくなると地域包括支援センターが立ち行かなくなるので、1年間レンタルしてるだけで来年戻ってきます。そういう体制の中で、今見上議員が言われたような形に指摘されないような、町民の方が心配されぬ体制づくりは、来年度の人事に向けて頑張っていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これはじゃあ今までどおり、教育委員会の方に子育て支援センターをこのまま続けていくということですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これもいろんな論があるところです。ですが、今県の教育委員

会の中が子育てと、まあ認定こども園の関係からなんですけど、教育委員会の方に主幹課がありますので、そういう部分から、私どもの方では教育委員会の方にその子育て支援を担当する課を設置しております。で、私もどうすればいいか今迷っているところですので、全く教育委員会に絶対置くというふうな話でないんですけど、ただ今それを福祉保健課にもってくると、福祉保健課の業務がものすごく広がってきてますので、今やってるのは保健から、それから国保から介護から、いろんな部分を非常に奥の深い事業をたくさん担当してますので、その中でまたもう一つやれるかどうかという部分もありますので、そこの部分も考えながら来年度の体制を考えていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） そのためにもですね、やはり子育て支援課、まあほかの町村でも視察に行ってもそういうふうな課があつていいなと思って、こう見てきてるんですけども、是非当町でも、福祉保健課が非常に幅広くて大変なものになってるっていうのはよく分かります。で、子育て支援課を設けていただきたい。これは答弁は要りません。検討してください。これで終わります。

3点目、いいですか。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） じゃあ、3点目の学校給食について伺います。

モンサント社というのは遺伝子組み替えで有名な会社で、海外から今損害賠償を受けてるようなこういう会社なんですけれども、これがやはり体に害がある、また80%はもうアメリカ、カナダですので、まあオーストラリアはどうか分かりませんが、アメリカ、カナダから入ってきてる小麦は、もうほとんどグリホサートの影響を受けてるんでないかと思えます。小樽の親たちの方からもですね、危険農薬は売らないでほしい。まあ農薬もいろんな所で売ってますので、売らないでほしいというこういう運動も出てきております。パン屋さん、私も聞いたんです、パン屋さん。そしたらもうやっぱり無理だということですので、ただ、この白神酵母を使ったパンというのは、地元のパン屋さんだけではなくていろんなところで売ってますので、是非、教育委員会もグリホサートの含まれているパン屋さん、パンはどうなのかっていうのを、私はちょっと資料を持ってるんですけども、例えば山崎製パンとか何とかパンとかっていうのがやっぱり含まれてます。で、含まれてないパンもあります。そういうのをよく調べてですね、ここはたけやのパンが使ってるのか、たけやのパンはグリホサートが入っているのか入ってな

いのかっていうことを是非調べていただきたいと思います。このことはちょっと難しいので、教育長の答弁はいいです。

次に、給食費なんですけれども、実際ね、ちょっと調べましたら、義務教育を受けてる人たちの中に国保税の加入者が32世帯あります。で、3世帯は国保税が滞納になってます。やはり生活は自営業、特に大変なってるのではないかなと私は思っております。で、国保税もこの前の決算書で見ますと、前年度、非常に国保税が滞納が多くなっております。こういうことを考えると、2人、3人となると月6,000円、9,000円になってまいります。こういう部分を少しでも緩和する、こういう考えはないか。一言でお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この前の給食費の町の負担と保護者の負担の部分がバランスが欠いてるという議会からの指摘の中で、実質的には保護者の皆様の負担増になる。その部分については、アンケートの部分でほとんどの方々が良しとしてくださいました。で、その中で、ここの部分に対してまた新たな支援をするというふうなご提言でありますけれども、私自身は、今ここの先ほどのパンの部分との質問の関係もそうなんです、今の形の部分で給食費の2分の1を支援してほしいという方々がほとんどでありましたので、私としてはそちらの方の部分の対応をしていきたいと思います。今のところ、まだそれをプラスアルファした形の部分は、アンケートの自由記載欄の中にもそういう言葉もなかったので、むしろ感謝しているみたいな話の方が多かったと思いますので、そこまでは今のところは考えておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） なかなかアンケートの中には、生活が困難だとかそういうところはちょっと書けない部分もたぶんあると思います。半額で皆さん非常に感謝している。給食もとってもおいしいし、ほかの所にはない本当に地産の魚を使ったり、これには学校の先生たちも非常に感謝して、なかなか例のない町だということで大変評価してるんですけれども、ただやはり国保税の加入者が32世帯いるとか滞納世帯があるんだということを、町長、頭に入れておいていただきたい。生活はかなり大変になっているっていうことを頭に入れていただいて、これで3番目の質問を終わります。

4番目に入っていいですか。

それでは、ネオニコチノイドですけれども、いろいろちょっと答弁いただきましたが、

分かりにくい、それこそちょっと役場の職員の答弁だなということを感じました。やはりですね「騒音等でご迷惑をおかけしますが。」っていうのはね、みんな抵抗あるって言うんですよ。「空中散布を行います。騒音等でご迷惑をおかけします。」、騒音ではないだろうっていう、何をまいてどうするのか、そこが一番肝心ではないかという声がありますよ。ですからね、下手なその防災無線はやめてほしいと思います。騒音ではないんですよ。で、このネオニコチノイド系っていうのは、今非常に問題になってます、国会でも。農林委員会では規制することを検討しています。で、2017年には日本弁護士会で、このネオニコチノイド系の薬品、このネオニコチノイド系の薬品ってのは十何個くらいあって、私もちょっと今手元にあるんですけども、ネオニコチノイド系だけではないんですよ。それと同等の薬品がやっぱりまかれてるんです。これはやっぱり私は特に通学路に対して、この学校の方に指示とか、7時前後にあそこ通りますので空中に残ってないかどうなのか、そういうことくらいはね、やるべきではないでしょうか。私たちは知らない間にもう農薬をもう浴びせかけられているんです。そこら辺を是非自覚してほしいと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 日本の国っていうのは、国と県と市町村の三層制でできてます。で、こう今見上議員が質問された農薬の空中散布、農薬の危険性の問題、これは国がその道の専門家を集めて、その中で安全に農薬空中散布するためのガイドラインっていう部分も決めているんですね、で、今、答弁が分かりにくいとおっしゃいましたけれども、これ国のガイドラインの部分がこの中にみんな入ってるからです。ここまで細かく国の方では安全性を確認しながら使っている問題でありますので、そこの部分で、今こう見上議員言うように、このネオニコチノイドが危険だから外へ出ないでくださいとかそういう形の中では、やっぱり国、県、市町村の中で国がやっている役割の部分了我々はやっぱりそれを信じながらこうやっていかないと、もしそこの部分の安全性の部分で町でやらなきゃいけないとすれば、これはやっぱり立ち行かなくなりますので、私はそこの部分については、国のガイドラインがある部分については、そこの部分を信用しながら対応していかなきゃいけない問題だというふうに思います。これ、この町の中でこの議論したってやっぱり分からない人同士の議論になりますから、本来これこういう問題については、国会の中で議論してもらえればいい問題だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。



○7番（見上政子さん） 国会の中ではこれは今問題だということになってるんですけども、ただ町ではですね、やれることはあるんですよ。国会でやれないものを町でやるわけないという問題ではないと思います。例えば空中散布の時間帯をもう少しはっきり教えろとか、それから空中散布に何が含まれているのかとか、で、こういう害がありますよとか、まあ私はちょっと大げさに言って洗濯物とかそういうことを言いましたけれども、やっぱり町でできることはいっぱいあるんでないですか。防災無線も一つです。通学路、ここは大丈夫なのか、学校の方とちょっと調査してみて、それで何時頃まかれているのか、そこを子どもたちが何時頃通ってどうなのか、そのくらいのことは町で調べられる簡単なことですよ。それを国の方でやらないことを町でやる必要はないとか、そういう問題ではないと思います。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ですから、農薬の危険性、その部分については、その施設、あるいは住民等に被害が行かないような形の細心のガイドラインが示されているわけですから、その部分についてはそのとおりにやっていきたいというふうな形です。ただ、見上議員言われたとおり、分かる部分、騒音だけじゃなくて何時から何時までこの地区とかそういう部分は可能だと思いますので、その部分については、今後、空中散布をする事業者の部分からの情報をもらえるような形でやることは対応できると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 是非そのような防災無線にしてほしいと思います。それで、ネオニコチノイドは全国でも問題になって、ミツバチが激減したということで、ミツバチが激減することによって植物の受粉媒体がなくなって、特に果樹園なんかでは非常に影響を受けているということが言われております。そういう意味でも、この農薬から自然を守るということも、ひいては私たちに跳ね返ってきます。で、このネオニコチノイドは、妊婦はもちろん危険にさらされます。この辺もやっぱりお知らせ版とかで、これを浴びないように注意してもらってということも大事だと思います。で、これはいろんな論文がいっぱい出てますが、児童の精神障がいにもこれが繋がってるというこういう例があちこちで出されております。こういうことから配慮して、町民を守るということをやっていただきたいと思います。答弁は要りません。よろしくをお願いします。

○議長（門脇直樹君） これで7番議員の一般質問を終了します。

休憩します。50分より再開します。

午後 2時42分 休 憩

午後 2時50分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 傍聴者の皆さん、午前中に引き続きどうもご苦労様です。よろしくお願ひします。

4番腰山です。通告によりまして、1問質問させていただきます。

今後の子育て支援について伺います。

前年度まで町独自に行っていた幼児教育・保育無償化が、今年度から消費税値上げによる国の政策として始まりました。今年度に限り全額国費負担となりましたが、新年度からはまた全額町負担になると考えられます。町の無償化はこれまでどおり継続されると思うが、当局の考えを伺います。

次に、国の高等教育の無償化も新たに新年度から始まります。しかし、高校生は児童手当もなくなり、町の入学時祝金の給付と医療費は無償ですが、通学費や教育費が増え、一層負担が多くなります。

そこで、値上げによる地方消費税増収分を父母その他保護者の経済的負担軽減のため通学費（教育費）を助成する考えはないか、伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、腰山議員の質問に対して、私の方から回答させていただきます。

国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進するため、この10月より認定子ども園・保育園の3歳以上児の保育料を無償化しております。

八峰町では、国に先駆けて、平成27年度から令和2年度までの6年間、3歳以上児の保育料を全額、3歳未満児の保育料を半額免除とする子育て世代の経済的な負担軽減策を実施しております。今回の国の無償化政策により、保護者負担となった副食費につい

て全額助成しております。12月1日現在、その対象児童数は、3歳以上児が71名、3歳未満児が51名となっております。

町では、これまで子どもの自主性を尊重し、豊かな心と健康な体を持ち、何にでも挑戦しようとする意欲的な子どもの育成に取り組んでおりますが、子育て世代の経済的な負担軽減については、子育て環境の充実や少子化対策として必要であると考えており、今後も継続していきたいと考えております。

次に、「地方消費税増収分を高校生の保護者の経済的負担軽減のため通学費として助成する考えはないか。」のご質問についてです。

現在、八峰町において、160名あまりの高校生が能代市内の高校に進学しているのが現状であります。高校生活の状況を見ますと、高校によっては多少の違いがありますが、例えば、朝は学習強化として通常より早い特別授業、部活動に入っている生徒の早朝練習などがあり、また、授業終了後においても追加補習授業や部活動、さらには、個人によっては塾や習い事に通うなど多種多様な生活状況にあり、通学の方法もその状況に合わせて、自家用車で保護者の通勤の途中や家業などの仕事前に、さらには祖父母から送り迎えをしてもらっている生徒など多種多様であり、列車通学をしている生徒は、むしろ少人数の状況であると考えております。

ご質問の通学費の助成につきましては、列車通学のほか、先にも述べた理由などにより自家用車通学や自転車通学の生徒も多いことを考えますと、保護者の負担軽減を目的として通学する生徒のみに定期代の一部を助成することは、公平性の観点から問題があると考えております。

また、地方消費税増収分を通学費助成として充てるとのご提案ですが、税率引き上げによって生じた増税分は、全て「社会保障財源」とされておりますので、高校生の通学費を地方消費税増収分の対象経費とするのは困難と考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 4番議員、再質問はありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） ただいまの教育長の答弁によりますと、幼児教育・保育の無償化というのは、令和2年度までということだったのですかね。まずこの後また、その後も継続されると考えておりますので、まず、ひとまず、とりあえずまず安心といいますか、それはしております。

ただですね、この高校生の通学費の、何ていいますか、それに対する支援といいます

か、その点については、不公平感があるというような、今回もそういう話でした。2年前に一度同じような質問をしたわけなんですけど、やはりその時もそういうような当局の考え方でした。それでですね、私が考えるに確かに不公平感があるといえはあります。ただ、地方消費税の増額分を社会保障に充てるといふ、それは全部充てるといふ当局の、教育長のお話でしたけれども、その点については子育て支援にもあれすると、使うと、使うといひますか、そういうような国の考え方があるようですけども、私の理解間違っておるでしょうか。その点もう一度伺ひます。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 社会保障費の財源なることは、議員もご承知のとおりだと思ひます。その社会保障の中に、何年か前かに子育てっていう部分も入りました。けども、子育てっていうのは高校生以下なんで、高校生以上なるとやっぱり子育ての部分の範疇から外れるというふうな形で、その部分については、この部分については対象にならないというふうなそういう答弁です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番 腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 私は、子育ていうのは中学生までだとは判断しておりません。というのは、今また国で新たに高等教育の授業料無償化ということで、それもやはり子育てになるわけなんですけど、それはまず大学生まで支援するというような考え方の、国の考え方なんです。そういうことを考えれば、やはり高校生であっても当然いろいろと負担が増すわけですので、やはりその点考えてあげてもいいのではないかというような気がします。それで、これ参考なんですけど、藤里町ですか、町名挙げるのもあれなんですけど、今年から通学費として1万円、月1万円を支援するというように条例で決めて、実際今行われております。あと、今回神奈川県清川村へ行ったらですね、清川村では5,000円支援していると。それで大学生まで支援しているというふうなお話でした。そして自転車通学の人に対しては不公平感があるということで、購入に補助金を出すと、そこまでやっておるそうですね。全国にどのくらいの市町村が高校生に対するそういう支援をしているかは分かりませんが、やはりやるようでしたらやっぱりそこまでやるくらいのやっぱり気持ちが必要ではないかなと私は考えます。そこで、やはり今、今回の地方消費税の増税分は、社会保障、まあいろいろあると思ひますが、高校生のそれに使われても別に問題はないのではないかなと、そのように思ひますが、もう一度教育長の考えを伺ひます。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 社会保障費の財源に限定されてますので、その社会保障の中には、いわゆる定義的には義務教育までです。で、藤里町、月1万円やってる部分については、まあ非常に同じ政策やってるわけじゃないんですけど、3町はよく連絡してやりますから、ちょっと会った時は聞いてみたいというふうに思います。また、高校生に対する支援なんですけど、議員もご承知のとおり18歳までの、まあ高校生医療費の無料化もやってますし、それから県による授業料の無料化も始まります。それから国の部分も、まあ一定の所得の部分があるんですけど、大学の部分の高等教育の無償化も始まりますので、かなりの支援されていると思いますから、その部分で高校生の通学費のその部分の支援については、今のところ必要ないのかなというふうな形で考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） そういうことであれば、何かこう無理にお願いする、お願いするといいますか、のもなんですけれども、やはり多少なりとも子育て支援、若い人方の定住の推進にも繋がると思いますので、できれば頑張ってもらえるようにしてもらいたいと希望して質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（門脇直樹君） これで4番議員の一般質問を終了します。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、風車の乱立を防ぐ条例等の策定について質問いたします。

2011年の東日本大震災以降、再生可能エネルギーの推進、地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>の削減という掛け声とともに、国内の風力発電はものすごい勢いで増えてきました。県内でも小型風車も含め沿岸地域に風車が乱立し、のどかな田園や海辺の風景が一変しました。また、風車の航空障害灯の点滅で美しく澄んだ星空までが失われつつあり、夜景もすっかり変わってしまいました。能代市の風の松原では、風車へのバードストライクと思われる鳥の死骸が増えたという話も聞いております。近年の風車が乱立する様は、目に余るものがあります。

八峰町においては既に9基の大型陸上風車風力発電が稼働していますが、今後さらに当町から能代市にかけての沿岸と内陸部の7地区に、四十数基の大型風力発電を建設する事業計画が環境アセスメントの途中であります。これに加え、将来もし洋上風車発電が建設されることになれば、我々は陸と海の巨大風車に囲まれて生活しなければなら

ないこととなります。景観だけではなく、騒音や低周波、シャドーフリッカーなどによる健康への影響、農林漁業への影響、バードストライクなど様々な懸念材料があるにもかかわらず、風力発電あるいは再エネありきでエネルギー政策を推し進めようとする国や県の姿勢は、非常に偏っており、風力発電を盲信していると言っても過言ではありません。行政には、住民の健康、景観、農林漁業等の地場産業及び貴重な動植物の命を守る責務があると考えます。風車のこれ以上の乱立を防ぐため、風車建設の規制に関する条例若しくはガイドラインを策定する必要があるのではないのでしょうか。

次に、若者の視点を生かしたまちづくりについて質問いたします。

「子どもを安心して遊ばせられることができる屋内施設が少ない。」という子育て世代の不満や、「若い人が少なく、町中に活気がない。人との交流が少なくなり、誰とも口を利かない日もあり寂しい。」という高齢者の不安の声は少なくありません。前者は物理的な問題であり、後者は人口減少社会と世代間のコミュニケーション不足という現実を映した切実な社会問題であります。こうした若者の不満と高齢者の不安を解消し、住民の安心感と幸福感を高め、持続可能なまちにするにはどうしたらよいのでしょうか。老いも若きも自然に集まり交流が生まれる「場」の創出や、外に出たくなるような仕掛けがハード・ソフトの両面から検討されなければなりません。

そこで取り入れてほしいのがソーシャルデザインという考え方です。ソーシャルデザインの定義を少し紹介すると、社会的な課題の解決と同時に新たな価値を創出する画期的な仕組みをつくること。社会の課題を創造的に解決し、よりよい社会をつくること。そしてその考え方ということですが、デザインする対象は物や形だけにとどまらず、事や社会のシステムなども含まれます。人口減少時代にあって我が町が目指すべきは、独創的でセンスが良く、新たなコミュニケーションを生み続ける町です。地域おこしやソーシャルデザインに関心が高い人材を活用し、町の将来を担う若者の視点とセンスを生かした魅力あるまちづくりが今こそ求められています。持続可能なまちを実現するために、若者が住み続けたいと思う町のデザインを若者自身が考える「八峰若者デザイン会議」、これは仮のタイトルですが、の設置を提唱したいと思います。これについて町の見解を伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「県内沿岸地域における風車の乱立は目に余るものがある。」とのご意見でございますが、国の「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」では、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることが定められており、このガイドラインに即した対応が事業者の責任において取られ、地域住民の理解のもとで事業が進められているものと考えておりますので、「乱立状態」にはあたらないものと考えております。

次に、「もし洋上風車が建設されることになれば、我々は陸と海の巨大風車に囲まれて生活しなければならないことになる。」とのご指摘でございますが、現在、洋上風力発電事業計画を公表し環境影響評価手続に着手している、「ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社」と「日本風力開発株式会社」の計画によれば、両社ともおおむね能代カントリークラブから能代市寄りの沖合を建設予定地としております。また、陸上風力発電につきましては、「白神ウインドパワー株式会社」が計画している能代山本広域風力発電事業が最も内陸に風車の建設を計画しておりますが、風車の基数は大槻野から内坂周辺の県道常盤峰浜線沿線に4基、内荒巻から石川地区大野周辺に1基であります。以上のことから、八峰町民が「陸と海の風車に囲まれる」とまでは言えないのではないかと考えております。

次に、「風車建設の規制に関する条例若しくはガイドラインを策定する必要があるのではないか。」というご質問でございますが、私は洋上風力発電事業への対応として騒音や低周波音、風車の影などが住民の暮らしに影響を与えることがなく、漁業に影響を及ぼさないとともに、自然環境や景観に配慮した計画とすることはもとより、事業者には環境アセスメントを確実に実施し、町民や町の意見を反映させ、住民の不安に対し丁寧な説明と対応を求めていくことを基本としており、この方針を守っていきたいと繰り返し申し上げてまいりました。

そこで、条例等の制定の必要性についてでございますが、9月議会での見上議員からの一般質問に対し、「陸上小型風力発電については、FIT法による固定買取価格が年々下落していることから、事業者の参入は少なくなっていくものと見込んでおり、現在のところ新たに条例を制定する考えはありませんが、他市町の動向を注視しながら柔軟に対応してまいります。」とお答えしています。その後、現在までに陸上風力発電事業者からガイドラインの有無に関する問い合わせが2件あり、今後しばらくの間、陸上風力発電についても意欲を示す事業者があらわれる可能性があるかと想定されたことから、風

力発電を含む再生可能エネルギーの導入を計画する事業者と町との調整手順を示すとともに、事業者が順守すべき事項を明らかにし、地域住民に十分配慮した事業実施をより確実に履行していただくため、「八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン」を制定し、12月1日より施行しております。ガイドラインは、町ホームページに掲載しておりますので、事業者に対しガイドラインの順守をお願いしてまいります。

次に、若者の視点を生かしたまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、「子育て世代や高齢者の不満や不安の声が少なくない。」とのご指摘であります。秋田県が10月に子育て支援センター「あいあい」を会場に開催した「子育てトーク」の参加者からは、「近くに遊び場や遊具が欲しい。」、「ポンポコ山など車で行けない場所しかない。」、「熊の出没で気軽に外に出られない。」との意見が出されております。親子が徒歩等で行ける範囲に遊び場となる屋内施設を整備することは、現状は非常に困難であります。子育て環境の充実が町の重要な施策目標の一つでありますので、どのような解決策があるのか検討を進めてまいります。

また、高齢者が交流できる場としては、現在、町内10地区で実施しております住民主体による通所型サービスBをはじめ、地域包括支援センターに委託している「介護予防教室」、さらには社会福祉協議会においても、「地域ぐるみ支え合い福祉活動事業」、「ミニデイサービス」、湯っこランドを利用した「生きがいデイサービス」、「一人暮らし老人交流会」、「冬場におけるユニカール競技を中心とした高齢者健康づくり・仲間づくり事業」など多様な取り組みが行われています。奈良議員ご指摘のような声があるとすれば、これらのサービスを利用していないと思われまので、サービスの周知を一層進めてまいります。奈良議員においても周知くださるよう、よろしく願いいたします。

次に、「町の将来を担う若者の視点とセンスを生かした魅力あるまちづくりが今こそ求められている。」とのご指摘であります。町の将来を担う若者の視点をこれからのまちづくりに生かすことの大切さにつきましては、私も同感であります。

奈良議員が提唱された「八峰若者デザイン会議」につきましては、「既成概念にとらわれず、若者ならではの自由な発想でまちづくりを考える」場となる期待感は理解できますが、自由な提言を行う場なのか、あるいは与えられたテーマに関する検討を行う場なのか、具体的な役割が不明でありますので、この会議の設置の是非を判断することは



難しいと考えております。

なお、来年度は令和3年度から始まる「第2次八峰町総合振興計画」後期基本計画を策定することとしておりますので、町の将来を担う若者を、その計画審議会の委員に多く参加していただくよう努めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 1問目の答弁は、見上議員に対する答弁とほぼ同じようなものでした。国のガイドラインに基づいて、事業者が基づいてちゃんとやっているのに、乱立しているとは言えないという、乱立にはあたらないという答弁でしたけども、全く木で鼻をくくったような答弁で、町長の想像力っていうものはないんですかね。まあ考えてみれば分かると思いますけども、今の状態だけでもかなり景観は変わりましたし、美観も損なわれていると私は感じます。もちろん景観に対する感性というのは人それぞれで、主観によるものが大きいとは思いますが、これにですよ、今9基ですか、稼働しているものは9基。で、もう1基建っております。それにさらに、さっき見上議員も言いましたけども、沿岸部とあと内陸部に計3列並ぶわけですよ。これは事業者からフォトモンタージュ写真とか見せてもらったことはありますか、イメージ図を。見なくても私は想像するだけでもちょっと非常に醜悪な光景だと思うんですけども、見せてもらったことはありますか。答弁をお願いします。フォトモンタージュです。風車が建った時のイメージ写真です。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 陸上も含めた形でのそのモンタージュの写真は見たことありません。風力発電だけであれば、そこの部分の講演会とかそういう部分でそのような形の図面は見たことがあります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 平成21年8月に策定された八峰町環境基本計画というのがあります。この中の環境基本条例第15条に指導・勧告等とありまして、第15条、ちょっと読み上げます。「町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼす恐れがある行為に関し、必要な指導や勧告等の措置を講じなければならない。」、2項「前項に定めるもののほか、町は環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。」と書いております。この景観を保全するというのも、これ環境保全するということがイコールではないんですか。いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 景観も当然、環境保全の中には入ると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 当然そう思われるということですよ。この環境基本計画、大変立派なものがあったんですけども、この中に、この会議において風車のことが議題に上ったことっていうのはあるんでしょうか。ただ、これが出来上がった頃には、たぶん風車もたぶん建ち始めてたと思うんですけども、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど平成21年8月に策定されたっていうふうなお話ですけども、私自身はまだ県職員でありましたので、そこの部分にどういう経過でその文言書かれてるかまでは分かりません。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 10年前ですので、たぶんこの頃はおそらくそんなに町内では目立った形では風車はなかったかとは思いますが、この計画、環境審議会自体はまだ存在してますよね。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 奈良議員の質問にお答えします。

環境審議会ですけども、当町での環境審議会の方には、前任から引き継いでる内容としては、旧八森町の大間ごみ処理場の水質検査に関する事項及び町内の小河川、峰浜地区は3河川、八森地区がちょっと正確、7河川くらいだと思ったんですけども、その水質検査について審議をしてきたということで伺っております。ただ、大間のごみ処理場については、結局閉鎖しておりますので、審議する内容について小河川の水質のみになったことから、何か問題があった場合に環境審議会を開催することとし、何年前からちょっと確認はつきりしておりませんが、その時点から環境審議会は開催はしておらないという状況にあります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） つまりこれは無用の長物とは言いませんけども、これを風車の規制に適用することは無理であるということはよく分かりました。

さっき12月1日にガイドラインを新たに施行したと言いましたけども、ホームページを見て初めて私、知りました。これ12月10日に初めて閲覧して知ったわけですけども、

こういうガイドラインができたということをおね、議員だけにでも知らせるべきではないのでしょうか。これだけ問題になっている事項ですので。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この部分については、規制するとかそういう形でなくて、事業者が情報提供を町、それから地域、関係団体に十二分にやってもらうというふうなそういう形の手続ガイドラインでありますので、この前の全協とか議員懇談会とか場があったわけでありまして、まあそういうふうに指摘されれば反省したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では町長は、今後また陸上風車、風力発電に関して、ほかの事業者からまた事業の申請があれば、それは規制、入り口で規制することなく、来たものに関しては受け入れるという考え方でしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これはもう最初から何度もこの議論しておりますけれども、3つの条件です。低周波等が健康被害を及ぼさない、あるいは景観に影響を及ぼさない、漁業に影響を及ぼさなければ、町の資源である強い風を八峰町の活性化に使って活用していきたいというのが、私の基本的な考え方です。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 町の活性化とは具体的にどういうことでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず私の考える部分については、先ほど午前中の議論にもありましたけれども、財政がかなり厳しくなる部分でありますから、その財政的な収入に結びつくもの。それと、それから住んでる方々が安心して暮らせる、そういう部分。それから、産業も持続可能な、持続的発展が、発展までは行けなくても持続可能な、そういうまち。それから、高齢になっても安心して暮らせるまち。そういう部分が私にとっては元気な八峰町の、まあ5つの重点考えてますけれども、そこの部分が実現した形が、こう私が考える元気な活性化、八峰町の活性化だと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今おっしゃった4点は、風車に関しては最初におっしゃった財政収入だけですね。これだけ、これがかかるだけで、あとの3つの安心して暮らせる持続可能な、高齢になっても安心して住めるという点については、風車全く何のメリット

ももたらさないと。先ほど見上議員がね、沼田地区でも体調不良を訴えてる例がもう出てきていると、こういう声を聞いて、後で聞いてみるという答弁でしたけども、結構あるんですよ。夏ですか、9月ですか、峰栄館で日本風力開発の事業者説明会があった時に、まあそれが終わってからちょっと参加者の人と話をしたんですけど、夫婦で海岸の方でバイ貝でしたかね、採ってる夫婦がいるんです。全然採れなくなったっていうんですよ。今までこんなことはなかったと。ヒラメも採れなくなった。何でだべな、何でだべなって言ってるんですよ。あとは八竜の方でもあんまり魚が採れなくなったっていう意見もあります。声もありますし、私も何度も申し上げてますが、由利本荘の方でもやっぱりそういう低周波によると思われる頭痛とかめまいとかのそういう例がやっぱり出てきてるんですね。仁賀保高原でも、まあこれは関連性は分かりませんが、馬が暴れて観光客に襲いかかったっていう例があるらしいんですよ。ですから、風車の建設に関して慎重にも慎重を期すべきだと私は思います。環境省が知見を、因果関係は分からないと言って、分からないから被害はないのだというふうに、影響はないのだというふうに言って、それを町長もそれをよりどころとして風車建設を受け入れたがっているようですけども、やっぱり予防原則から言えば、こういうふうにね被害を及ぼす可能性があるかもしれないものというのは、もっと慎重に考えなければならないと思います。これは急いで建てるべきものではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、漁業の部分からお話します。八峰の漁業、奈良議員も分かるとは思いますけど、平成30年の30年間で、水揚げ額が平成元年16億円ありました。それが今6億円です。平成元年の10年前の昭和54年、10年前は21億円の水揚げがあったんです。漁業全体がものすごい勢いで減少していってます。それが先ほどヒラメが採れなくなったとかいろいろお話しされましたけども、その部分が風車が原因なのか、それはまだ風車が建ってない時代の話もありますので、漁業そのものの、日本海そのものの魚影が非常に少なくなってる部分もあるかと思っています。

それから、私、環境省のガイドライン、ガイドライン、しょっちゅう、まあ資源エネルギー庁ですけど、しゃべりますけど、これはFIT法に基づくガイドラインであります。FIT法というのは、風力発電やった事業者がつくった電気を買ってもらう制度です。で、これの部分のガイドラインですから、そのガイドラインに書かれてる部分を違反すれば、そのつくった電気買ってもらえない話になりますから、まあそういう法律み

たいなガイドラインだと考えていただければと思います。そういうガイドラインに書かれてる部分を含めて、書いてあるものですから、その部分については事業者の方でちゃんと責任持ってやっていくというふうなそういう形というふうに考えております。

あと、急がなくてもいいのではないかという話ですけれども、これは私が急いでる話でなくて、現実、事業者自体がそれぞれに計画を立て進めているわけでありますから、その部分の計画に私の方とすれば、その先ほど来申し上げてるガイドラインに沿った形で地域住民に十分説明して、そういう形で納得していただきながら進めてくださいよというふうな話で、そのスピードを緩やかにするとかやめるとか、そういう部分までは私の考えの中にはありません。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 急ぐというのはそういう意味ではなくて、国全体が国策として風車を建てる、再生エネルギーを進めようという形で非常に前のめりになっているわけですね。風力ありき、再生可能エネルギーありきで進んでますけども、本当に風力は再生可能エネルギーが自然にとって優しいのか。そんなに電力が足りないのか。十分足りてると思いますよ、電力は。東日本大震災以降、事業所もですね自家発電をかなり導入したりして、電力は足りてるはずですよ。何でこんなに風車必要なんですか。ですから、まあ町長は二言目にはガイドラインどうのこうのって言いますが、そうではなくて、町の思想として哲学として、これ以上風車を建てないでくれということを町として言うことはできると思います。いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私は奈良議員と、その部分は決定的に違います。地球の部分の温暖化現象、その部分に関して再生可能エネルギーっていうのは非常に大切な話だと思います。むしろ化石燃料とかそっちの方が非常に問題があるというふうに思います。それと原子力発電所、その部分に関しても、国民のほとんどは駄目だというふうに思っています。だと思います、私個人は。だけれども、その部分だって電気がなければ私たちの生活はなりゆかないというのは、この前、ついこの前、本当に経験したばかりでありますから、何とかして電気のある生活を我々していかなきゃいけない。その部分の再生可能エネルギーっていうのは大変大切だと思います。併せて、今回ノーベル賞もらった人のリチウムイオン電池、私もあれほどの効果があるとはびっくりしましたけれども、蓄電機能があるんです。逆にいけば、電気をためておく機能ができればノーベル賞もの

だねって、私、学生時代に言ったことがあったんですけど、そこの部分が今実現可能な部分になってますので、再生可能エネルギーと結びつけることによって、より安全な電源でその我々の電気のある生活を守れるんじゃないかと思いますので、私自身は再生可能エネルギーの導入は賛成です。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） そこは私と決定的に違うところであります。この地球温暖化、CO<sub>2</sub>地球温暖化説、これが一般的に信じられております。まあ町長も、これ宗教といってもいいぐらいに非常にこれは問題のある学説だと私は思っております。町長もその信者の一人だということが今判明したわけですけども。地球温暖化してます、確かに。温暖化といいますか、温暖期といいますか。氷河期からの戻る段階であると。ですから、これは化石燃料が使われる以前から温暖化してるわけですよ。ノーベル賞受賞したIPCCという組織がありますけども、データを捏造したとして大変問題になりました。町長ご存じでしょうか、このことは。IPCCのことご存じですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 残念ながら分かりません。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 勉強してください。お願いします。

ここでちょっと2010年に発表された日本物理学会誌の論文をちょっとご紹介したいと思います。タイトルが「原因は気温高、CO<sub>2</sub>濃度増は結果」というタイトルであります。槌田敦という学者ですね。「人間社会は、今、大きなウソに支配されている。「人間の排出したCO<sub>2</sub>の約半分が大気中にとどまり、これが原因で気温が上がった」という『人為的CO<sub>2</sub>温暖化説』を科学者・経済学者を含む多くの人々は信じきっている。しかし、人間が排出したCO<sub>2</sub>は7ppmしか大気中にとどまっておらず、またCO<sub>2</sub>が原因で温暖化したという事実証拠は存在せず、さらに理論にも大きな欠陥がある。対し、「気温高が原因でCO<sub>2</sub>濃度増は結果である」という事実証拠が新しく発見され、この温暖化論争は大筋終結することになった。」ちょっと長いのでここでやめますけども、一度こういうCO<sub>2</sub>温暖化説に異議を唱えてる論文にちょっと目を通してみてください。いかにCO<sub>2</sub>温暖化説がまやかしであるかということがよく分かると思います。CO<sub>2</sub>だけじゃないんですよ、温暖化の原因は。一番の、その温暖化の一番の原因は水蒸気であるとも書いてあるんですよ。CO<sub>2</sub>の量っていうのは非常にわずかなもらしいです。だからと

いって、私、化石燃料じゃんじゃん使えって言ってるんじゃないですよ。化石燃料には限りがあるということで、その限りのない風とか水とかを使うというそういう発想になってると思うんですけども、これもまた調べると、実はまだまだ化石燃料はあるんだ。この辺の真偽については私もよく分かりませんが、ただ問題なのはね、CO<sub>2</sub>よりも大気汚染です。大気汚染を解決することが一番重要で、この地球の温度が何で上がってるかっていうのはよく分かってないんですよ。私はね、この人間の力だけでこんなに地球が左右されてる、気温が上がるものかと前からちょっと疑問に思っておりました。ですから、何が何でもCO<sub>2</sub>を減らせ、CO<sub>2</sub>ゼロにしろ、だから再エネだ、風力だ。原発のかわりに風力だ。この理論はちょっとね考え直した方がいいと思います。答弁は要りません。

○議長（門脇直樹君） 2点目の再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まず最初にお聞きしますけども、通告書には書きませんでしたけども、さっき登壇した時に述べましたソーシャルデザインという考え方については、町長は何か見解をお持ちでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 再質問に対しての答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど奈良議員が、ソーシャルデザインとは、社会的な課題を解決する画期的な仕組み、あるいは、よりよい社会づくりをすること及びその考え方というふうな、最後に独創的でセンスが良いまちづくりだというふうなお話されてましたけれども、その言わんとする意味が分かりますけれども、具体的な部分はよくこれ調べてみないと分かりません。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 例えば五城目のシェアビレッジというのをご存じですか。まああれとか、鹿角市で国からの委託事業ですか、でやってる鹿角家という関係人口づくりの事業ですね、まあ鹿角のファンを仮に鹿角家と言うという、ああいうのはまたソーシャルデザインの一つであると思います。従来のまちづくりに対して、こういったソーシャルデザインとか新しい形のまちづくりを模索して実行してる若者も最近非常に増えております。こういった人材を是非まちづくりの会議などに活用して、政策に反映していただきたいと思うんです。町長、さっき振興計画にもし採用できるのであればしたいということをおっしゃってました。あくまでこのデザイン会議というのは、私が仮に考えたタイトルですけども、是非このソーシャルデザインという考え方を取り入れていただければなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 五城目町のあのシェアビレッジって、馬場目小学校のあのきれいな小学校を改築していろんな個人の会社の人方入ってる、そういう施設ですか。

○3番（奈良聡子さん） 違います。

○町長（森田新一郎君） 違うんですか。まずその部分を調べてみて、その部分で来年度、総合振興計画の後期計画つくりますので、その中でそういう意見を求めて、そういう方々も入れればいいなというふうに思います。今必要なのは、やっぱり奈良議員がおっしゃった独創的なまちづくり、ここの部分については、やっぱり若い人方のセンスにはかないませんので、そういう方々のセンスを生かしながら、行政が金を出して口を出さないみたいなそういう形がいければ一番いいかなと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○3番（奈良聡子さん） ありません。

○議長（門脇直樹君） これで3番議員の一般質問を終了します。

森田町長より発言を求められておりますので、発言を許します。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 12月11日の本会議の議案審議における質疑応答の中で、私の発言に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

山本議員から「国保連における算定誤りに伴う八峰町の返還額は。」という質問がありまして、私が福祉保健課長の説明に補足して、標準高額医療費共同事業拠出金の算定誤りによる八峰町の返還額は、平成26年度から平成29年度における4年間で4,370万7,000円あまりと回答しましたが、正しくは福祉保健課長が回答したとおり、4年間で約2,000万円が正しい数字ですので、訂正してお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（門脇直樹君） 森田町長より本会議での発言の訂正の申し出がありました。この申し出につきましては、議会会議規則第64条の規定に基づき許可したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、森田町長の発言の訂正を認めることに決定しました。

日程第3、議案第114号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第114号、八峰町監査委員の選任についてを説明いたします。



八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は、八峰町峰浜目名潟字萩ノ台2番地35。

氏名は、名畑吉男さん。

生年月日は、昭和21年4月17日生まれの方であります。

提案理由は、八峰町監査委員の名畑吉男さんが令和2年1月12日で任期を迎えることから、引き続き八峰町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

名畑さんは、現在の代表監査委員であり、また、八峰町防犯協会の会長、八峰町交通安全協会沢目支部の支部長を務めている方であり、また、大変税務会計に明るい方であることから、引き続き提案させていただいたものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第114号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第114号を採決します。この採決の方法については、八峰町議会会議規則第81条の規定により無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

八峰町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(門脇直樹君) 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(門脇直樹君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(門脇直樹君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票、反対のうち白票ゼロ票です。

以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第114号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(門脇直樹君) 日程第4、議案第115号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 議案第115号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任にしたいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は、八峰町峰浜高野々字高野々141番地。

氏名は、小林金則さん。

生年月日は、昭和25年3月1日生まれの方であります。

提案理由は、八峰町沢目財産区管理委員の木藤直さんが令和2年1月29日で任期満了となることから、新たに八峰町沢目財産区管理委員会として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

小林さんは、現在、高野々自治会の会長を務められているほか、今年の1月14日に参与という形で沢目財産区の委員に就任しております。今回の委員選任にあたっては、高野々自治会及び田中自治会の双方から推薦を得て提案したものでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第115号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 何も小林さんが駄目だとかという話ではございません。木藤直さんで駄目だった理由は何なんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 皆川議員のご質問にお答えします。

沢目財産区の参与と委員ですけれども、1期ごとに高野々自治会と田中自治会が交代で委員の方、ですので、今回小林さん高野々から委員になりますと、田中の方から参与が推薦されるという形でこれまでやってきております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 高野々と田中の入れ替わりということが分かりました。さきの町長の答弁、何か委員が8人いるとかっていうふうな話でしたけれども、名前まではいいですので、どこの地域から委員が出てるか教えてもらいたいんですけども。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 沢目財産区管理会条例の第2条の第2項に、管理会は財産区管理委員7人をもって組織するというふうな形になってます。それで、委員としては、大久保岱、目名瀉、田中、今回田中ですけど、田中除きます。大久保岱、目名瀉、それか

ら岩子、水沢が2人、沼田、それから高野々と田中から1人、その7名であります。

○議長（門脇直樹君） 後で必要であったらその用紙をもらってください。

○7番（見上政子さん） 是非いただきたいです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第115号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定いたしました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第5、発議第9号、「国の一律の基準に基づく公立・公的病院の再編・統合は行わないこと」を求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） これより発議第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査申出書の提出があります。

お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第7、常任委員会の閉会中の所管事務の審査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和元年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 4時00分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 6 番 芹 田 正 嗣

同 署名議員 7 番 見 上 政 子

同 署名議員 8 番 菊 地 薫